

# JFSA白書

平成21年度版



日本貸金業協会  
Japan Financial Services Association

# JFSA 白書

---

平成21年度版



# CONTENTS

## はじめに

### 日本貸金業協会の平成21年度活動内容について

<b>1 苦情処理・相談対応／001</b>	
1 業務の概要	001
2 苦情・相談受付の状況	003
3 その他の活動	004
<b>2 広告審査・業務相談／005</b>	
1 業務の概要	005
2 活動実績	005
<b>3 監査の実施／006</b>	
1 業務の概要	006
2 活動実績	006
<b>4 貸金業務取扱主任者資格試験／007</b>	
1 業務の概要	007
2 活動実績	007
<b>5 行政協力事務／008</b>	
1 業務の概容	008
2 活動実績	008
<b>6 広報・啓発活動／009</b>	
1 業務の概要	009
2 活動実績	009
<b>7 調査研究活動／010</b>	
1 業務の概要	010
2 活動実績	010

## 第1章

### 貸金業界の現状

<b>1 金融庁貸金業関係統計資料／011</b>	
1 貸金業者数の推移	011
2 貸付残高の推移	013
3 業態別貸付金利	016
4 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高	016
5 貸付残高規模別貸付残高	017
6 苦情、相談・照会件数	019

## 2 日本貸金業協会 月次統計資料／020

1 協会員数の推移	020
2 協会員の構成	021
3 貸付残高の推移	022
4 成約率の推移	026
5 貸付種別月間契約数	027
6 店舗数の推移	029
7 保証残高の推移	031

## 第2章

# 貸金業界を取り巻く環境・貸金業法改正について

## 1 貸金業界を取り巻く環境／033

1 貸金業界の沿革	033
2 貸金業法改正	034
3 利息返還請求の急増	035
4 貸金業界を取り巻く環境の変化	036
5 貸金業制度に関するプロジェクトチーム (PT)	036

## 2 改正貸金業法の内容／038

1 1条改正 (平成19年1月20日施行)	038
2 2条改正 (平成19年12月19日施行)	038
3 3条改正 (平成21年6月18日施行)	039
4 4条改正 (平成22年6月までに施行予定)	040

## 第3章

# 貸金業者の経営実態等に関する調査結果について

## 1 アンケート調査概要／045

1 経営実態等に関するアンケート調査	045
2 完全施行に向けた対応状況等に関する調査	048

## 2 貸金業界の実態／049

1 貸付残高の今後の見通し	049
2 貸出金利の状況	052

## 3 完全施行に向けた法改正内容への対応状況／054

1 完全施行への対応状況	054
2 完全施行後の事業継続の可能性	060
3 事業を継続しない貸金業者の今後の見通し	062
4 貸金業法改正に関する「意見」の傾向	063

<b>4 貸金業者の経営状況／065</b>	
1 損益の状況と見通し	065
2 事業コスト構造	068
3 金融機関からの資金調達の状況	069
4 不良債権の状況	071
5 利息返還請求の実態	072
<b>5 貸付先に対する与信姿勢の変化／077</b>	
1 新規貸付および初期審査の状況と今後の見通し	077
2 上限金利引下げへの対応（消費者向無担保貸付）	080
3 総量規制の導入への対応（消費者向無担保貸付）	085
4 完全施行の影響を受ける資金需要者	089
<b>6 本章のまとめ／093</b>	
1 貸金業界の実態	093
2 完全施行に向けた対応状況	093
3 貸金業者の経営状況	093
4 貸付先に対する与信姿勢の変化	094

## 第4章

### 改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等に関する調査結果について

<b>1 アンケート調査概要／095</b>	
1 改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等に関する調査	095
<b>2 収入を証明する書類の提出依頼および取得状況に関する調査結果／100</b>	
1 貸金業者の収入を証明する書類提出依頼の有無および取得状況	100
2 借入利用者が収入を証明する書類を提出しなかった理由	103
3 収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例	104
<b>3 配偶者の資力調査と同意書等必要書類に関する調査結果／106</b>	
1 専業主婦（主夫）の同意書等必要書類の提出状況	106
2 配偶者の収入証明書類の提出可否	107
3 配偶者の借入れに対する認知度	107
4 配偶者の収入を証明する書類が提出困難な理由	108

#### 4 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出／109

- 1 貸金業者の個人事業主に対する総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況…………… 109
- 2 借入残高のある個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否…………… 110
- 3 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出が困難な理由…………… 111

#### 5 本章のまとめ／112

- 1 貸金業者の、収入を証明する書類の提出依頼の有無および取得状況…………… 112
- 2 収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例…………… 112
- 3 配偶者の資力調査と同意書等必要書類の提出可否と借入認知状況…………… 113
- 4 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否…………… 113

## 第5章

### 資金需要者の現状と改正貸金業法の影響に関する調査結果について

#### 1 アンケート調査概要／115

- 1 資金需要者の現状と改正貸金業法の影響に関する調査…………… 115

#### 2 消費者向けアンケート調査結果／123

- 1 申込み・利用の状況…………… 123
- 2 貸金業法改正の認知状況…………… 128
- 3 ヤミ金融被害の状況について…………… 139

#### 3 事業者向けアンケート調査結果／144

- 1 申込み・利用の状況…………… 144
- 2 貸金業法改正の認知状況…………… 157
- 3 ヤミ金融被害の状況について…………… 159

#### 4 本章のまとめ／162

- 1 消費者向けアンケート調査結果より…………… 162
- 2 事業者向けアンケート調査結果より…………… 165

#### 年表（平成18年12月～平成22年1月）…………… 168

# はじめに

## 日本貸金業協会の平成 21 年度 活動内容について

### 〈協会の活動内容〉

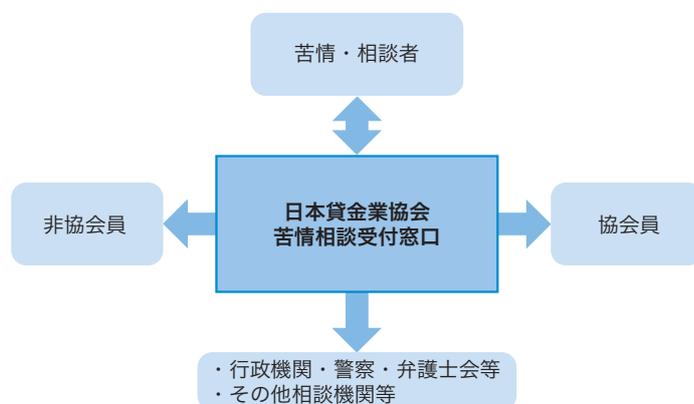
協会では、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること等、その設立目的を達成するために多彩な業務を推進している。平成 21 年度における協会の活動として、「苦情処理・相談対応」、「広告審査・法務相談」、「監査の実施」、「貸金業務取扱主任者資格試験」、「行政協力事務」、「広報・啓発活動」および「調査研究活動」について主な実績を以下に記す。

## 1 苦情処理・相談対応

### 1 業務の概要

資金需要者等が気軽に利用できる苦情相談受付窓口を開設し、公正・中立な立場から貸金業に関わる様々な問題の解決支援を行っている。

図表1 苦情・相談業務の概要



#### ①苦情処理

協会員が営む貸金業務への苦情を広く受け付け、相談に応じるもの。苦情に対し必要な助言を行うとともに、苦情に係る事情を調査し、対象となる協会員に内容を通知。必要に応じて、業務の是正や改善のための措置を求めている。

#### ②相談受付 — 一般相談

「登録業者か確認したい」、「契約内容に不明な点がある」、「ヤミ金業者への対処法を教えてください」等の相談を受け、適切な助言を実施している。

#### ③相談受付 — 債務相談

「多額の借金を抱え返済に困っている」、「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力等を把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介等を実施。また、「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」、「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには生活再建支援等も実施している。

#### ④貸付自粛制度

浪費癖等の理由により、資金需要者本人、または、当該者が所在不明であることが客観的な事実により疎明される場合は親族から貸付自粛の申告を受け、協会は信用情報機関に登録を依頼し、多重債務者の発生防止に役立てている。

#### ⑤協力の要請

協会員以外の貸金業者の違法行為等を理由として、当該業者の是正または改善のための措置を求めるため助言等を実施している。

## 2 苦情・相談受付の状況

協会にて受け付けた苦情・相談の件数、内容は以下の通りである。

図表2 苦情・相談受付件数と内容内訳

(単位・件)

区分	19年度計	20年度計	21年度									計 (※1)
	(19.12-20.3)	(20.4-21.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
取立行為	10	326	14	15	11	23	23	17	23	13	17	156
契約内容	6	85	10	7	8	26	9	14	25	13	9	121
金利	2	7	1	0	0	0	1	1	4	0	1	8
年金担保	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
帳簿の開示	7	82	15	15	23	29	16	12	21	10	7	148
過剰貸付	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
行政当局許称、登録業者許称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保証契約	0	4	1	0	2	0	0	0	1	8	6	18
広告・勧誘(許称以外)	0	11	2	2	2	1	1	2	4	1	2	17
過払金	0	18	1	3	5	13	8	6	5	4	5	50
個人情報(※2)	0	0	-	-	-	-	-	-	4	3	3	10
事務処理(※2)	0	0	-	-	-	-	-	-	2	6	4	12
融資関連(※2)	0	0	-	-	-	-	-	-	3	5	2	10
その他	18	62	9	5	14	15	7	3	2	3	2	60
苦情計(※4)	43	597	53	47	66	107	65	55	95	66	58	612
返済困難	1,180	5,214	393	384	397	406	276	366	290	236	201	2,949
返済義務	207	1,011	96	55	89	94	61	82	80	68	51	676
身分証明書等の紛失等	542	2,023	183	125	136	126	143	123	143	109	108	1,196
貸付自粛依頼・撤回	2,249	8,240	714	642	658	589	595	615	517	496	484	5,310
信用情報	593	2,722	318	244	313	285	234	283	241	230	232	2,380
登録業者確認	983	3,824	339	310	355	238	415	414	352	349	333	3,105
手数料	15	77	2	1	5	7	6	6	8	0	7	42
ダイレクトメール	87	258	18	10	8	12	5	13	6	9	4	85
契約内容	205	1,849	120	114	137	260	164	182	193	98	85	1,353
帳簿の開示	50	282	22	23	25	23	15	22	16	10	12	168
保証人の関係	48	180	15	11	17	16	13	13	12	16	6	119
金利・計算方法	290	1,109	84	50	76	66	57	52	50	45	35	515
自己破産・調停・民事再生手続	55	325	33	20	25	28	14	24	17	15	15	191
ヤミ金融・違法業者被害あり	336	1,585	109	105	112	124	99	107	94	91	78	919
ヤミ金融・違法業者被害なし	261	2,318	218	200	206	206	205	189	188	163	108	1,683
融資関連(借入相談等)	0	2,541	662	334	641	744	555	401	403	343	266	4,349
過払金	0	1,211	165	149	174	157	137	142	117	98	101	1,240
業者の連絡先(※2)(※3)	0	0	-	-	-	-	-	-	901	799	839	2,539
その他	1,007	7,442	1,062	869	1,131	1,145	925	1,144	320	421	331	7,348
相談・照会計(※4)	8,108	42,211	4,553	3,646	4,505	4,526	3,919	4,178	3,948	3,596	3,296	36,167

(※1) 計は21年度計(平成21年4月~12月)。

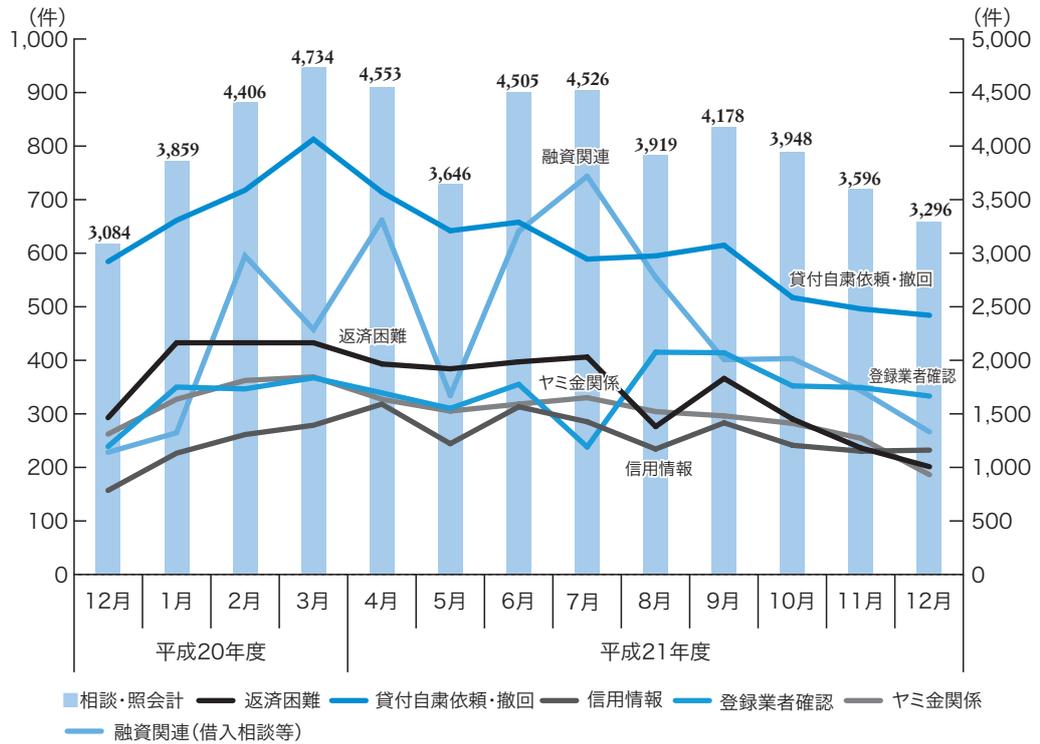
(※2) 項目は平成21年10月から集計開始。

(※3) 平成21年9月以前は「その他」項目に含まれる。

(※4) 平成21年10月より、苦情内容の定義変更を行ったため、従来「相談・照会」であった一部の件数が「苦情」として取り扱われている。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

図表3 〈参考〉相談件数と主要項目の推移



### 3 その他の活動

項目	概要
生活再建支援	<p>家計収支改善による生活の立て直しや買い物癖やギャンブル癖等により債務を抱えた相談者に対して行う心理カウンセリングによる再発防止を目的とした支援を実施。カウンセリングには基礎訓練を修了した相談員（カウンセラー）が対応している。</p> <p>今年度（平成21年4月～12月）実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者人数：441名</li> <li>●カウンセリング実施件数：871回</li> </ul>
外部機関との連携強化（出前講座）	<p>協会の認知度向上および一層の連携強化を図るため、消費者団体、消費生活センター等への訪問による生活再建債務相談やカウンセリング研修を実施。</p>

## 2

### 広告審査・業務相談

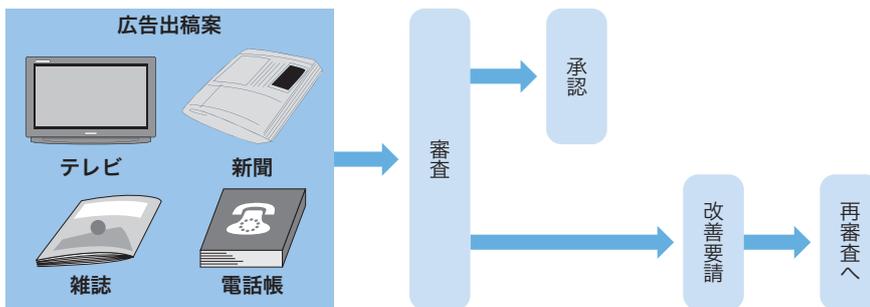
#### 1 業務の概要

資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会員を対象に、広告出稿事前審査や業務相談等を実施している。

##### ① 広告審査

協会員が行う、個人向無担保・無保証貸付けの「テレビCM」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「電話帳広告」については、出稿事前審査を実施。また、事前審査対象外の広告については、必要に応じ適宜指導を行い、資金需要者等にとって、業者や商品選択のよりどころとなる広告が誤解を生まないよう、適切な表記・表現での広告活動を支援・確立している。また、出稿審査の他にも出稿状況のモニタリング調査も実施している。

図表4 広告出稿事前審査の概要



##### ② 業務相談

協会員を対象に、業務相談に応じ、問題解決の支援を実施。「自主規制基本規則や他の業務規定の解釈は?」、「社内規則に定めるべき内容は?」といったケースにも対応。また、寄せられた相談から協会員の業務に参考となる代表的な事例を公表している。

#### 2 活動実績

実施項目	概要
広告出稿事前審査	テレビ、新聞、雑誌、電話帳広告について、出稿事前審査を実施。必要に応じて改善要請を行い、再審査を実施。 今年度（平成21年4月～12月）審査件数：694件
協会員からの問合せ対応	社内規程、広告勧誘、法令等解釈、書式関係等、協会員からの問合せへの回答。 今年度（平成21年4月～12月）問合せ件数：4,568件

# 3 監査の実施

## 1 業務の概要

協会員における法令や諸規則の遵守と、それらを遵守するための内部管理態勢整備による業務の適正な運営確保等の観点から、「一般監査」と必要に応じた「特別監査」を実施している。

### ①一般監査

法令・自主規制基本規則等諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、協会が全般的な点検を実施。一般監査には、協会員から協会に提出される書類に基づいて行われる「書類監査」と、協会員の営業所等において行う「実地監査」がある。

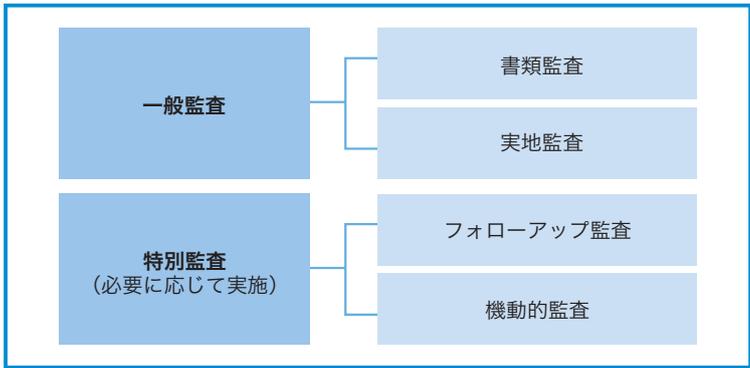
### ②特別監査

法令・自主規制基本規則等諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検するもの。協会の監査において認められた指導事項の改善状況を確認する「フォローアップ監査」と、監督官庁から要請された項目等について実態の調査を行う「機動的監査」がある。

### ③監督官庁との連携

適切かつ効率的な監査を行う観点から、監督官庁と密接な連携を図るため、「監督上の留意事項等」、「年度監査計画に基づく監査対象協会員等」、「監査結果および協会員からの改善状況等」の各事項について、意見交換を実施している。

図表5 監査業務の概要



## 2 活動実績

実施項目	概要
平成20年度書類監査 <sup>(※1)</sup> に基づく協会員の処分の実施	実施した書類監査の結果に基づき、処分および勧告を実施。詳細は協会ホームページにて公表。(処分57件、うち除名6件。なお、除名以外の処分は勧告を併科)
平成21年度書類監査の実施	全協会員に対し、完全施行の準備対応等について実施。
平成21年度実地監査の実施	全協会員から規模・業種に偏りがないよう対象会社を抽出し実地監査を実施。(平成22年1月末現在：56社)
平成21年度特別監査の実施	平成20年度書類監査で「会員権の停止処分を科した協会員」から対象会社を抽出して特別監査を実施。(平成22年3月5日現在：8社)

(※1) 平成20年度書類監査とは、全協会員に対し、社内規則に基づく業務の実施状況について合計88項目を書面により回答を求めた監査。

# 4

## 貸金業務取扱主任者資格試験

### 1 業務の概要

改正貸金業法では貸金業の適正化の一環として、貸金業務取扱主任者について資格試験が導入された。これにより、平成21年6月18日に協会は貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、同年8月30日に第1回の貸金業務取扱主任者の試験を実施した。また、資格試験の実施と併せて貸金業務取扱主任者の登録事務についても委託を受けており、貸金業法上の指定試験機関として、その責務を果たしている。

#### ①試験事務

- ・試験問題の作成および試験委員会の運営に関すること
- ・試験実施要領の作成および試験結果の公表および報告に関すること
- ・資格試験の運営に関すること
- ・業務委託先の選定および委託先の管理に関すること
- ・事業計画書および収支予算書の作成に関すること

#### ②登録事務

- ・主任者登録に関すること
- ・主任者登録の手引きの作成に関すること
- ・手数料の収納に関すること
- ・試験事務および主任者登録事務に係る会計に関すること

### 2 活動実績

実施項目	試験日	受験者	合格者	試験地
貸金業務取扱主任者 資格試験	平成21年8月30日	44,708名	31,340名	札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、 横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、 京都、神戸、広島、高松、福岡、 熊本、沖縄
	平成21年11月22日	16,597名	10,818名	
	平成21年12月20日	12,101名	7,919名	
	平成22年2月28日	8,867名	5,474名	

## 5 行政協力事務

### 1 業務の概要

貸金業の登録申請・更新・変更等の申請書類受付事務を財務局や各都道府県から委託を受けている。

### 2 活動実績

委託を受けている主な行政協力事務	受付件数
貸金業登録申請、登録更新申請の受付事務	783
変更、廃業等の届出の受付事務	6,255
貸金業を開始または、休止したときに要する届出書類等の各種届出の受付事務	1,270
事業報告書、業務報告書の受付事務	5,503

(注1) 受付件数は、今年度（平成21年4月～平成22年1月）実績。

# 6

## 広報・啓発活動

### 1 業務の概要

#### ①広報活動

協会員に対して、毎月発行する「JFSAnews」等を通じて、貸金業法・業界関連情報・業務情報・協会の活動内容等を発信し、業務の適正化や業界の健全化に役立てている。また、業界全体の社会的評価や信頼の向上を目指し、協会の活動全般についてディスクローズを幅広く実施している。

#### ②啓発活動

多重債務の未然防止等の観点から、金銭・利息・貸金業や金融に関する知識の普及・啓発活動を実施。さらに、ヤミ金融に代表される違法行為への注意喚起や返済等で困ったときのための苦情相談窓口の認知促進等にも努めている。

### 2 活動実績

	活動名	実施時期	概要
広報活動	広報誌による取組み	毎月および4半期毎	協会員に対し月刊誌「JFSA news」および季刊誌「季刊JFSA」を発行し、業務の適正化に資する情報、業界関連情報等を発信する。
	新聞広告等による取組み	随時	業界紙・関係諸団体の機関誌等へ協会広告を掲載し、認知度向上等を図る。
	渉外活動による取組み	随時	プレスリリースの積極的な配信等により行政機関・関係諸団体・マスコミ等に対し、各種情報提供を実施。
消費者啓発活動	「改正貸金業法」広報活動	平成21年3月～8月	法施行時に資金需要者等が困惑することのないように資金需要者等への影響が想定される主な法改正内容について、新聞、雑誌、インターネット広告等による事前の広報活動を実施。
	家計管理診断コンテンツの開発	平成21年9月	多重債務者発生防止の啓発ツールとして、協会ホームページで運用している「消費行動診断・家計管理診断」コンテンツに、新たに3つのコンテンツを追加。
	消費者啓発用冊子の配布	平成22年1月	ローンやキャッシングの基礎知識をまとめたガイドブックを制作・配布（成人式用124,422部、消費生活センター26,455部）。
	出前講座等による取組み	随時	高等学校、大学、消費生活センター等からの要請に基づき、講師を派遣し多重債務防止や悪質業者等について出前講座を実施（平成21年4月～12月実績：開催39回、参加者のべ1,100名）。

# 7 調査研究活動

## 1 業務の概要

貸金業が国民経済に果たす役割を踏まえながら、その現状と動向等について、適時調査・研究を実施して、必要に応じた企画立案や業界動向を把握した情報発信等を行っている。

## 2 活動実績

実施項目	時期	概要
月次実態調査	平成20年 7月～ (以後毎月公表)	貸金市場の現状と動向を把握することを目的に協会各社の協力を得て、残高規模動向等を月次で調査。結果は毎月ホームページで公表。 ※本白書第2章のコンテンツ
貸金業者の経営実態等に関する調査	平成21年10月	貸金業界の現状、改正法の影響等を、業者の経営実態を通じて把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第3章のコンテンツ
貸金業法改正の認知等に関する調査	平成21年10月	貸金業法改正の認知等について、認知度および認知経路等を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第4章のコンテンツ
完全施行に向けた対応状況等に関する調査	平成21年11月	貸金業法改正の完全施行に向け、借入利用者と貸金業者それぞれの対応状況等を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第3章および第4章のコンテンツ
資金需要者等の現状と動向に関する調査	平成22年1月	資金需要者の動向および貸金業法改正の影響等を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第5章のコンテンツ
その他の調査	—	その他、協会運営や業界の健全な発展、資金需要者等の利益保護に資することを目的として各種調査を実施。

# 第1章

## 貸金業界の現状

### 1 金融庁貸金業関係統計資料

#### 1 貸金業者数の推移

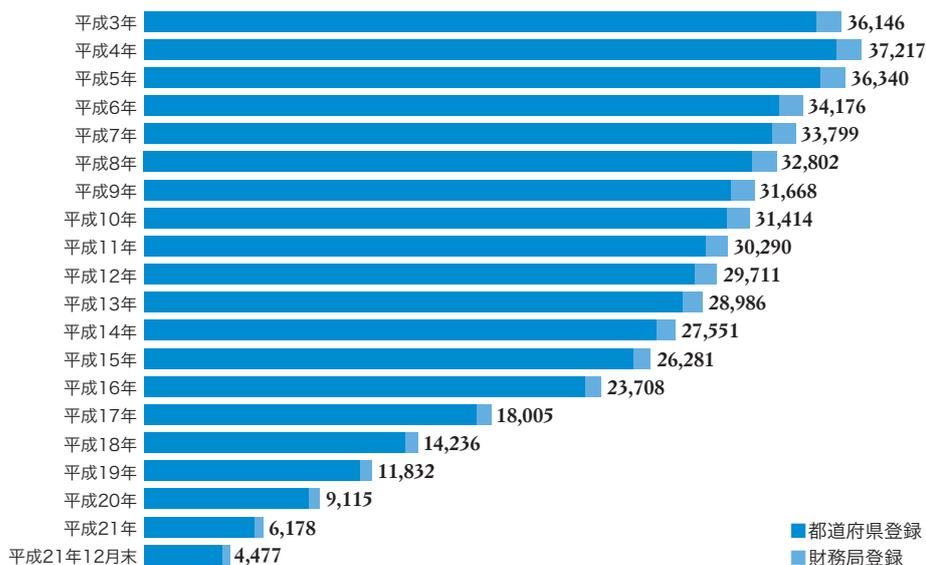
##### ①各年度末の推移

貸金業者数は年々減少の一途をたどっている。平成21年3月末時点における貸金業者数は6,178社である。なお、直近平成21年12月末時点では4,477社となっている。

図表1-1 貸金業者数の長期的な推移（平成3年～平成21年）

（単位：社）

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
都道府県登録	34,841	35,879	35,034	32,900	32,526	31,521	30,400	30,186	29,095	28,543
財務局登録	1,305	1,338	1,306	1,276	1,273	1,281	1,268	1,228	1,195	1,168
合計	36,146	37,217	36,340	34,176	33,799	32,802	31,668	31,414	30,290	29,711
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成21年12月末
都道府県登録	27,896	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	4,053
財務局登録	1,090	1,000	929	839	762	702	664	580	473	424
合計	28,986	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,477



（注1）平成21年12月末を除き、各年3月末の数値。

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

## ②財務局、都道府県登録別

図表1-2 財務局、都道府県登録別貸金業者数の推移(平成20年12月末、平成21年12月末)

(単位：社)

	平成20年	平成21年		平成20年	平成21年		平成20年	平成21年
関東財務局	237	197	東北財務局	32	30	四国財務局	21	18
東京都	1,620	1,119	宮城県	105	68	香川県	51	28
神奈川県	194	121	岩手県	51	27	徳島県	44	28
埼玉県	107	75	福島県	46	17	愛媛県	104	63
千葉県	121	67	秋田県	27	22	高知県	66	36
山梨県	33	21	青森県	51	29	小計	265	155
栃木県	41	15	山形県	35	17	四国管内合計	286	173
茨城県	68	36	小計	315	180	九州財務局	22	17
群馬県	48	28	東北管内合計	347	210	熊本県	101	50
新潟県	47	26	東海財務局	31	29	大分県	56	33
長野県	42	21	愛知県	225	156	宮崎県	63	34
小計	2,321	1,529	静岡県	113	85	鹿児島県	70	40
関東管内合計	2,558	1,726	三重県	76	46	小計	290	157
近畿財務局	78	64	岐阜県	48	29	九州管内合計	312	174
大阪府	628	387	小計	462	316	福岡財務支局	28	23
京都府	173	122	東海管内合計	493	345	福岡県	510	283
兵庫県	269	187	北陸財務局	11	8	佐賀県	28	13
奈良県	55	36	富山県	45	31	長崎県	117	75
和歌山県	63	28	石川県	43	29	小計	655	371
滋賀県	44	32	福井県	41	22	福岡管内合計	683	399
小計	1,232	792	小計	129	82	沖縄総合事務局	5	4
近畿管内合計	1,310	856	北陸管内合計	140	90	沖縄県	244	129
北海道財務局	10	8	中国財務局	25	21	小計	244	129
北海道	224	137	広島県	104	70	沖縄管内合計	249	133
小計	224	137	山口県	70	44	財務局計	500	424
北海道管内合計	234	145	岡山県	101	77	都道府県計	6,441	4,053
			鳥取県	19	9	小計	6,941	4,477
			島根県	10	5			
			小計	304	205			
			中国管内合計	329	226			

(注1) 計数は、今後異動することがある。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

## 2 貸付残高の推移

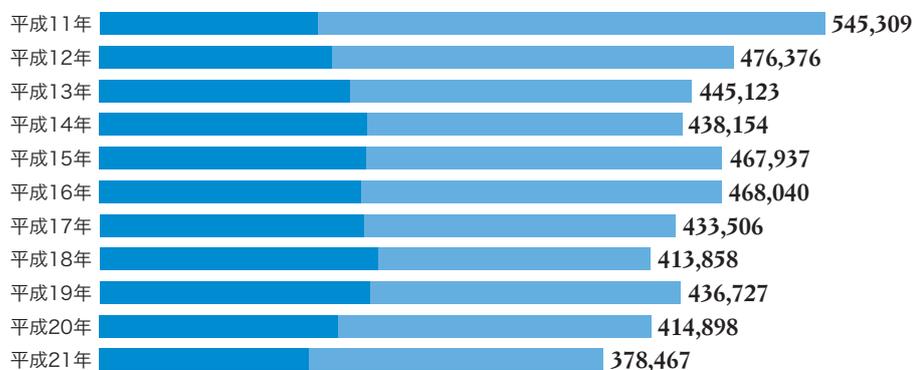
### ①消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

「消費者向貸付残高」は、平成18年を境に減少へ転じており、直近の3年間で約5兆1,700億円の貸付残高が減少している。また、「事業者向貸付残高」は、平成11年以降、減少傾向にある。

図表1-3 貸付残高の推移（平成11年～平成21年）

（単位：億円）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
消費者向貸付残高	163,954	174,778	188,292	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281
事業者向貸付残高	381,354	301,598	256,831	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186
合計	545,309	476,376	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467



（注1）各年3月末の数値。

■消費者向貸付残高 ■事業者向貸付残高

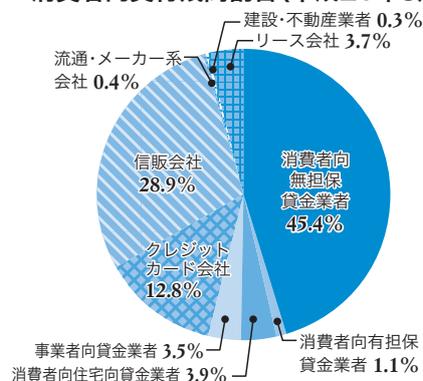
（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

### ②業態別の貸付残高

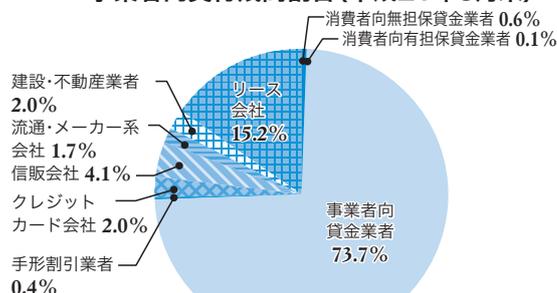
平成21年3月末時点においては、消費者向貸付の45.4%を「消費者向無担保貸金業者」が担っており、28.9%を「信販会社」が担っている。事業者向貸付については、「事業者向貸金業者」が73.7%を担っており、15.2%を「リース会社」が担っている。

図表1-4 業態別貸付残高割合

#### ■消費者向貸付残高割合（平成21年3月末）



#### ■事業者向貸付残高割合（平成21年3月末）



■消費者向無担保貸金業者 ■消費者向有担保貸金業者 ■消費者向住宅向貸金業者 ■事業者向貸金業者 ■手形割引業者

■クレジットカード会社 ■信販会社 ■流通・メーカー系会社 ■建設・不動産業者 ■質屋 ■リース会社 ■日賦貸金業者

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

業態別の貸付残高構成比の推移を見ると、消費者向無担保貸金業者は、平成5年以降、増加傾向にあったが、平成18年を境に減少に転じている。

図表1-5① 業態別貸付残高の推移（平成5年～平成21年）

(単位：億円)

	貸付残高								
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成11年	平成12年	平成13年	
消費者向無担保貸金業者	43,900	45,731	52,177	64,771	74,833	89,845	95,948	106,263	
消費者向有担保貸金業者	11,424	8,481	8,172	6,065	5,768	4,185	3,514	2,755	
消費者向住宅向貸金業者	11,964	14,326	15,643	14,843	14,137	8,589	13,751	15,054	
事業者向貸金業者	434,092	415,441	393,910	358,489	339,906	267,382	204,360	179,977	
手形割引業者	5,743	4,493	4,241	5,527	4,190	4,709	4,272	4,274	
クレジットカード会社	13,482	13,012	12,657	12,586	12,391	13,228	19,268	12,888	
信販会社	64,453	67,595	64,427	63,222	58,461	59,979	54,170	62,052	
流通・メーカー系会社	11,504	9,403	10,316	12,024	11,274	11,764	9,547	6,882	
建設・不動産業者	56,002	53,279	46,149	36,236	24,907	24,262	23,774	17,841	
質屋	1,299	1,742	1,733	1,212	1,359	1,591	1,279	1,341	
リース会社	148,349	141,559	124,120	109,539	93,381	59,117	45,797	35,035	
日賦貸金業者	381	486	388	801	603	652	691	754	
合計	802,593	775,548	733,933	685,320	641,216	545,309	476,376	445,123	
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
消費者向無担保貸金業者	119,341	120,074	117,169	116,720	117,403	108,601	89,659	72,853	
消費者向有担保貸金業者	2,877	2,187	2,288	1,824	1,285	2,408	1,653	1,933	
消費者向住宅向貸金業者	12,427	8,067	7,226	5,751	9,183	7,154	6,992	6,158	
事業者向貸金業者	178,909	222,336	228,062	193,333	160,580	177,810	178,547	168,546	
手形割引業者	3,697	2,702	2,679	2,385	2,206	2,348	1,597	961	
クレジットカード会社	16,233	16,828	16,202	14,706	23,345	25,413	26,334	24,635	
信販会社	51,917	47,702	50,870	53,093	53,504	57,293	55,509	54,434	
流通・メーカー系会社	5,632	5,412	6,765	6,903	6,552	6,631	4,044	4,317	
建設・不動産業者	12,085	9,248	7,313	5,507	5,432	6,010	5,731	4,962	
質屋	988	425	437	240	198	251	141	132	
リース会社	33,350	32,375	28,416	32,379	33,495	42,496	44,543	39,435	
日賦貸金業者	694	576	607	660	672	307	142	95	
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	

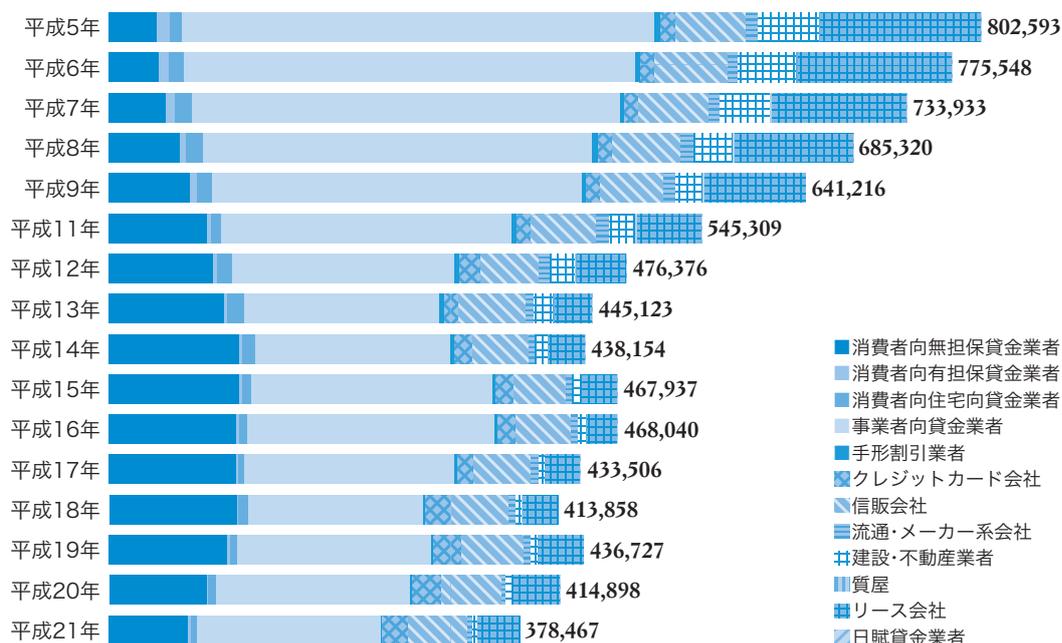
	業態別の貸付残高の構成比								
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成11年	平成12年	平成13年	
消費者向無担保貸金業者	5.5%	5.9%	7.1%	9.5%	11.7%	16.5%	20.1%	23.9%	
消費者向有担保貸金業者	1.4%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	
消費者向住宅向貸金業者	1.5%	1.8%	2.1%	2.2%	2.2%	1.6%	2.9%	3.4%	
事業者向貸金業者	54.1%	53.6%	53.7%	52.3%	53.0%	49.0%	42.9%	40.4%	
手形割引業者	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	0.7%	0.9%	0.9%	1.0%	
クレジットカード会社	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	2.4%	4.0%	2.9%	
信販会社	8.0%	8.7%	8.8%	9.2%	9.1%	11.0%	11.4%	13.9%	
流通・メーカー系会社	1.4%	1.2%	1.4%	1.8%	1.8%	2.2%	2.0%	1.5%	
建設・不動産業者	7.0%	6.9%	6.3%	5.3%	3.9%	4.4%	5.0%	4.0%	
質屋	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	
リース会社	18.5%	18.3%	16.9%	16.0%	14.6%	10.8%	9.6%	7.9%	
日賦貸金業者	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
消費者向無担保貸金業者	27.2%	25.7%	25.0%	26.9%	28.4%	24.9%	21.6%	19.2%	
消費者向有担保貸金業者	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.6%	0.4%	0.5%	
消費者向住宅向貸金業者	2.8%	1.7%	1.5%	1.3%	2.2%	1.6%	1.7%	1.6%	
事業者向貸金業者	40.8%	47.5%	48.7%	44.6%	38.8%	40.7%	43.0%	44.5%	
手形割引業者	0.8%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	
クレジットカード会社	3.7%	3.6%	3.5%	3.4%	5.6%	5.8%	6.3%	6.5%	
信販会社	11.8%	10.2%	10.9%	12.2%	12.9%	13.1%	13.4%	14.4%	
流通・メーカー系会社	1.3%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.5%	1.0%	1.1%	
建設・不動産業者	2.8%	2.0%	1.6%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.3%	
質屋	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	
リース会社	7.6%	6.9%	6.1%	7.5%	8.1%	9.7%	10.7%	10.4%	
日賦貸金業者	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(注1) 平成10年は未集計。

(注2) 各年3月末の数値。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

図表1-5② 業態別貸付残高の推移（平成5年～平成21年）



(注1)平成10年は未集計。  
 (注2)各年3月末の数値。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

図表1-6 〈参考〉貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本事業者金融協会に加盟しているものにあっては2割5分以上）のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の公益法人、自動車関係の公益法人に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑩と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの（⑩と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑩と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑩と重複する場合には⑫が優先する）

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

### 3 業態別貸付金利

図表1-7 業態別貸付金利（平成21年3月末）

業態	業者数 (※2)	消費者向貸付				事業者向貸付				合計		
		残高 (億円) (※3)	構成比	金利(%) (※4)	うち 無担保残高 (億円)(※3)	金利(%) (※4)	残高 (億円) (※3)	構成比	金利(%) (※4)	残高 (億円) (※3)	構成比	金利(%) (※4)
消費者向無担保貸付金業者	1,665	71,454	45.4%	20.33	65,865	20.90	1,398	0.6%	13.32	72,853	19.2%	20.19
うち大手(※1)	15	65,614	41.7%	20.14	60,162	20.73	870	0.4%	13.86	66,485	17.6%	20.05
うち大手以外	1,650	5,839	3.7%	22.46	5,702	22.66	528	0.2%	12.45	6,368	1.7%	21.63
消費者向有担保貸付金業者	314	1,699	1.1%	6.84	72	20.27	233	0.1%	7.13	1,933	0.5%	6.88
消費者向住宅向貸付金業者	78	6,069	3.9%	3.55	63	4.22	89	0.0%	3.53	6,158	1.6%	3.55
事業者向貸付金業者	1,184	5,467	3.5%	6.95	1,909	12.38	163,078	73.7%	2.33	168,546	44.5%	2.48
手形割引業者	206	10	0.0%	12.69	6	14.34	950	0.4%	8.81	961	0.3%	8.85
クレジットカード会社	154	20,173	12.8%	16.62	19,588	17.03	4,462	2.0%	1.62	24,635	6.5%	13.90
信販会社	112	45,402	28.9%	17.47	44,307	17.81	9,031	4.1%	2.40	54,434	14.4%	14.97
流通・メーカー系会社	60	630	0.4%	17.38	617	17.49	3,687	1.7%	2.49	4,317	1.1%	4.66
建設・不動産業者	202	531	0.3%	9.54	22	14.68	4,431	2.0%	4.69	4,962	1.3%	5.21
質屋	65	38	0.0%	22.23	12	23.70	94	0.0%	11.22	132	0.0%	14.43
リース会社	96	5,802	3.7%	3.14	234	3.47	33,632	15.2%	3.25	39,435	10.4%	3.24
日賦貸付金業者	157	-	-	-	-	-	95	0.0%	52.21	95	0.0%	52.21
合計	4,293	157,281	100.0%	17.09	132,699	19.12	221,186	100.0%	2.64	378,467	100.0%	8.64

(注) 1) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(※1) 「消費者向無担保貸付金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(※2) 業者数は、業務報告書提出業者(5,113)のうち、貸付残高のない業者(820)を除いたものである。

(※3) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(※4) 「金利」は「平均約定金利」である。

(出典：金融庁貸付金関係統計資料集)

### 4 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

図表1-8 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成21年3月末）

業態	業者数 (※2)	消費者向貸付				事業者向貸付				合計		
		件数 (件)(※3)	残高 (億円) (※4)	1件当たり 平均 貸付残高 (千円)	うち 無担保 件数(件) 残高(億円) (※3)(※4)	うち 無担保 残高(億円) (※4)	1件当たり 平均 貸付残高 (千円)	件数 (件)(※3)	残高 (億円) (※4)	1件当たり 平均 貸付残高 (千円)	件数 (件)(※3)	残高 (億円)(※4)
消費者向無担保貸付金業者	1,665	13,489,839	71,454	530	13,352,408	65,865	493	67,388	1,398	2,075	13,557,227	72,853
大手(※1)	15	10,708,375	65,614	613	10,579,621	60,162	569	35,072	870	2,481	10,743,447	66,485
大手以外	1,650	2,781,464	5,839	210	2,772,787	5,702	206	32,316	528	1,634	2,813,780	6,368
消費者向有担保貸付金業者	314	63,982	1,699	2,655	28,926	72	249	3,023	233	7,708	67,005	1,933
消費者向住宅向貸付金業者	78	66,171	6,069	9,172	5,801	63	1,086	250	89	35,600	66,421	6,158
事業者向貸付金業者	1,184	603,388	5,467	906	580,031	1,909	329	241,825	163,078	67,436	845,213	168,546
手形割引業者	206	2,077	10	481	1,778	6	337	39,764	950	2,389	41,841	961
クレジットカード会社	154	15,449,936	20,173	131	15,441,610	19,588	127	11,208	4,462	39,811	15,461,144	24,635
信販会社	112	33,522,366	45,402	135	33,507,534	44,307	132	23,004	9,031	39,258	33,545,370	54,434
流通・メーカー系会社	60	242,037	630	260	241,392	617	256	1,809	3,687	203,814	243,846	4,317
建設・不動産業者	202	11,198	531	4,742	4,686	22	469	7,956	4,431	55,694	19,154	4,962
質屋	65	11,547	38	329	4,840	12	248	1,477	94	6,364	13,024	132
リース会社	96	123,695	5,802	4,691	81,741	234	286	22,350	33,632	150,479	146,045	39,435
日賦貸付金業者	157	-	-	-	-	-	-	25,810	95	368	25,810	95
合計	4,293	63,586,236	157,281	247	63,250,747	132,699	210	445,864	221,186	49,608	64,032,100	378,467

(注) 1) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(※1) 「消費者向無担保貸付金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(※2) 貸付業者数は、業務報告書提出業者(5,113)のうち、貸付残高のない業者(820)を除いたものである。

(※3) 「件数」は各業者分を単純合計したもの(延べ数)。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

(※4) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸付金関係統計資料集)

## 5 貸付残高規模別貸付残高

### ①消費者向無担保貸付金業者

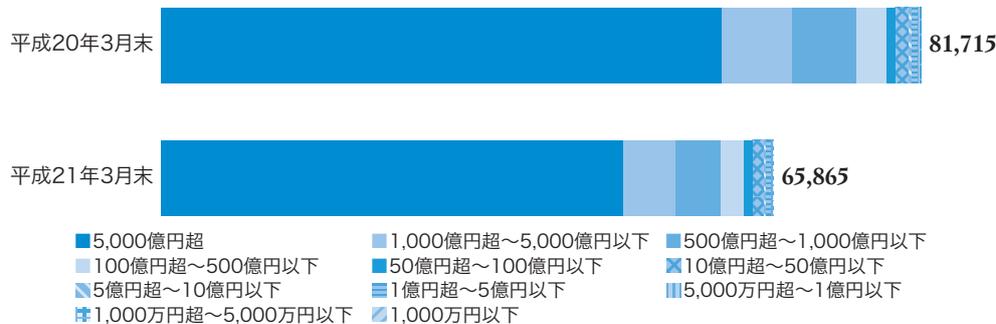
消費者向無担保貸付について、平成20年3月末から平成21年3月末までの1年間で、貸付残高の合計が約1兆5,900億円減少している。

図表1-9 消費者向無担保貸付金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	平成20年3月末							平成21年3月末						
	該当業者数	消費者向無担保貸付残高						該当業者数	消費者向無担保貸付残高					
		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)
5,000億円超	6	0.3%	60,225	73.7%	10,332,129	64.8%	583	6	0.4%	49,579	75.3%	8,849,447	66.3%	560
1,000億円超～5,000億円以下	4	0.2%	7,565	9.3%	1,178,345	7.4%	642	3	0.2%	5,660	8.6%	974,452	7.3%	581
500億円超～1,000億円以下	9	0.4%	6,911	8.5%	1,557,681	9.8%	444	6	0.4%	4,922	7.5%	755,722	5.7%	651
100億円超～500億円以下	16	0.7%	3,255	4.0%	1,471,463	9.2%	221	11	0.7%	2,437	3.7%	1,442,836	10.8%	169
50億円超～100億円以下	13	0.6%	940	1.2%	317,698	2.0%	296	13	0.8%	948	1.4%	378,829	2.8%	250
10億円超～50億円以下	57	2.4%	1,374	1.7%	434,230	2.7%	316	53	3.2%	1,166	1.8%	425,743	3.2%	274
5億円超～10億円以下	46	1.9%	334	0.4%	148,569	0.9%	225	40	2.4%	284	0.4%	122,087	0.9%	233
1億円超～5億円以下	293	12.4%	677	0.8%	290,747	1.8%	233	242	14.5%	550	0.8%	245,397	1.8%	224
5,000万円超～1億円以下	253	10.7%	181	0.2%	73,931	0.5%	245	174	10.5%	123	0.2%	53,318	0.4%	231
1,000万円超～5,000万円以下	849	36.0%	211	0.3%	105,448	0.7%	200	655	39.3%	169	0.3%	88,260	0.7%	191
1,000万円以下	814	34.5%	37	0.0%	25,771	0.2%	144	462	27.7%	22	0.0%	16,317	0.1%	135
合計	2,360	100.0%	81,715	100.0%	15,936,012	100.0%	513	1,665	100.0%	65,865	100.0%	13,352,408	100.0%	493

### ■ 貸付残高規模別貸付残高（消費者向無担保貸付）

（単位：億円）



（注1）上記は、各業者の消費者向無担保貸付残高規模ごとに分類したものである。

（注2）貸付金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（\*1）貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

（出典：金融庁貸付金業関係統計資料集）

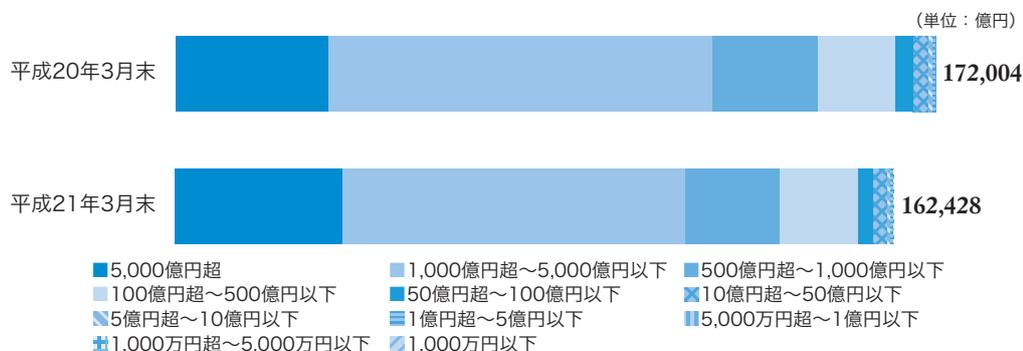
## ②事業者向貸金業者

事業者向貸付について、平成20年3月末から平成21年3月末までの1年間で、貸付残高の合計が約9,600億円減少している。

図表1-10 事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	平成20年3月末							平成21年3月末						
	該当業者数	事業者向貸付残高						該当業者数	事業者向貸付残高					
		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)
5,000億円超	5	0.3%	34,550	20.1%	37,671	9.5%	91.7	5	0.4%	37,854	23.3%	31,110	13.5%	121.7
1,000億円超～5,000億円以下	40	2.8%	86,998	50.6%	102,195	25.7%	85.1	37	3.1%	77,361	47.6%	7,423	3.2%	1042.2
500億円超～1,000億円以下	35	2.4%	23,852	13.9%	151,876	38.1%	15.7	32	2.7%	21,552	13.3%	48,305	21.0%	44.6
100億円超～500億円以下	77	5.3%	17,498	10.2%	57,305	14.4%	30.5	76	6.4%	17,665	10.9%	100,112	43.6%	17.6
50億円超～100億円以下	55	3.8%	4,028	2.3%	8,901	2.2%	45.3	46	3.9%	3,298	2.0%	4,382	1.9%	75.3
10億円超～50億円以下	144	10.0%	3,426	2.0%	16,183	4.1%	21.2	138	11.7%	3,281	2.0%	11,896	5.2%	27.6
5億円超～10億円以下	103	7.1%	752	0.4%	3,421	0.9%	22.0	93	7.9%	679	0.4%	7,920	3.4%	8.6
1億円超～5億円以下	284	19.7%	676	0.4%	11,016	2.8%	6.1	235	19.8%	550	0.3%	9,059	3.9%	6.1
5,000万円超～1億円以下	170	11.8%	125	0.1%	4,033	1.0%	3.1	152	12.8%	110	0.1%	4,962	2.2%	2.2
1,000万円超～5,000万円以下	322	22.3%	85	0.0%	4,406	1.1%	1.9	251	21.2%	67	0.0%	3,733	1.6%	1.8
1,000万円以下	207	14.4%	9	0.0%	1,243	0.3%	0.7	119	10.1%	6	0.0%	873	0.4%	0.7
合計	1,442	100.0%	172,004	100.0%	398,250	100.0%	43.2	1,184	100.0%	162,428	100.0%	229,775	100.0%	70.7

### ■ 貸付残高規模別貸付残高（事業者向貸付）



(注1) 計表外の貸付けとして上記のほか手形割引約649億円がある。

(注2) 上記は、各業者の事業者向無担保貸付残高規模ごとに分類したものである。

(注3) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(\*1) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

## 6 苦情、相談・照会件数

平成19年度と比較して、平成20年度においては、苦情件数が33.6%（4,411件）減少し、相談・照会件数はほぼ横ばいである。

図表1-11 平成19年4月以降の苦情等件数

区分	平成19年度					平成20年度					
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	
苦情等受付件数	14,864	11,841	11,888	11,042	49,635	11,615	11,083	11,486	10,744	44,928	
うち無登録業者に係るもの	4,141	3,683	3,671	3,447	14,942	4,107	3,690	3,449	2,997	14,243	
苦情の内容	取立て行為	650	462	567	381	2,060	378	431	691	350	1,850
	契約内容	194	196	214	119	723	154	163	185	120	622
	金利	411	399	297	246	1,353	203	155	154	124	636
	年金担保	13	16	9	22	60	5	8	6	22	41
	帳簿の開示	1,256	1,101	827	820	4,004	774	552	481	586	2,393
	過剰貸付け	22	11	16	4	53	8	8	6	2	24
	行政当局詐称、登録業者詐称	67	54	101	182	404	151	129	147	74	501
	保証契約	41	26	31	29	127	38	47	18	17	120
	広告・勧誘（詐称以外）	88	86	194	103	471	69	93	58	34	254
	その他	1,259	914	768	926	3,867	656	540	520	554	2,270
苦情計	4,001	3,265	3,024	2,832	13,122	2,436	2,126	2,266	1,883	8,711	
相談・照会の内容	債務整理等	2,404	1,809	1,875	1,547	7,635	1,540	1,551	1,625	1,423	6,139
	金利	206	121	123	142	592	187	165	209	153	714
	相談先	324	207	279	290	1,100	205	193	263	289	950
	登録確認（無登録の疑いあり）	2,440	2,188	2,482	2,397	9,507	2,922	2,983	3,088	2,979	11,972
	制度改正要望	65	21	47	15	148	28	19	14	26	87
	法令解釈等	410	234	586	508	1,738	307	325	365	390	1,387
	その他	5,014	3,996	3,472	3,311	15,793	3,990	3,721	3,656	3,601	14,968
相談・照会計	10,863	8,576	8,864	8,210	36,513	9,179	8,957	9,220	8,861	36,217	

（注1）平成18年7月より、法令違反・不適切な行為等の「苦情」とその他の「相談・照会」に分類した。

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

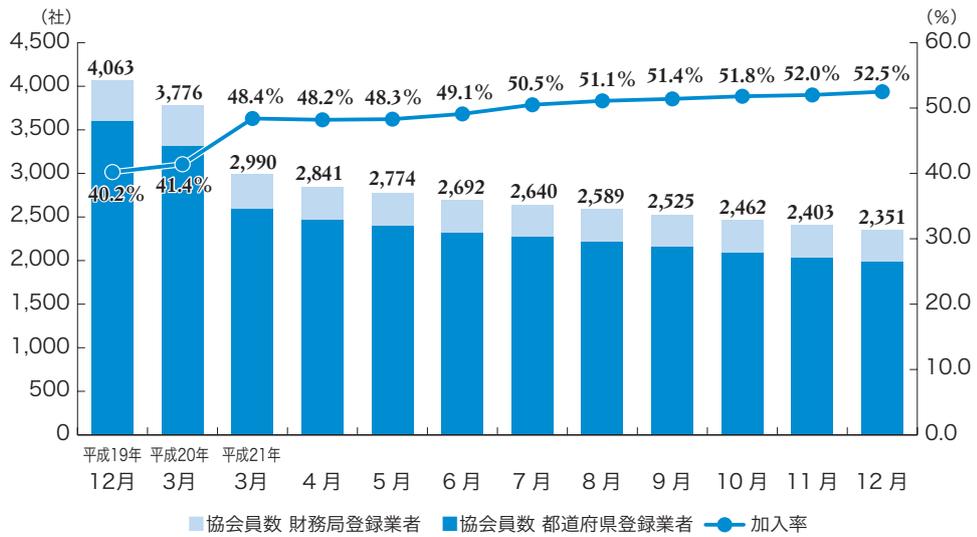
## 2

### 日本貸金業協会 月次統計資料

#### 1 協会員数の推移

平成19年12月の協会設立から、平成21年12月末までの協会員数の推移は下記の通り。協会員数は減少、加入率（登録業者数における協会員数の割合）は上昇している。

図表1-12 協会員数と加入率の推移



(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

## 2 協会員の構成

協会員は、貸金業を営む多種多様な業態の業者が存在するほか、その規模も大小様々な構成となっている。

### ①業態別協会員の構成

加入協会員を12業態で分類した時の貸金業者数、貸付残高は下記の通り。

図表1-13 業態別貸金業者数・貸付残高

業態名	貸金業者数 (*1)		貸付残高 (*2)	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
消費者向無担保貸金業者	1,048	44.6%	7,562,471	37.7%
消費者向有担保貸金業者	212	9.0%	164,756	0.8%
消費者向住宅向貸金業者	39	1.7%	316,859	1.6%
事業者向貸金業者	535	22.8%	2,440,717	12.1%
手形割引業者	78	3.3%	64,297	0.3%
クレジットカード会社	170	7.2%	3,384,369	16.8%
信販会社	54	2.3%	3,425,420	17.0%
流通・メーカー系クレジット会社	33	1.4%	1,644,047	8.2%
建設・不動産業者	64	2.7%	99,203	0.5%
質屋	4	0.2%	1,512	0.0%
リース会社	45	1.9%	1,005,198	5.0%
日賦貸金業者	69	2.9%	7,363	0.0%
合計	2,351	100.0%	20,116,212	100.0%

(\*1) 貸金業者数は、平成21年12月末時点の数値。

(\*2) 貸付残高は、平成19年度末時点の数値。

(出典：日本貸金業協会)

### ②規模別協会員の構成

加入協会員を規模別（資本金別および貸付残高別）に分類すると下記の通り。

図表1-14 資本金別協会員の状況

	貸金業者数 (*1)		貸付残高 (*2)	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
個人	786	33.4%	46,317	0.2%
法人	1,565	66.6%	20,069,895	99.8%
2,000万円未満	722	30.8%	434,941	2.2%
5,000万円未満	344	14.6%	404,028	2.0%
5,000万円以上	499	21.2%	19,230,926	95.6%
合計	2,351	100.0%	20,116,212	100.0%

(\*1) 貸金業者数は、平成21年12月末時点の数値。

(\*2) 貸付残高は、平成19年度末時点の数値。

(出典：日本貸金業協会)

図表1-15 貸付残高別協会員の状況

	貸金業者数 (*1)		貸付残高 (*2)	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
1,000万円未満	396	16.8%	719	0.0%
1億円未満	837	35.6%	35,958	0.2%
500億円未満	1,062	45.2%	2,655,709	13.2%
5,000億円未満	47	2.0%	8,310,866	41.3%
5,000億円以上	9	0.4%	9,112,960	45.3%
合計	2,351	100.0%	20,116,212	100.0%

(\*1) 貸金業者数は、平成21年12月末時点の数値。

(\*2) 貸付残高は、平成19年度末時点の数値。

(出典：日本貸金業協会)

### 3 貸付残高の推移

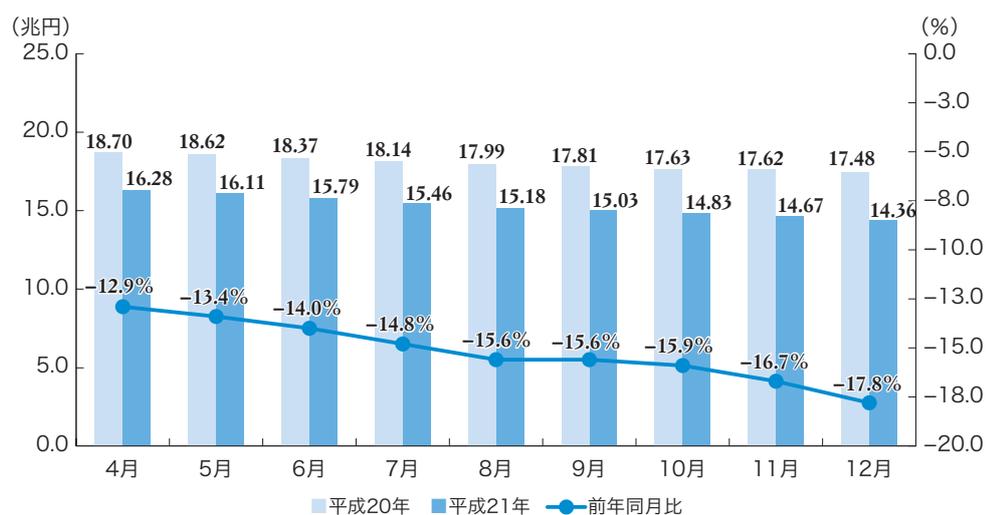
#### ① 貸付残高の推移（全体）

平成20年、平成21年における貸付残高を比較すると、平均15.2%<sup>(\*)</sup> 貸付残高が減少している。また、平成21年4月時点では前年同月比12.9%減少であったのに対し、12月時点では前年同月比が17.8%減少まで落ち込む等、一貫して減少傾向となっている。

図表1-16 月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	18,703,139	18,621,856	18,372,675	18,145,392	17,992,023	17,814,936	17,638,315	17,623,276	17,481,201
平成21年	16,287,582	16,118,727	15,798,199	15,463,451	15,189,021	15,037,861	14,836,483	14,676,608	14,366,963
前年同月比	-12.9%	-13.4%	-14.0%	-14.8%	-15.6%	-15.6%	-15.9%	-16.7%	-17.8%



(\*) 1) 平成21年4月から12月までの前年同月比を加重し、9(4月～12月)で徐した値。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

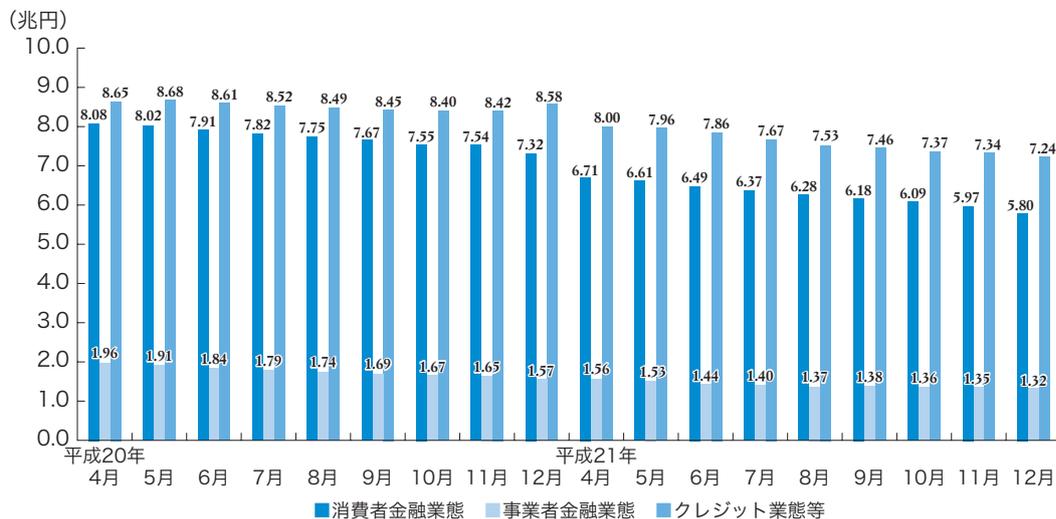
## ②業態別貸付残高の推移

業態別貸付残高の推移を見てみると、消費者金融業態では、平成20年4月から平成21年12月にかけて、貸付残高が約2兆2,800億円減少しており、前年同月の貸付残高と比較しても、平均約1兆4,600億円減少している等、3業態の中でも特に貸付残高の減少が顕著である。

図表1-17 業態別月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	平成20年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
調査対象社数	69社	68社	67社	67社						
消費者金融業態	8,085,763	8,020,615	7,916,809	7,821,257	7,752,240	7,672,208	7,556,004	7,540,771	7,325,266	
事業者金融業態	1,966,104	1,919,010	1,841,840	1,798,502	1,749,610	1,691,773	1,673,576	1,659,880	1,571,287	
クレジット業態等	8,651,272	8,682,232	8,614,026	8,525,633	8,490,173	8,450,955	8,408,735	8,422,625	8,584,648	
全体	18,703,139	18,621,856	18,372,675	18,145,392	17,992,023	17,814,936	17,638,315	17,623,276	17,481,201	
	平成21年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
調査対象社数	69社	68社	67社							
消費者金融業態	6,715,919	6,617,153	6,494,787	6,378,582	6,280,000	6,184,979	6,092,671	5,978,454	5,800,779	
事業者金融業態	1,569,769	1,533,878	1,443,402	1,405,551	1,376,393	1,387,725	1,368,892	1,358,045	1,325,211	
クレジット業態等	8,001,894	7,967,696	7,860,009	7,679,318	7,532,628	7,465,157	7,374,920	7,340,108	7,240,973	
全体	16,287,582	16,118,727	15,798,199	15,463,451	15,189,021	15,037,861	14,836,483	14,676,608	14,366,963	



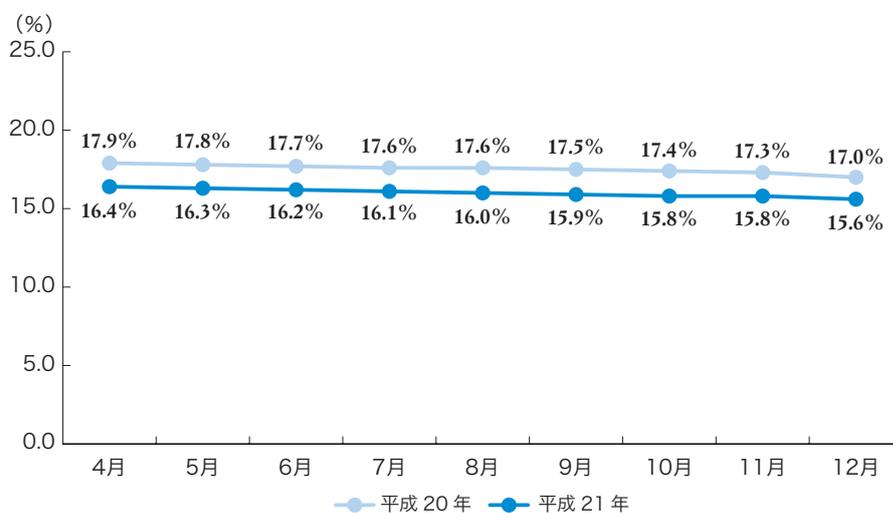
(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

### ③月末平均約定金利の推移

平成21年4月以降、月末平均約定金利は低下傾向にあり、同年12月末時点では15.6%となっている。

図表1-18 月末平均約定金利

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	17.9%	17.8%	17.7%	17.6%	17.6%	17.5%	17.4%	17.3%	17.0%
平成21年	16.4%	16.3%	16.2%	16.1%	16.0%	15.9%	15.8%	15.8%	15.6%



(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

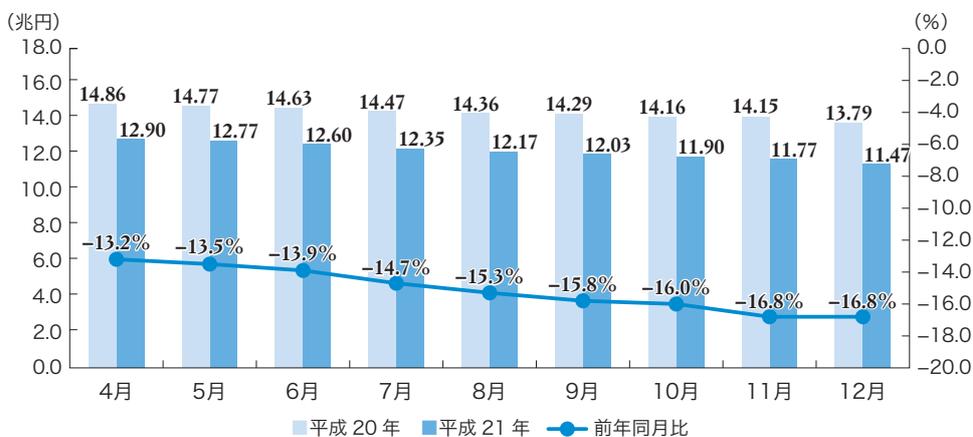
#### ④貸付種別貸付残高の直近2年間の推移

平成20年、平成21年における貸付種別貸付残高を比較すると、消費者向貸付残高は平均15.1%<sup>(\*)</sup>、事業者向貸付残高は平均15.5%<sup>(\*)</sup>残高が減少している。前年同月比でも、平成21年4月時点では消費者向貸付が13.2%、事業者向貸付では11.7%減少しているのに対し、12月時点では、消費者向貸付が16.8%、事業者向貸付では21.5%減少しており、減少幅が拡大している。

図表1-19 消費者向貸付 月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	14,867,632	14,779,476	14,631,469	14,477,896	14,368,773	14,290,385	14,160,483	14,151,618	13,796,328
平成21年	12,900,958	12,777,765	12,600,011	12,352,822	12,170,727	12,034,262	11,901,071	11,774,709	11,474,148
前年同月比	-13.2%	-13.5%	-13.9%	-14.7%	-15.3%	-15.8%	-16.0%	-16.8%	-16.8%



(\*) 平成21年4月から12月までの前年同月比を加重し、9(4月～12月)で徐した値。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

図表1-20 事業者向貸付 月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	3,835,507	3,842,380	3,741,206	3,667,496	3,623,250	3,524,551	3,477,832	3,471,658	3,684,873
平成21年	3,386,623	3,340,962	3,198,187	3,110,629	3,018,294	3,003,598	2,935,412	2,901,898	2,892,815
前年同月比	-11.7%	-13.0%	-14.5%	-15.2%	-16.7%	-14.8%	-15.6%	-16.4%	-21.5%



(\*) 平成21年4月から12月までの前年同月比を加重し、9(4月～12月)で徐した値。

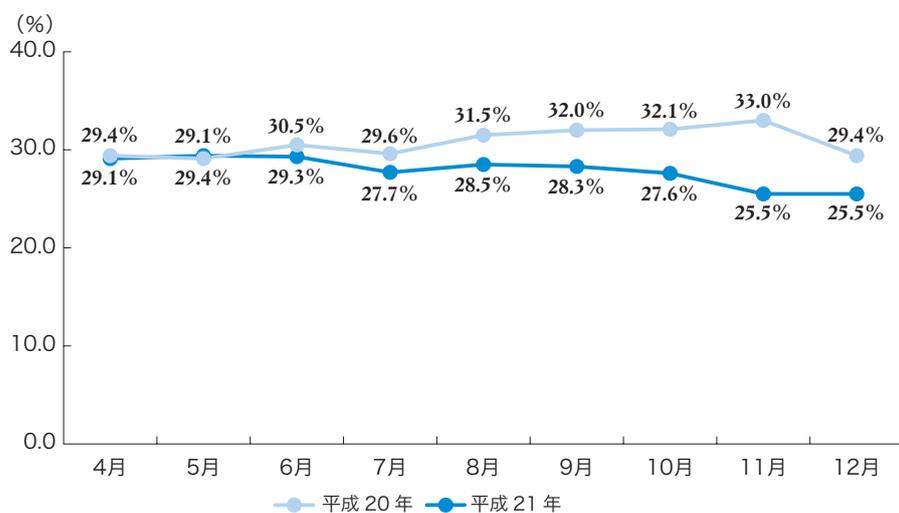
(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

#### 4 成約率の推移

平成21年4月以降、成約率は低下傾向にあり、同年12月末時点では25.5%となっている。

図表1-21 成約率（消費者向無担保貸付）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	29.4%	29.1%	30.5%	29.6%	31.5%	32.0%	32.1%	33.0%	29.4%
平成21年	29.1%	29.4%	29.3%	27.7%	28.5%	28.3%	27.6%	25.5%	25.5%



(注1) 消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数／当月申込数）。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

## 5 貸付種別月間契約数

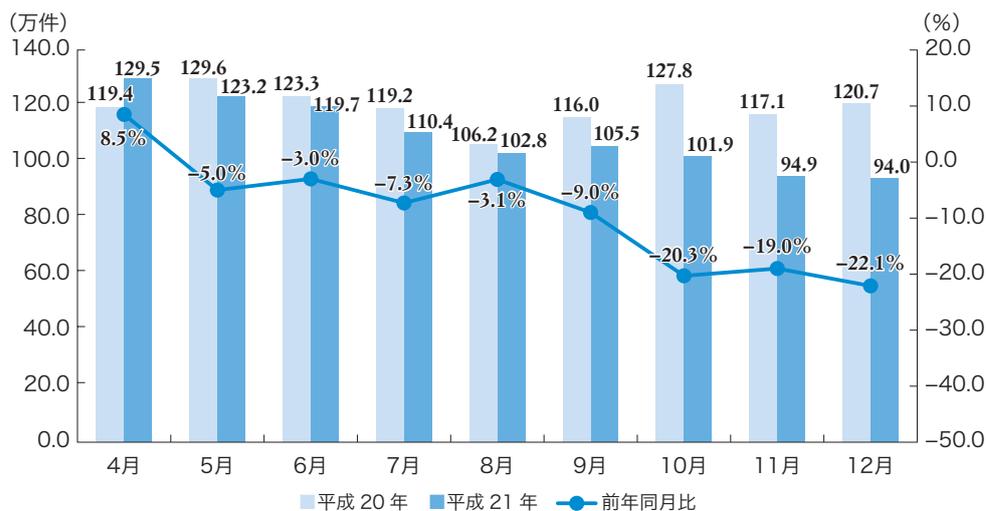
### ①消費者向貸付月間契約数の推移

平成20年、平成21年における消費者向貸付月間契約数を比較すると、平均8.9%<sup>(※1)</sup>契約数が減少している。前年同月比でも、平成21年4月時点では前年よりも契約件数が上回っていたものの、その後は減少の一途をたどっており、12月時点では22.1%減少している。

図表1-22 消費者向貸付月間契約数の推移

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	1,194,227	1,296,757	1,233,787	1,192,336	1,062,254	1,160,305	1,278,019	1,171,499	1,207,360
平成21年	1,295,718	1,232,030	1,197,328	1,104,792	1,028,845	1,055,509	1,019,015	949,331	940,767
前年同月比	8.5%	-5.0%	-3.0%	-7.3%	-3.1%	-9.0%	-20.3%	-19.0%	-22.1%



(※1) 平成21年4月から12月までの前年同月比を加算し、9(4月～12月)で徐した値。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

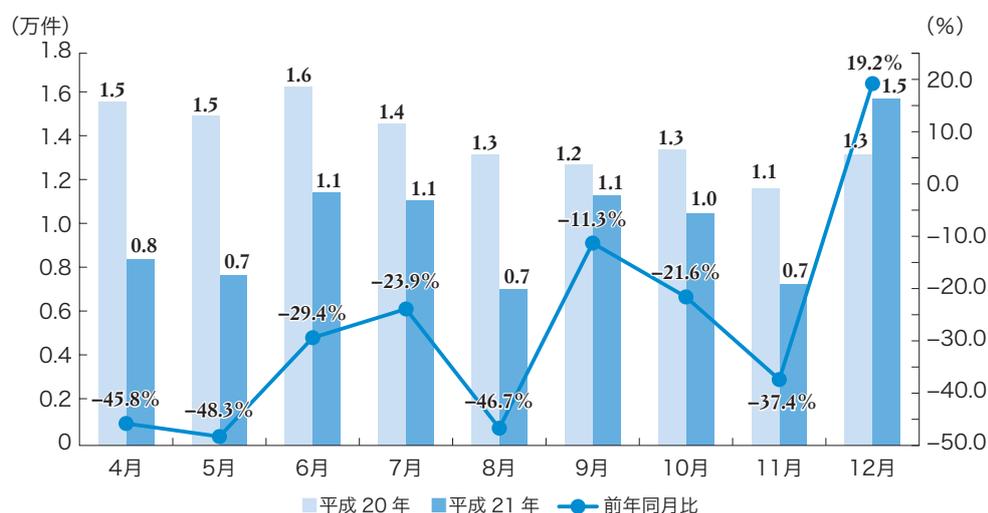
## ②事業者向貸付月間契約数の推移

平成20年、平成21年における事業者向貸付月間契約数を比較すると、平均27.2%<sup>(※1)</sup>契約数が減少している。

図表1-23 事業者向貸付月間契約数の推移

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	15,787	15,106	16,446	14,754	13,335	12,865	13,591	11,809	13,363
平成21年	8,558	7,817	11,617	11,224	7,111	11,409	10,649	7,390	15,924
前年同月比	-45.8%	-48.3%	-29.4%	-23.9%	-46.7%	-11.3%	-21.6%	-37.4%	19.2%



(※1) 平成21年4月から12月までの前年同月比を加重し、9(4月～12月)で除した値。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

## 6 店舗数の推移

### ① 有人・無人店舗数の推移

平成20年、平成21年における店舗数の推移を比較すると、平均19.2%(\*1)店舗数が減少している。また平成20年、平成21年における店舗数を店舗形態別に比較すると、有人店舗数では平均24.8%(\*1)、無人店舗数では平均17.8%(\*1)減少している。

図表1-24 店舗数推移(有人・無人店舗)

(単位: 店)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数		69社	68社	67社						
平成20年	有人店舗数	2,647	2,649	2,580	2,522	2,511	2,454	2,410	2,371	2,352
	無人店舗数	10,570	10,531	10,482	10,187	9,678	9,552	9,378	9,087	8,962
	合計	13,217	13,180	13,062	12,709	12,189	12,006	11,788	11,458	11,314
平成21年	有人店舗数	1,874	1,971	1,911	1,896	1,890	1,849	1,850	1,882	1,783
	無人店舗数	8,375	8,266	8,235	8,208	8,144	8,071	7,904	7,677	7,654
	合計	10,249	10,237	10,146	10,104	10,034	9,920	9,754	9,559	9,437
前年同月比	有人店舗数	-29.2%	-25.6%	-25.9%	-24.8%	-24.7%	-24.7%	-23.2%	-20.6%	-24.2%
	無人店舗数	-20.8%	-21.5%	-21.4%	-19.4%	-15.9%	-15.5%	-15.7%	-15.5%	-14.6%
	合計	-22.5%	-22.3%	-22.3%	-20.5%	-17.7%	-17.4%	-17.3%	-16.6%	-16.6%

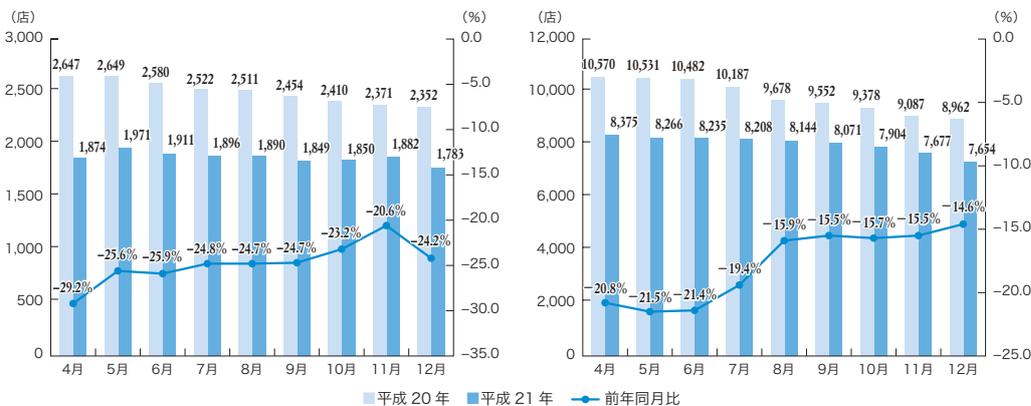


(出典: 日本貸金業協会 月次統計資料)

図表1-25 有人・無人店舗数の推移

■ 有人店舗数推移

■ 無人店舗数推移



(出典: 日本貸金業協会 月次統計資料)

(\*1) 平成21年4月から12月までの前年同月比を加算し、9(4月~12月)で除した値。

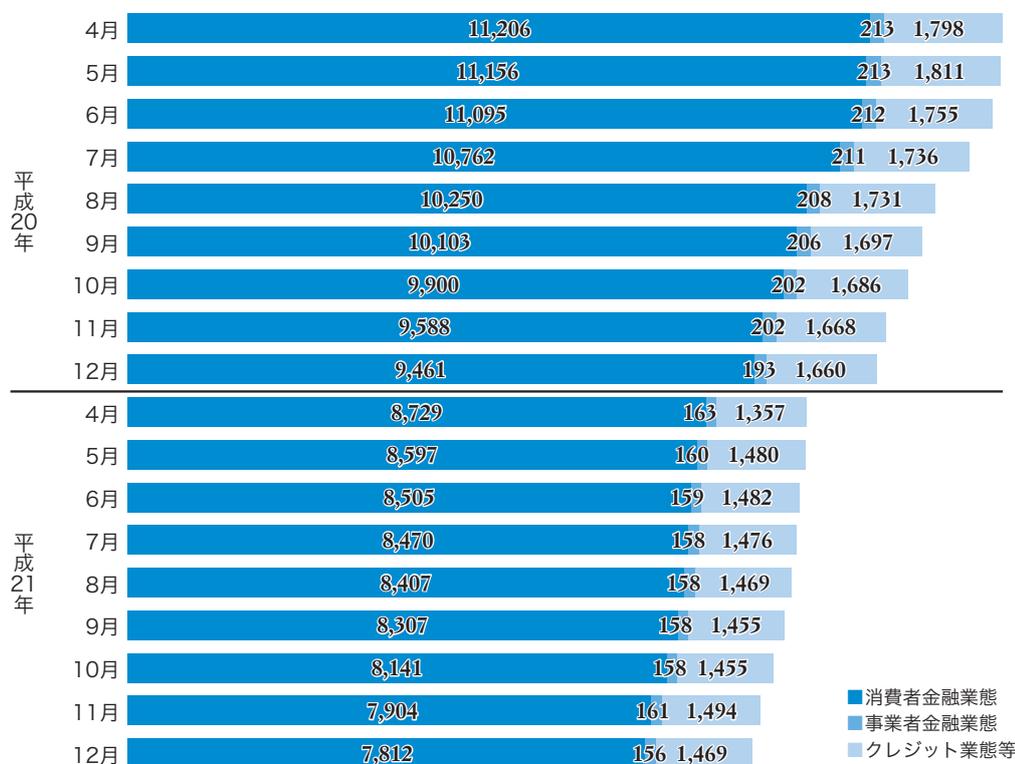
## ②業態別店舗数

平成20年、平成21年における店舗数を業態別に比較すると、各業態ともに平成21年は店舗数が減少している。中でも事業者金融業態は平均23.0%<sup>(\*)</sup>減少と最も減少率大きい。

図表1-26 業態別店舗数推移（有人・無人店舗）

(単位：店)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数		69社	68社	67社						
平成20年	消費者金融業態	11,206	11,156	11,095	10,762	10,250	10,103	9,900	9,588	9,461
	事業者金融業態	213	213	212	211	208	206	202	202	193
	クレジット業態等	1,798	1,811	1,755	1,736	1,731	1,697	1,686	1,668	1,660
平成21年	消費者金融業態	8,729	8,597	8,505	8,470	8,407	8,307	8,141	7,904	7,812
	事業者金融業態	163	160	159	158	158	158	158	161	156
	クレジット業態等	1,357	1,480	1,482	1,476	1,469	1,455	1,455	1,494	1,469
前年同月比	消費者金融業態	-22.1%	-22.9%	-23.3%	-21.3%	-18.0%	-17.8%	-17.8%	-17.6%	-17.4%
	事業者金融業態	-23.5%	-24.9%	-25.0%	-25.1%	-24.0%	-23.3%	-21.8%	-20.3%	-19.2%
	クレジット業態等	-24.5%	-18.3%	-15.6%	-15.0%	-15.1%	-14.3%	-13.7%	-10.4%	-11.5%



(\*) 平成21年4月から12月までの事業者金融業態の前年同月比を加算し、9(4月～12月)で除した値。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

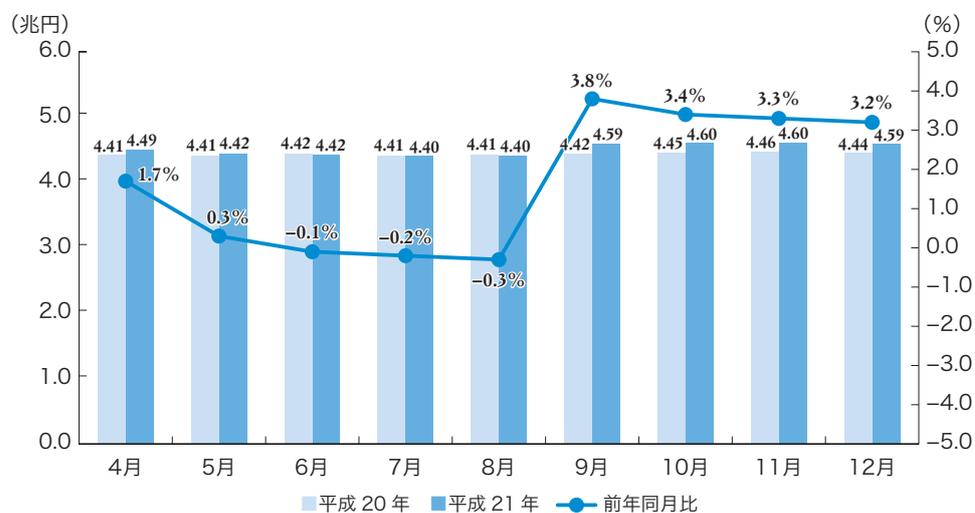
## 7 保証残高の推移

平成20年、平成21年における月末保証残高を比較すると、ほぼ横ばいとなっている。

図表1-27 月末保証残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査対象社数	69社	68社	67社						
平成20年	4,419,675	4,414,081	4,427,861	4,412,969	4,416,630	4,425,496	4,452,014	4,460,457	4,449,058
平成21年	4,495,611	4,428,098	4,422,061	4,403,595	4,401,338	4,593,230	4,604,248	4,607,561	4,592,031
前年同月比	1.7%	0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	3.8%	3.4%	3.3%	3.2%



(注1) 平成21年9月以降における月末保証残高の増加は、一部の貸金業者が無担保カードローンの信用保証事業を承継したことに起因。

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)



## 第2章

# 貸金業界を取り巻く環境・ 貸金業法改正について

## 1 貸金業界を取り巻く環境

### 1 貸金業界の沿革

「金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付、または当該方法による金銭の授受の媒体を含む）を業として行うもの」と定義される貸金業（貸金業法第2条）は、昭和30年代の大阪において「勤め人信用貸し」や「団地金融」等の名称にて「無担保・無保証」、「即時融資」というスタイルで誕生した。初期の時代の中心的な利用者は、一部上場会社のサラリーマンであり、日本経済の順調な成長とともに、貸金業界の市場も発達した。

昭和50年代に入ると、外資系ノンバンクが参入、国内企業よりも低金利での貸付けを開始し、市場競争が激化することとなった。

競争激化の一方、市場の拡大に伴い、一部の貸金業者による「過剰貸付け・高金利・過酷な取立て」が社会問題化、マスメディアによる「サラ金批判キャンペーン」もあり、業界の社会的イメージが悪化した。

当時の貸金業者には、事業への参入や、取立行為等に関する規制がなく、そこに問題の背景があるとされたため、昭和54年

5月、自民・社会・公明・共産の各党が共同で、貸金業者への管理・監督の強化を目的とした「貸金業法案」を国会に提出、昭和58年「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（改正出資法）」が成立した。これにより、貸金業者は過剰貸付け等の禁止・取立行為規制等の遵守義務を負うことになったが、加えて貸付上限金利は、年109.5%から年73.0%に引き下げられたため、多くの業者が経営危機に見舞われ、昭和58年、約23万社あった貸金業者は約1年間で約3万社に激減した。

貸金業者にとって契機となったのが、平成5年、自動契約機の導入により、申込チャンネルが増えたことによって利便性が向上し、平成7年のテレビコマーシャルの深夜帯以外での放映解禁等から利用者数が大幅に増加した。

その後一部の貸金業者の債務者および連帯保証人への厳しい取立行為や、過剰貸付け、高金利等が社会問題化したことから、平成12年6月、出資法の定める貸付上限金利引下げと同時に、個人再生手続きや消

費者契約法、サービサー法等、貸金業者に関連する新たな法制度が制定、平成15年7月には「ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）」が成立した。

## 2 貸金業法改正

### ① 貸金業規制法の公布・施行

「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、昭和58年5月13日に公布、同年11月1日に施行された（昭和58年法律第32号）。

### ② 平成15年改正

当時社会問題化していた悪質なヤミ金融の取締りを目的に、平成15年8月1日に規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」）」が成立、翌年1月1日より施行された。

### ③ 平成18年改正

平成18年の改正については、

- 1) 上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた
- 2) 近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ
- 3) とくに、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止等の法律改正が議論されてきた

という背景があり、平成17年3月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」（座長・吉野直行慶應義塾大学経済学部教授）が開催された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等の紆余曲折があったが、平成18年4月に中間整理が提示され、金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった」とされた。この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案（「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」）が平成18年10月31日に第165回臨時国会に提出された。同年12月13日に、いわゆる改正貸金業法が可決・成立、12月20日に公布された（平成18年法律第115号）。

また、改正貸金業法の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成19年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引

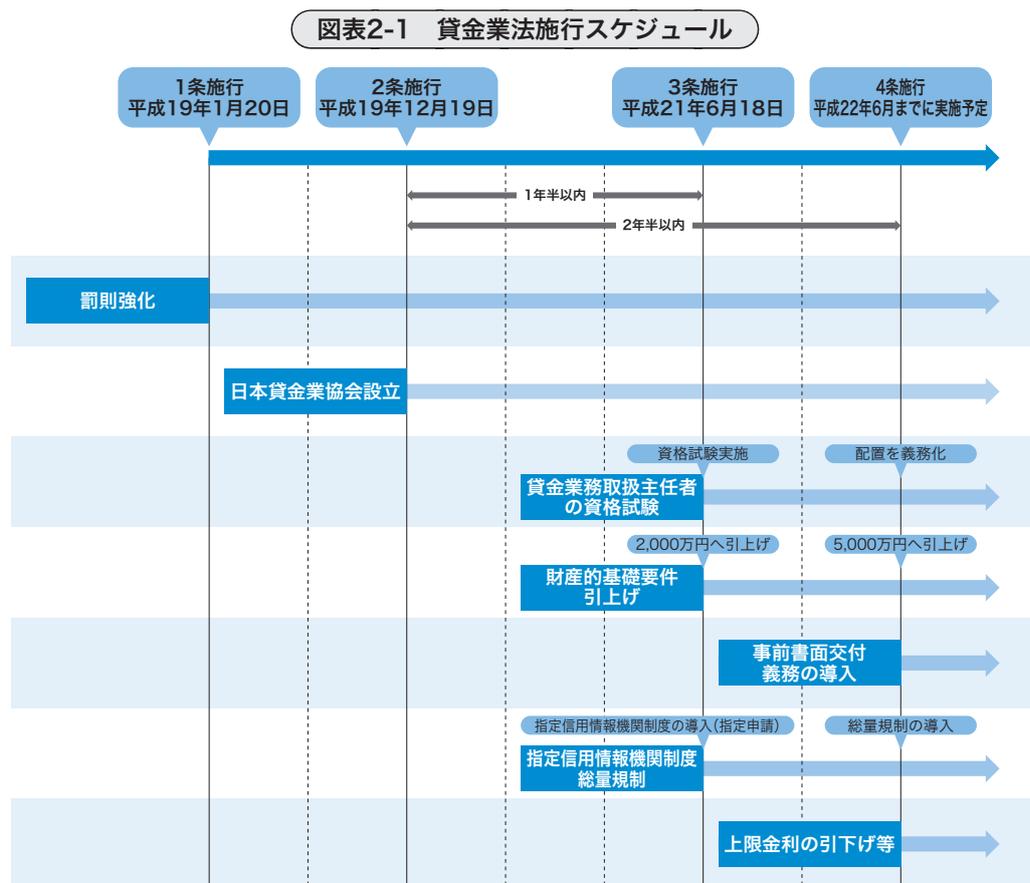
下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

#### ④改正貸金業法施行スケジュール

改正貸金業法は、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」において4段階に分けて施行されることとされ

ており、その施行スケジュールの概略は図表2-1のようになっている。

なお、2条改正の本体施行日（平成19年12月19日）をもって「貸金業の規制等に関する法律」の題名（名称）は、「貸金業法」に改められた。



### ③ 利息返還請求の急増

平成18年1月13日、最高裁判所が、貸金業の規制等に関する法律第43条（みなし弁済規定）に関し、「任意金利ゾーン（いわゆる“グレーゾーン金利”）」での利息支払いの任意性を事実上否定する判決を出したことで、その後の利息返還請求の急増を

招くことになった。さらに、平成21年1月22日、最高裁判所が、過払金返還請求権の消滅時効の起算点を取引終了時と判断したことで、利息返還請求の収束が見えない状況となり、貸金業者では利息返還関連コストが積み上がり、収益の確保が厳しい状態が続いている。

#### 4 貸金業界を取り巻く環境の変化

利息返還請求関連コストの高止まりと、総量規制や上限金利の引下げ等を盛り込んだ貸金業法改正の完全施行（平成22年6月までに見込まれている）対応に加え、平成20年秋から始まった世界的な金融危機の影響により金融機関からの資金調達環境も悪化し、資金繰りの面からも厳しい状態が続いており、倒産・廃業を余儀なくされる貸金業者が相次いでいる。現在、財務局や都道府県に登録している貸金業者の数は4,477社（平成21年12月末時点）と、ここ数年で2～3割のペースで減少し続けている。

貸金業は、個人（消費者）や中小企業の事業者等の資金需要に応えながら発展してきたが、近年の貸金業界を取り巻く環境の変化は、改めて貸金業者に大きな転換を迫るものとなっている。

#### 5 貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）

##### ①設置の経緯

改正貸金業法附則第67条第1項、第2項では、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」は、改正貸金業法附則第67条の定める検討を行うことを目的として設置

された（平成21年11月13日に金融庁の政務三役が発表）。

##### ②主な検討内容

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」では、主な検討内容として、以下の5つをあげている。

- 1) 貸金業の利用者の実態（利用者の全体像、多重債務者の状況等）
- 2) 貸金業者の実態（経営状況、過払い金返還請求の実情等）
- 3) 諸外国の貸金業の実態
- 4) 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- 5) その他

##### ③事務局会議

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」の下には、3政務官による「事務局会議」が設置されている。

この事務局会議において、検討材料となる調査、ヒアリング等を行い、その結果等を参考にして「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」がとりまとめに向けた検討を行い、法律に定める期限内に一定の結論に至る予定としている。

##### ④事務局会議の開催状態

平成22年2月25日現在、事務局会議は、第1回（平成21年11月30日）から、第13回（平成22年2月18日）まで行われており、平成21年12月に第1回から第7回の事務局会議までのヒアリング結果を「中間論点整理」としてまとめている。

各会議の議題とヒアリング参加者は図表2-2の通り。

図表2-2 貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）事務局会議の議題とヒアリング対象先

	議題	ヒアリング対象先
第1回 (平成21年11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバー紹介</li> <li>・PT、事務局会議の進め方について</li> <li>・貸金業法改正等の概要について</li> <li>・業界団体等ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会</li> <li>・日本消費者金融協会</li> <li>・日本弁護士連合会</li> <li>・日本司法書士会連合会</li> </ul>
第2回 (平成21年12月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体等ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本クレジット協会</li> <li>・協同組合連合会日本専門店会連盟</li> <li>・全国銀行協会</li> <li>・全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会</li> <li>・日本クレジットカウンセリング協会</li> <li>・独立行政法人国民生活センター</li> </ul>
第3回 (平成21年12月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体等ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)日本信用情報機構</li> <li>・(株)シー・アイ・シー</li> <li>・浜田商工会議所</li> <li>・千葉県商工会連合会</li> <li>・全国NPOバンク連絡会</li> <li>・警察庁</li> </ul>
第4回 (平成21年12月8日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池尾 和人氏（慶應義塾大学経済学部教授）</li> <li>・筒井 義郎氏（大阪大学経済学部教授）</li> </ul>
第5回 (平成21年12月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川 和男氏（東京財団上席研究員）</li> <li>・藤井 良広氏（上智大学大学院地球環境学研究科）</li> <li>・大畑 章氏（東京都産業労働局金融部貸金業対策課長）</li> </ul>
第6回 (平成21年12月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田 隆雄氏（札幌大学経済学部教授）</li> <li>・宇都宮 健児氏（弁護士）</li> </ul>
第7回 (平成21年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野 直行氏（慶應義塾大学経済学部教授）</li> <li>・堂下 浩氏（東京情報大学総合情報学部准教授）</li> </ul>
第8回 (平成22年1月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小島 茂氏（日本労働組合総連合会総合政策局長）</li> <li>・上田 正氏（岩手県消費者信用生活協同組合専務理事）</li> <li>・小澤 敏郎氏（宮城県栗原市市民生活部長）</li> </ul>
第9回 (平成22年1月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窪田 順生氏（ノンフィクションライター）</li> <li>・浪川 攻氏（ジャーナリスト）</li> </ul>
第10回 (平成22年1月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有田 宏美氏（NPO法人女性自立の会理事長）</li> <li>・荻原 博子氏（経済ジャーナリスト）</li> <li>・高橋 伸子氏（生活経済ジャーナリスト）</li> </ul>
第11回 (平成22年1月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁</li> <li>・英国ポリシス 研究員 アナ・エリソン氏</li> </ul>
第12回 (平成22年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津田 武寛氏（シティグループ証券）</li> <li>・大槻 奈那氏（UBS証券会社）</li> <li>・小林 節氏（慶應義塾大学法学部教授）</li> </ul>
第13回 (平成22年2月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業利用者（3名）</li> </ul>

(出典：金融庁)

## 2 改正貸金業法の内容

前述のように、改正貸金業法は段階的に施行することとなっている。

以下、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に沿って施行されることとなった改正内容を、施行順に説明する。

### 1 1条改正(平成19年1月20日施行)

#### ①無登録営業に対する罰則強化

無登録営業の罰則を「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」から、「10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金」に引き上げること等の罰則の引上げ(強化)が行われた(貸金業の規制等に関する法律第47条から第49条、第51条関係)。

#### ②超高金利の貸付けに対する罰則の強化

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年率109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科」から、「10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、またはこれを併科」するものとし、この割合を超える割合による利息を受領し、またはその支払いを要求した者も同様とした(出資法第5条第3項関係)。

### 2 2条改正(平成19年12月19日施行)

#### ①法律の名称および目的の改正

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改め、目的規定の冒頭に「貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ」を加えた(貸金業法第1条関係)。

#### ②貸金業者の登録要件の強化

貸金業者の登録拒否要件に、「登録を取り消されてから5年を経過しない者」の他に、「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」等が加えられた(貸金業法第6条関係)。

#### ③行為規制の強化

貸金業者の行う様々な行為について、主に以下の規制が強化された。

- 1) 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化(貸金業法第21条第1項)。
- 2) 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止(貸金業法第12条の7)。
- 3) 公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の嘱託を禁止(貸金業法第20条)。
- 4) 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付け(貸金業法第16条の2第1項、第17条第3項)。

#### ④貸金業協会の自主規制機能の強化

貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置が義務づけられた。これにより日本貸金業協会が設立された(貸金業法第26条第1項、第2項、第34条)。

日本貸金業協会は、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定し、これを当局が認可する枠組みを導入した。

### 3 3条改正 (平成21年6月18日施行)

#### ①財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な最低純資産の額を、これまでの「個人300万円、法人500万円」から、「2,000万円を下回らない政令（改正政令第2条）で定める金額」とすることとなった（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

また、NPOバンク（地域社会の福祉・環境保全活動等を行うNPOや市民団体、個人等への融資を目的とする小規模の非営利バンク）を念頭に、以下の要件が規定された（改正府令第2条）。

- 1) 営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
- 2) 純資産額が500万円以上であること。
- 3) 特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付けまたは生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款または寄附行為において定めていること。
- 4) 剰余金の分配を行わないこと等を定款または寄附行為において定めていること。
- 5) 事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

#### ②指定信用情報機関制度の創設

これまでも、貸金業者は任意に個人信用情報機関に加盟し、借り手の返済能力を把握する際の参考にしている。ただ、未加盟業者も多く、残高等に関しては個人信用情報機関同士の情報交流が行われていないこともあって、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分であ

るとされた。

今回の改正では、内閣総理大臣による個人信用情報機関の指定制度が創設されるとともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとされた（貸金業法第41条の13および14。役員の兼職の認可制については貸金業法第41条の15、役職員等の秘密保持義務については貸金業法第41条の16）。

また、指定信用情報機関の業務、内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督、加入貸金業者に関して、それぞれ以下のような規定がある。

指定信用情報機関の業務に関しては、

- 1) 兼業の制限（承認制）（貸金業法第41条の18）
- 2) 業務規程の認可を受ける義務（貸金業法第41条の20）
- 3) 加入貸金業者による信用情報の目的外利用防止のための監督義務（貸金業法第41条の23）
- 4) 他の指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の24）

等の規定が設けられることとなった（貸金業法第41条の17から第41条の26まで）。

内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督に関しては、

- 1) 報告徴収及び立入検査（貸金業法第41条の30）
- 2) 業務改善命令（貸金業法第41条の31）ならびに指定の取消し（貸金業法第41条の33）

等の規定が設けられることになった（貸金業法第41条の27から第41条の34まで）。

加入貸金業者に関しては、

- 1) 加入貸金業者による加入指定信用情

報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の35）

- 2) 情報提供に係る資金需要者等の同意の取得義務（貸金業法第41条の36）
- 3) 提供を受けた信用情報の目的外使用等の禁止（貸金業法第41条の38）

等に関する規定が設けられることとなった（貸金業法第41条の35から第41条の38まで）。

### ③貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設

これまで「貸金業務取扱主任者」の制度があり、日本貸金業協会等の研修を受けて試験に合格した者を貸金業務取扱主任者と呼んでいた。3条改正によって、貸金業務取扱主任者資格試験制度が創設され、国家資格となった。

まず、3条改正では、

- 1) 内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者資格試験を行う
- 2) 内閣総理大臣が試験実施機関を指定することができる
- 3) 資格試験に合格した者は、貸金業務取扱主任者の登録を申請し、内閣総理大臣が登録する

こととし、完全施行（4条施行）時には改正貸金業法に基づく貸金業務取扱主任者を必置化する制度がスタートする（貸金業法第24条の7から第24条の50関係）。

## 4 4条改正（平成22年6月までに施行予定）

段階を追って施行される貸金業法は、4条改正の施行をもって完全施行となる。

### ①貸金業務取扱主任者の必置化

貸金業者に対し、営業所もしくは事務所ごとに、資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を設置することを義務づ

けるとともに、設置していないことを登録拒否要件とする（貸金業法第4条第1項第6号、第6条第1項第13号、第12条の3関係）。

なお、営業所等において貸金業に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合は、50分の1以上とされている（改正府令第3条）。

### ②財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な最低純資産の額を、「5,000万円を下回らない政令（改正政令第3条）で定める金額」とする（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

### ③行為規制の強化等

#### 1) 利息の制限額を超える契約の禁止等

貸金業者は、利息制限法を超える利息の契約を締結し、利息を受領し、またはその支払いを要求してはならないこと等とする（貸金業法第12条の8関係）。

#### 2) 書面交付義務の強化

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならないこととする等、書面交付義務を強化する（貸金業法第16条の2関係）。

### ④過剰貸付けに係る規制の強化

#### 1) 返済能力の調査義務

イ 貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力（資力または信用、借入れの状況、返済計画等）の調査を義務づけることとする。

ロ 貸金業者に対し、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する

信用情報を使用した調査を義務づけることとする。

ハ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額が50万円を超える貸付けに係る契約または自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が100万円を超える貸付けに係る契約を締結する場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを義務づけることとする（貸金業法第13条関係）。

2) 過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）

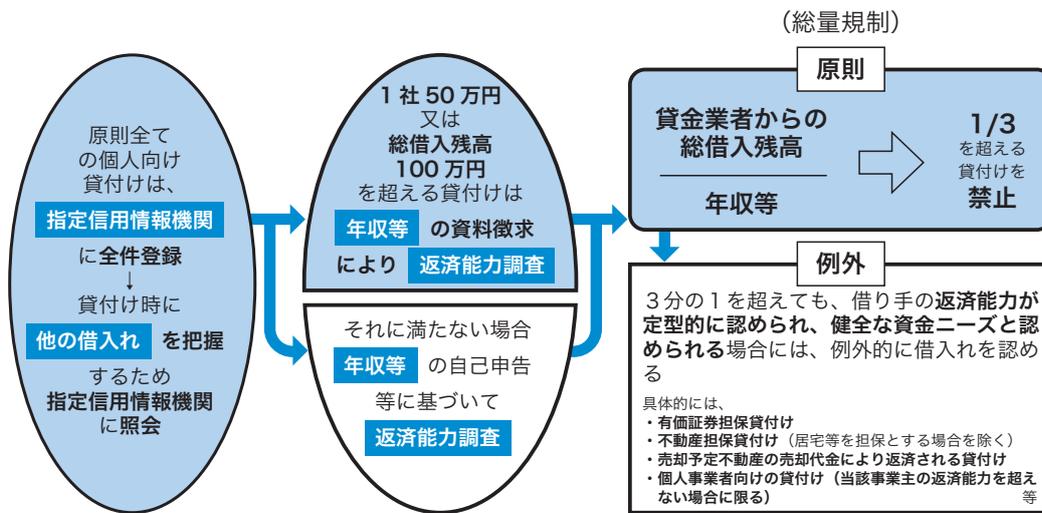
イ 貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止することとする。

ロ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金

額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する。

ハ 極度方式基本契約（リボルビング契約）を締結している場合には、極度方式貸付けの状況を勘案し、または定期的に、指定信用情報機関の信用情報を使用して返済能力を調査し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えると認められるときは、極度方式貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければならないこととする（貸金業法第13条の2から第13条の4関係）。

図表2-3 総量規制の導入



(注1) 住宅ローンは総量規制の対象外。  
(指定信用情報機関における他の貸付けの登録情報をあわせた個別判断により、返済能力を超える過剰な貸付けを一般的に禁止)

(出典：金融庁HP「改正貸金業法・多重債務者対策について」)

### ⑤みなし弁済制度の廃止

貸金業者の行う金銭消費貸借契約に基づき債務者が利息制限法第1条第1項に規定する利息の制限額と出資法第5条第2項に規定する利息の制限額との間の金利（いわゆるグレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合には、当該支払いは有効な債務の弁済とみなすこととしている規定は廃止される（貸金業法第43条関係）。

### ⑥第5条：利息制限法の一部改正（施行は第4条に同じ）

改正貸金業法の完全施行日に、改正利息制限法が施行される。改正後も利息制限法第1条第1項（元本の額が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合には年1割5分とする利息の制限）の区分自体に実質的変更はないが、営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借）の特則として、以下のような条項が設けられる。

#### 1) 元本額区分の適用の特例

利息の制限の規律について、債権者が業として行う金銭消費貸借が、同一の当事者間で複数ある場合における元本額区分の適用の特則を設けることとする（利息制限法第5条関係）。

- イ 債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における利息は、既に負担している債務の元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額によって決められる。
- ロ 債務者が同一の債権者から同時に2件以上の貸付けを受けた場合の、それぞれの貸付けに係る利息は、その2

件以上の貸付けを受けた元本の額の合計額によって決められる。

#### 2) 営業的金銭消費貸借におけるみなし利息

債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、特則を設け、みなし利息から除外される費用を以下のものに限定する等の措置を講ずることとする。

- イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの
  - ・公租公課の支払いに充てられるもの
  - ・強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
  - ・債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機など（ATM）の手数料（上限は政令に委任）
- ロ カードの再発行手数料、その他債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの（利息制限法第6条関係）

#### 3) 賠償額の予定の特則

債権者が業として行う金銭消費貸借における債務不履行による賠償額の予定の上限を年2割とし、その超過分については無効とする（利息制限法第7条関係）。

#### 4) 保証料の制限等

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とするほか、根保証における保証料の特則を設けることとする（利息制限法第8条関係）。

⑦第7条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

出資法における以下の条項は、貸金業法の完全施行日にあわせて改正される。

1) 金銭貸借等の媒介手数料の制限

イ 金銭の貸借の媒介手数料の制限に関し、貸借の期間が1年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額を超える手数料の契約をし、またはこれを超える手数料を受領してはならないものとする（出資法第4条第1項関係）。

ロ 金銭の貸借の保証の媒介についても、金銭の貸借の媒介と同様の規制を設ける（出資法第4条第2項関係）。

2) 業として行う高金利違反の罪

業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2%（うるう年については年29.28%）を超える金利から、年20%を超える金利に引き下げる（出資法第5条第2項）。

これらの改正を受けて、改正貸金業法完全施行後の貸付けの上限金利は図表2-4のようになる。

3) 金銭貸借の保証料の制限

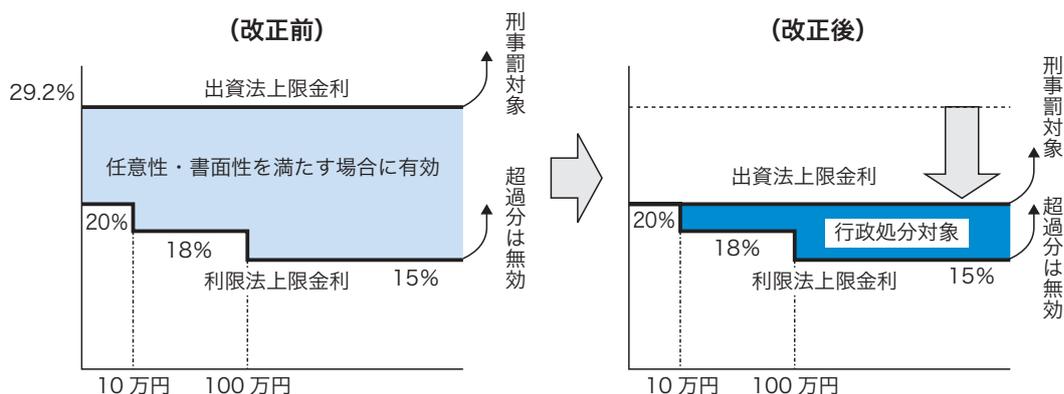
債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とする。また、保証料がある場合における高金利の規制の特則を設ける（出資法第5条の2および第5条の3関係）。

4) みなし利息

金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

- イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの
- ・公租公課の支払いに充てられるもの
  - ・強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機

図表2-4 上限金利の引下げ



（出典：金融庁HP「改正貸金業法・多重債務者対策について」）

関に支払うべきもの

- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機等（ATM）の手数料
- ロ 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの（出資法第5条の4第4

項関係)

- ⑧第8条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）  
日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止することとする（出資法一部改正法附則第8項から第16項関係）。

# 第3章

## 貸金業者の経営実態等に関する調査結果について

### 1 アンケート調査概要

#### 1 経営実態等に関するアンケート調査

##### ①調査目的

今後施行される改正貸金業法を受けて、貸金業界が今後、どのように変貌していくのかを把握することを目的とした。

##### ②調査方法

調査対象	4,683者（社） 平成21年5月末時点の協会員（2,711者（社））および平成21年6月1日時点において情報収集した、知事登録かつ更新回数1回を除く登録業者（＝非協会員/1,972者（社））
調査票回収数	1,371者（社）
有効回答者数 <sup>（*1）</sup>	1,230者（社） 調査票を提出した非協会員のうち、業態や残高区分が不明を除く
調査方法	郵送調査法および電子メールによる調査
調査期間	平成21年7月3日～8月10日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

（\*1）「業態」は、協会員情報、各種団体会員登録情報等の公開情報、回答内容等により判別。「残高区分」は、平成21年融資残高および回答内容より判別。

##### ③調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- アンケート調査方法の「有効回答者数」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

#### ④標本構成

##### ■有効回答者

区分		発送数 <sup>(※1)</sup>	有効回答者数	有効回答率 <sup>(※1)</sup>	残高カバレッジ <sup>(※2)</sup>
協会員・非協会員区分	協会員	2,711	1,028	37.9%	92.9%
	非協会員	1,972	202	10.2%	
法人・個人区分	法人事業主	2,805	976	34.8%	
	個人事業主	1,878	254	13.5%	
3業態区分	消費者金融業態		537		
	事業者金融業態		458		
	クレジット・信販他		235		
貸付残高区分	5億円以下		713		
	5億円超～100億円以下		372		
	100億円超～500億円以下		63		
	500億円超～5,000億円以下		67		
	5,000億円超		15		
合計		4,683	1,230	26.3%	

(※1) 非協会員の3業態区分および貸付残高区分は、回答者のみ判定したため、3業態区分および貸付残高区分の発送数・回答率は未算出。

(※2) 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

##### ■非協会員

区分		発送数	有効回答者数	貸付残高 (単位:億円) <sup>(※1)</sup>	残高 構成比 <sup>(※2)</sup>
法人・個人区分	法人事業主	1,066	169	75,775	100.0%
	個人事業主	906	33	12	0.0%
3業態区分	消費者金融業態		52	97	0.1%
	事業者金融業態		148	75,689	99.9%
	クレジット・信販他		2	0	0.0%
貸付残高区分	5億円以下		111	96	0.1%
	5億円超～100億円以下		47	1,052	1.4%
	100億円超～500億円以下		13	2,584	3.4%
	500億円超～5,000億円以下		25	24,199	31.9%
	5,000億円超		6	47,856	63.1%
合計		1,972	202	75,787	100.0%

(※1) 回答内容を基に算出した各者(社)データの合計。

(※2) 有効回答者202者(社)の貸付残高に対する構成比。

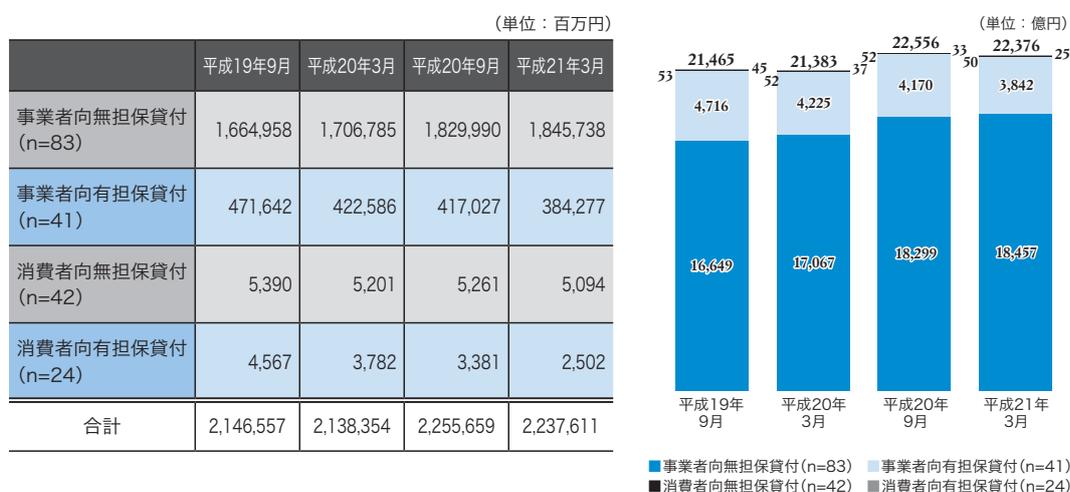
### ⑤非協会の特性について

標本構成中の非協会による貸付けは、概ね事業者向貸付で（図表 3-1 参照）、貸出金利帯は 5%以下の金利であり（図表 3-2 参照）、一般事業会社の金融子会社等によるグループ内貸付等が残高構成比の多くを占めていることが推測される。

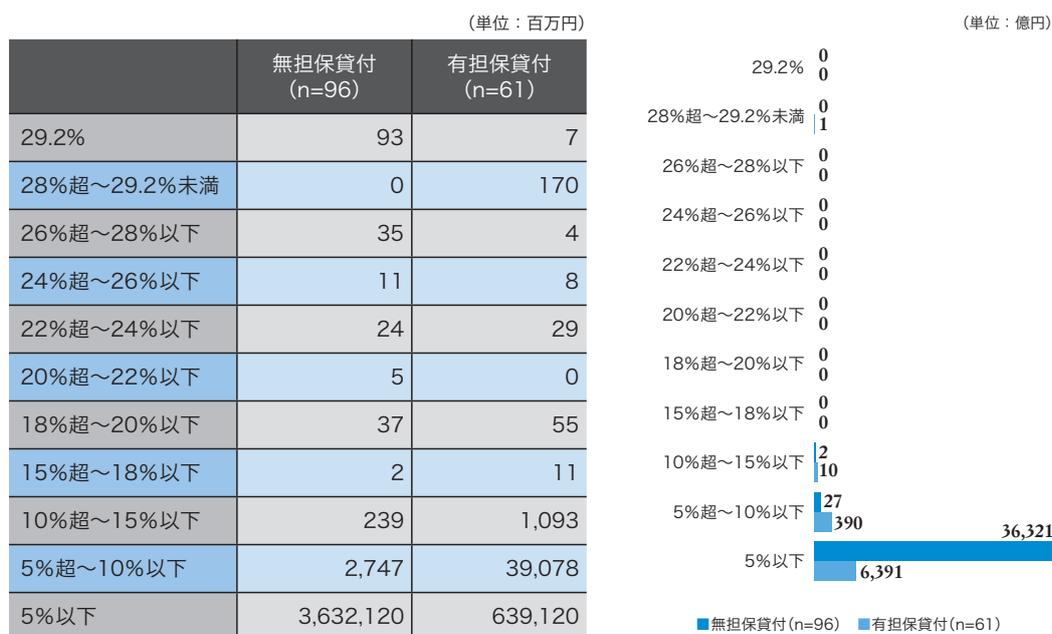
一方、回答者数では貸付残高規模 5 億円以下の小規模貸金業者が半数以上を占めており、その合計残高等より極めて小規模、零細貸金業者の回答も含まれている（前項 ④標本構成 非協会参照）。

本文中の各種分析結果は上記特性を認識の上読まれたい。

図表3-1 （非協会） 貸付種別貸付残高の推移



図表3-2 （非協会） 事業者向貸付における金利帯別貸付残高



## ② 完全施行に向けた対応状況等に関する調査

### ① 調査方法

調査対象	一定の貸付残高規模の特定協会員67社
回答者数	59社（回収率88.1%）
調査方法	郵送調査法および電子メールによる調査
調査期間	平成21年9月18日～10月2日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部

（注1）特定協会員の貸付残高合計は、全協会員の貸付残高の80%以上のカバレッジを確保。

### ② 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- アンケート調査方法の「回答者数」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

# 2

## 貸金業界の実態

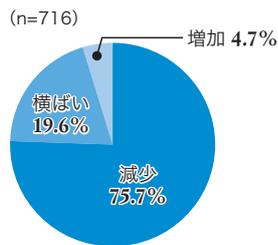
### 1 貸付残高の今後の見通し

貸付残高の今後の見通しについて尋ねたところ、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（協会員）は、全社が「減少する」と回答しており、貸付残高の減少傾向は続く見込みである。

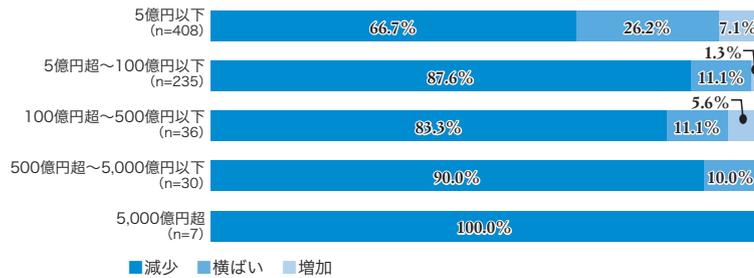
図表3-3 (協会員調査) 貸付残高の見通し

	消費者向無担保貸付				事業者向無担保貸付			
	減少	横ばい	増加	合計	減少	横ばい	増加	合計
全体	542 75.7%	140 19.6%	34 4.7%	716 100.0%	204 54.8%	145 39.0%	23 6.2%	372 100.0%
5億円以下	272 66.7%	107 26.2%	29 7.1%	408 100.0%	121 51.7%	99 42.3%	14 6.0%	234 100.0%
5億円超～100億円以下	206 87.6%	26 11.1%	3 1.3%	235 100.0%	58 58.6%	34 34.3%	7 7.1%	99 100.0%
100億円超～500億円以下	30 83.3%	4 11.1%	2 5.6%	36 100.0%	12 60.0%	7 35.0%	1 5.0%	20 100.0%
500億円超～5,000億円以下	27 90.0%	3 10.0%	0 0.0%	30 100.0%	8 57.2%	5 35.7%	1 7.1%	14 100.0%
5,000億円超	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%

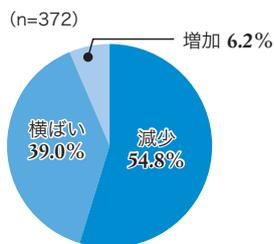
#### ■ 消費者向無担保貸付



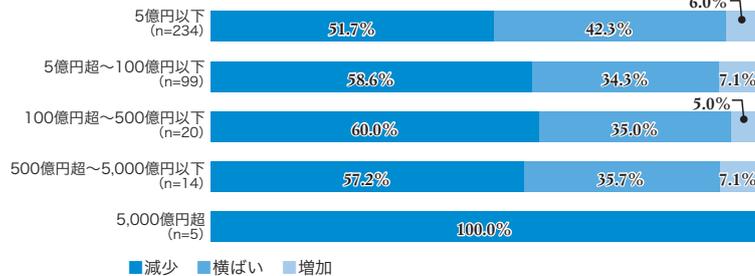
#### ■ 貸付残高規模別消費者向無担保貸付



#### ■ 事業者向無担保貸付



#### ■ 貸付残高規模別事業者向無担保貸付

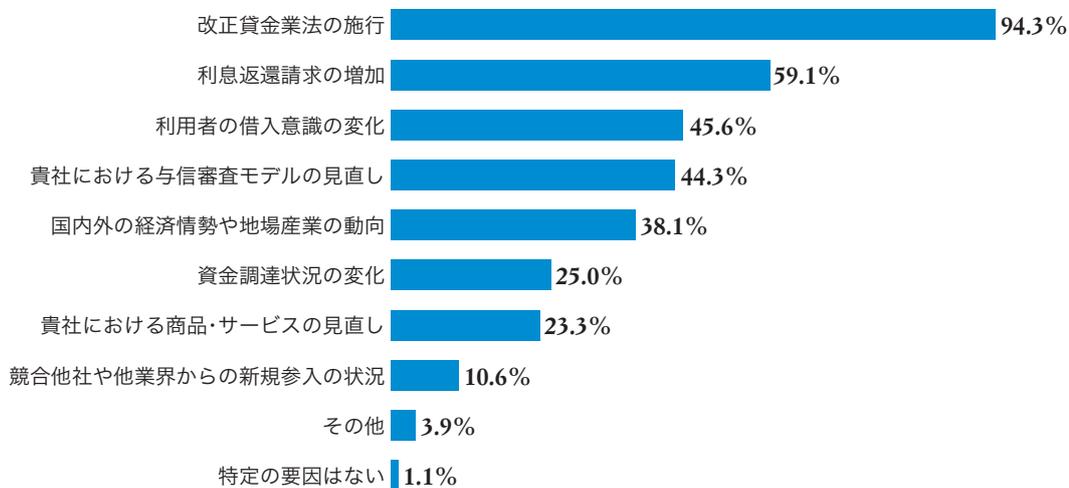


次に、貸付残高が「減少する（見通し）」と判断した根拠を調査したところ、「改正貸金業法の施行」（94.3%）が最も多く、「利息返還請求の増加」（59.1%）、「利用者の借入意識の変化」（45.6%）、「貴社における与信審査モデルの見直し」（44.3%）が続いた。

図表3-4 （協会員調査）貸付残高減少見通しの判断根拠—消費者向無担保貸付（複数回答）

(n=540)

	回答数	回答率
改正貸金業法の施行	509	94.3%
利息返還請求の増加	319	59.1%
利用者の借入意識の変化	246	45.6%
貴社における与信審査モデルの見直し	239	44.3%
国内外の経済情勢や地場産業の動向	206	38.1%
資金調達状況の変化	135	25.0%
貴社における商品・サービスの見直し	126	23.3%
競合他社や他業界からの新規参入の状況	57	10.6%
その他	21	3.9%
特定の要因はない	6	1.1%



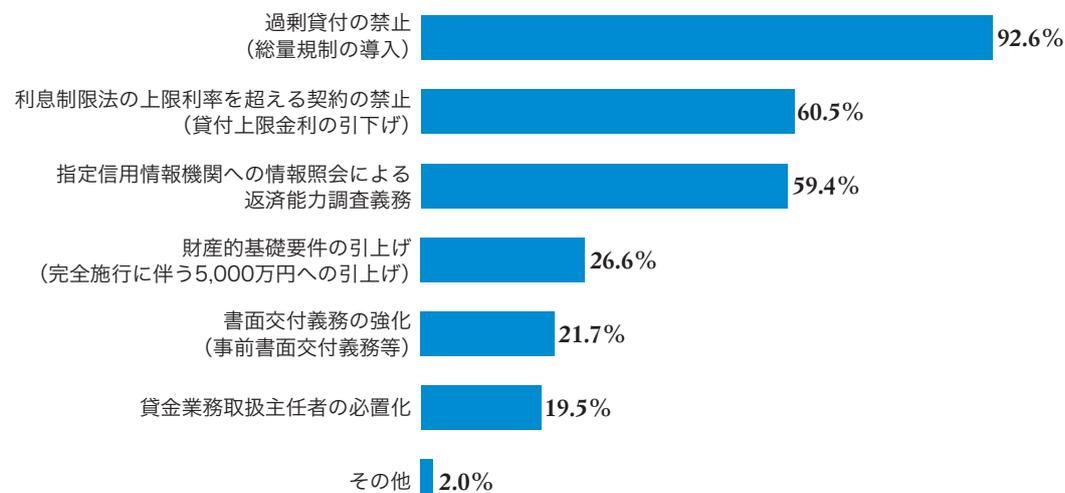
(注 1) 複数回答のため、n は一致しない。

さらに、改正貸金業法の具体的にどのような施行内容が貸付残高の減少（見通し）を判断する根拠となっているか確認したところ、「過剰貸付の禁止」（92.6%）が最も高く、「利息制限法の上限利率を超える契約の禁止」（60.5%）、「指定信用情報機関への情報照会による返済能力調査義務」（59.4%）が続いた。

図表3-5 （協会員調査）改正貸金業法施行内容における貸付残高減少見通しの判断根拠—消費者向無担保貸付（複数回答）

(n=512)

	回答数	回答率
過剰貸付の禁止（総量規制の導入）	474	92.6%
利息制限法の上限利率を超える契約の禁止（貸付上限金利の引下げ）	310	60.5%
指定信用情報機関への情報照会による返済能力調査義務	304	59.4%
財産的基礎要件の引上げ（完全施行に伴う5,000万円への引上げ）	136	26.6%
書面交付義務の強化（事前書面交付義務等）	111	21.7%
貸金業務取扱主任者の必置化	100	19.5%
その他	10	2.0%



（注1）複数回答のため、nは一致しない。

## 2 貸出金利の状況

貸出金利の状況を把握するため、金利帯別貸付残高を調査した。消費者向無担保貸付（協会員）は、「15%超～18%以下」（3.6兆円）が最も多く、「10%超～15%以下」（1.5兆円）がこれに続いた。昨年度より、「20%超～29.2%」の金利帯が占める貸付残高構成比は53.3%から41.2%へと低下し、一方、「20%以下」の金利帯が46.7%から58.8%へと上昇した。

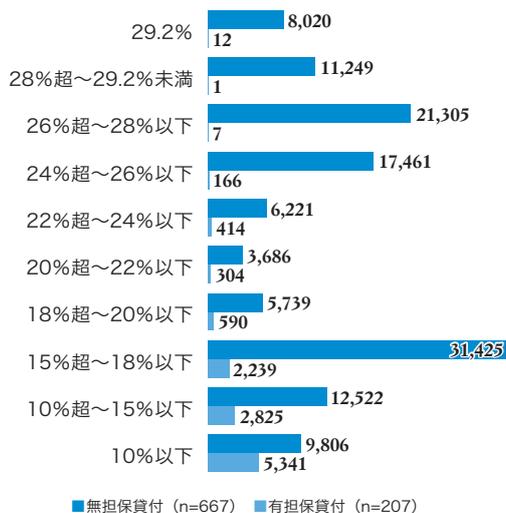
図表3-6 （協会員調査）消費者向貸付の貸出金利帯別貸付残高

（単位：百万円）

	平成19年度末（昨年度調査）				平成20年度末			
	無担保貸付 (n=667)	%	有担保貸付 (n=207)	%	無担保貸付 (n=508)	%	有担保貸付 (n=206)	%
29.2%	802,031	6.3%	1,274	0.1%	489,402	4.7%	3,134	0.2%
28%超～29.2%未満	1,124,932	8.8%	194	0.0%	1,297,302	12.4%	510	0.0%
26%超～28%以下	2,130,541	16.7%	762	0.1%	915,270	8.7%	7	0.0%
24%超～26%以下	1,746,139	13.7%	16,687	1.4%	959,362	9.2%	12,708	0.8%
22%超～24%以下	622,140	4.9%	41,446	3.5%	397,317	3.8%	34,977	2.3%
20%超～22%以下	368,686	2.9%	30,493	2.6%	247,657	2.4%	24,938	1.6%
18%超～20%以下	573,933	4.5%	59,030	5.0%	237,065	2.3%	46,817	3.1%
15%超～18%以下	3,142,585	24.7%	223,986	18.8%	3,613,118	34.4%	39,304	2.6%
10%超～15%以下	1,252,242	9.8%	282,591	23.6%	1,559,486	14.9%	231,430	15.3%
10%以下	980,642	7.7%	534,181	44.9%	759,045	7.2%	1,118,802	74.1%
合計	12,743,871	100.0%	1,190,644	100.0%	10,475,024	100.0%	1,512,627	100.0%

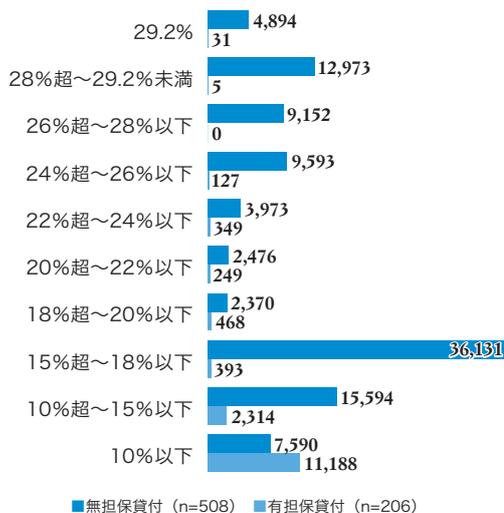
■ 平成19年度末（昨年度調査）

（単位：億円）



■ 平成20年度末

（単位：億円）



また、事業者向無担保貸付（協会員）は、「10%以下」（0.7兆円）が最も多く、全体の77.5%に達した。昨年度より、「20%超～29.2%」の金利帯が占める貸付残高構成比は40.6%から8.7%と急減し、一方、「20%以下」の金利帯が59.4%から91.3%へ上昇した。

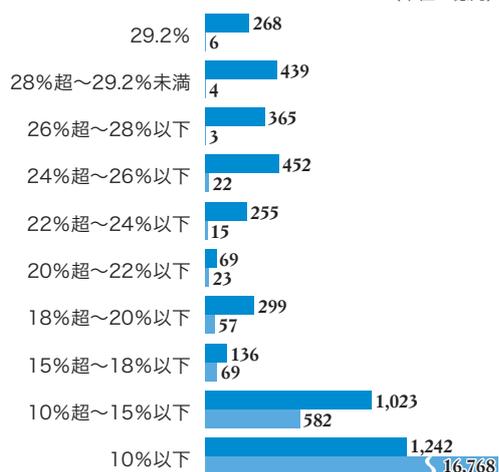
図表3-7 （協会員調査）事業者向貸付の貸出金利帯別貸付残高

（単位：百万円）

	平成19年度末（昨年度調査）				平成20年度末			
	無担保貸付 (n=229)	%	有担保貸付 (n=205)	%	無担保貸付 (n=200)	%	有担保貸付 (n=185)	%
29.2%	26,811	5.9%	604	0.0%	7,021	0.7%	187	0.0%
28%超～29.2%未満	43,987	9.7%	416	0.0%	25,208	2.6%	268	0.0%
26%超～28%以下	36,546	8.0%	383	0.0%	18,216	1.9%	59	0.0%
24%超～26%以下	45,223	9.9%	2,278	0.1%	19,453	2.0%	403	0.0%
22%超～24%以下	25,591	5.6%	1,568	0.1%	10,813	1.1%	872	0.1%
20%超～22%以下	6,927	1.5%	2,382	0.1%	3,665	0.4%	1,385	0.1%
18%超～20%以下	29,995	6.6%	5,795	0.3%	17,867	1.9%	1,934	0.1%
15%超～18%以下	13,640	3.0%	6,983	0.4%	5,000	0.5%	3,664	0.2%
10%超～15%以下	102,352	22.5%	58,290	3.3%	109,012	11.4%	33,426	2.0%
10%以下	124,222	27.3%	1,676,810	95.7%	740,997	77.5%	1,617,670	97.5%
合計	455,294	100.0%	1,755,509	100.0%	957,252	100.0%	1,659,868	100.0%

■ 平成19年度末（昨年度調査）

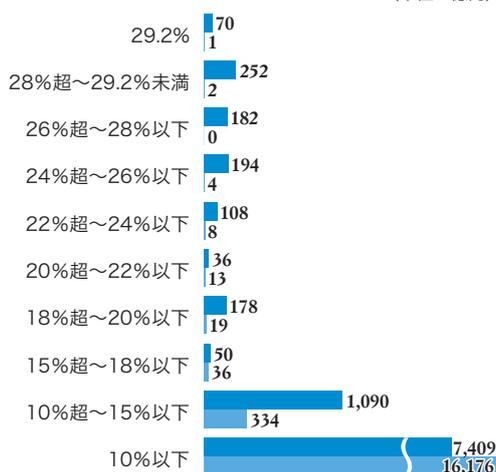
（単位：億円）



■ 無担保貸付 (n=229) ■ 有担保貸付 (n=205)

■ 平成20年度末

（単位：億円）



■ 無担保貸付 (n=200) ■ 有担保貸付 (n=185)

# 3

## 完全施行に向けた法改正内容への対応状況

### 1 完全施行への対応状況

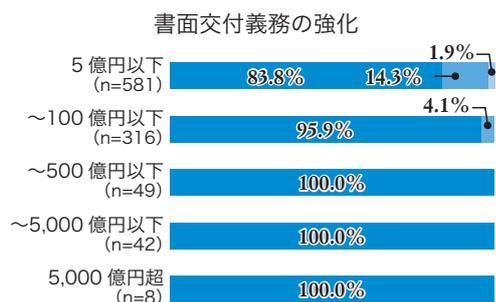
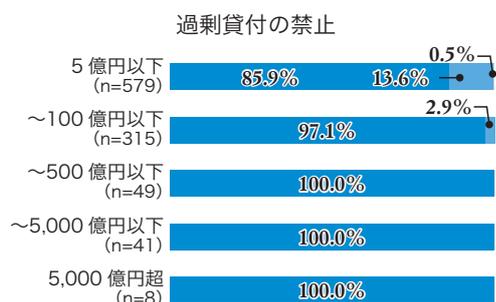
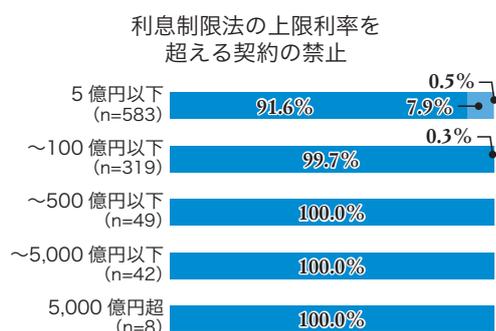
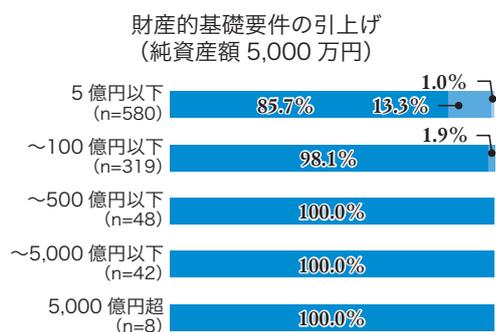
#### ①各改正項目への対応

各項目について、現在および完全施行時（平成22年6月を想定）の両時点における対応状況を調査した。貸付残高5億円以下の貸金業者（協会員）は、平成22年6月までの対応状況の見通しにおいて、全般的に対応できないとする回答が目立つ傾向となった。特に財産的基礎要件の対応については、31.8%が「対応できるかわからない」、「対応できない見込み」と回答している。

図表3-8（協会員調査）完全施行内容の対応状況と見通し—貸付残高規模別

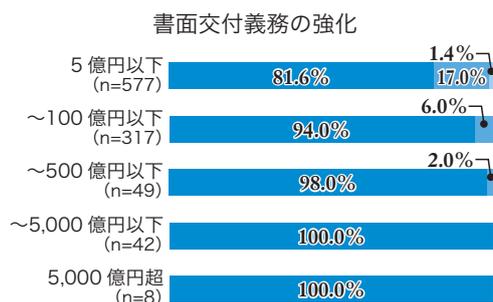
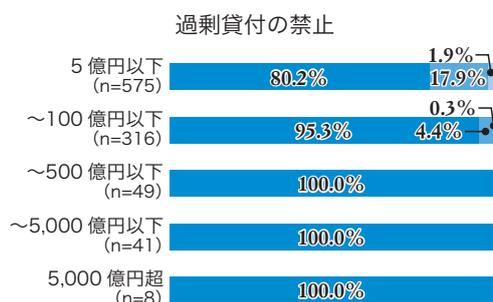
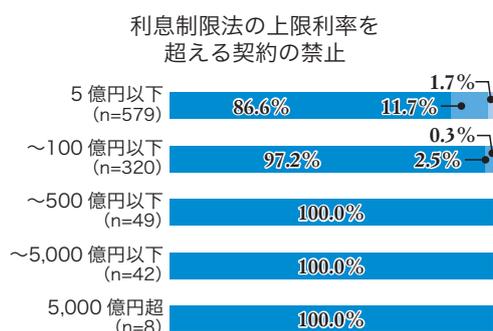
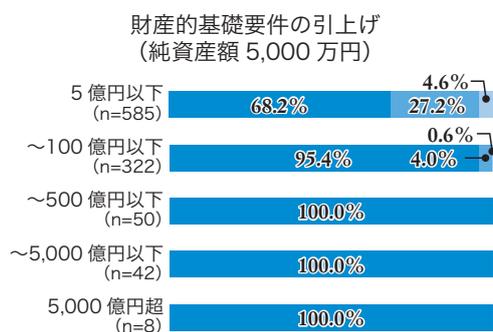
		現在の対応状況				平成22年6月（完全施行の期限）までの対応状況の見通し			
		対応済み・対応に向けて準備中	対応が必要かわからない	内容についてよく知らない	合計	対応済み・対応完了予定	対応できるかわからない	対応できない見込み	合計
財産的基礎要件の引上げ（純資産額5,000万円）	5億円以下	497 85.7%	77 13.3%	6 1.0%	580 100.0%	399 68.2%	159 27.2%	27 4.6%	585 100.0%
	5億円超～100億円以下	313 98.1%	6 1.9%	0 0.0%	319 100.0%	307 95.4%	13 4.0%	2 0.6%	322 100.0%
	100億円超～500億円以下	48 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	48 100.0%	50 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	50 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	42 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 100.0%	42 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 100.0%
	5,000億円超	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
利息制限法の上限利率を超える契約の禁止	5億円以下	534 91.6%	46 7.9%	3 0.5%	583 100.0%	501 86.6%	68 11.7%	10 1.7%	579 100.0%
	5億円超～100億円以下	318 99.7%	1 0.3%	0 0.0%	319 100.0%	311 97.2%	8 2.5%	1 0.3%	320 100.0%
	100億円超～500億円以下	49 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%	49 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	42 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 100.0%	42 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 100.0%
	5,000億円超	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
過剰貸付の禁止	5億円以下	497 85.9%	79 13.6%	3 0.5%	579 100.0%	461 80.2%	103 17.9%	11 1.9%	575 100.0%
	5億円超～100億円以下	306 97.1%	9 2.9%	0 0.0%	315 100.0%	301 95.3%	14 4.4%	1 0.3%	316 100.0%
	100億円超～500億円以下	49 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%	49 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	41 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	41 100.0%	41 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	41 100.0%
	5,000億円超	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
書面交付義務の強化	5億円以下	487 83.8%	83 14.3%	11 1.9%	581 100.0%	471 81.6%	98 17.0%	8 1.4%	577 100.0%
	5億円超～100億円以下	303 95.9%	13 4.1%	0 0.0%	316 100.0%	298 94.0%	19 6.0%	0 0.0%	317 100.0%
	100億円超～500億円以下	49 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%	48 98.0%	1 2.0%	0 0.0%	49 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	42 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 100.0%	42 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 100.0%
	5,000億円超	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%

### ■ 現在の対応状況



■ 対応済み・対応に向けて準備中 ■ 対応が必要かわからない  
■ 内容についてよく知らない

### ■ 平成22年6月（完全施行の期限）までの 対応状況の見通し



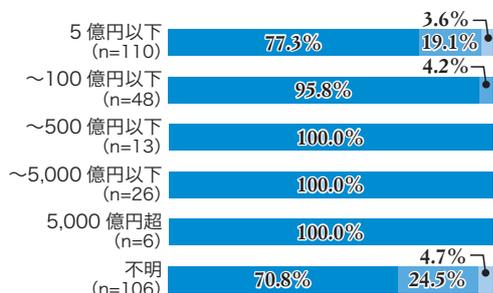
■ 対応済み・対応完了予定 ■ 対応できるかわからない  
■ 対応できない見込み

図表3-9 (非協会員調査) 完全施行内容の対応状況と見通し—貸付残高規模別

		現在の対応状況				平成22年6月(完全施行の期限)までの 対応状況の見通し			
		対応済み・ 対応に向けて 準備中	対応が必要 かわからない	内容について よく知らない	合計	対応済み・ 対応完了予定	対応できる かわからない	対応できない 見込み	合計
財産的基礎 要件の引上げ(純資産 額 5,000 万円)	5億円以下	85 77.3%	21 19.1%	4 3.6%	110 100.0%	75 65.8%	29 25.4%	10 8.8%	114 100.0%
	5億円超～100億円以下	46 95.8%	2 4.2%	0 0.0%	48 100.0%	45 93.7%	3 6.3%	0 0.0%	48 100.0%
	100億円超～500億円以下	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
	5,000億円超	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
	不明	75 70.8%	26 24.5%	5 4.7%	106 100.0%	65 60.2%	28 25.9%	15 13.9%	108 100.0%
利息制限法 の上限利率 を超える契約 の禁止	5億円以下	90 81.8%	19 17.3%	1 0.9%	110 100.0%	91 81.2%	18 16.1%	3 2.7%	112 100.0%
	5億円超～100億円以下	46 97.9%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%	46 97.9%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%
	100億円超～500億円以下	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
	5,000億円超	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
	不明	81 77.9%	18 17.3%	5 4.8%	104 100.0%	74 71.9%	20 19.4%	9 8.7%	103 100.0%
過剰貸付の 禁止	5億円以下	81 75.0%	25 23.1%	2 1.9%	108 100.0%	79 73.1%	26 24.1%	3 2.8%	108 100.0%
	5億円超～100億円以下	40 88.9%	5 11.1%	0 0.0%	45 100.0%	40 88.9%	5 11.1%	0 0.0%	45 100.0%
	100億円超～500億円以下	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%	11 91.7%	0 0.0%	1 8.3%	12 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	22 95.7%	1 4.3%	0 0.0%	23 100.0%	22 95.7%	1 4.3%	0 0.0%	23 100.0%
	5,000億円超	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	不明	73 72.2%	23 22.8%	5 5.0%	101 100.0%	68 66.7%	25 24.5%	9 8.8%	102 100.0%
書面交付義務 の強化	5億円以下	83 75.5%	22 20.0%	5 4.5%	110 100.0%	80 72.8%	25 22.7%	5 4.5%	110 100.0%
	5億円超～100億円以下	38 79.1%	9 18.8%	1 2.1%	48 100.0%	40 85.1%	7 14.9%	0 0.0%	47 100.0%
	100億円超～500億円以下	12 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%	12 92.3%	0 0.0%	1 7.7%	13 100.0%
	500億円超～5,000億円以下	23 92.0%	2 8.0%	0 0.0%	25 100.0%	23 92.0%	2 8.0%	0 0.0%	25 100.0%
	5,000億円超	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	不明	69 67.0%	27 26.2%	7 6.8%	103 100.0%	66 65.4%	28 27.7%	7 6.9%	101 100.0%

■現在の対応状況

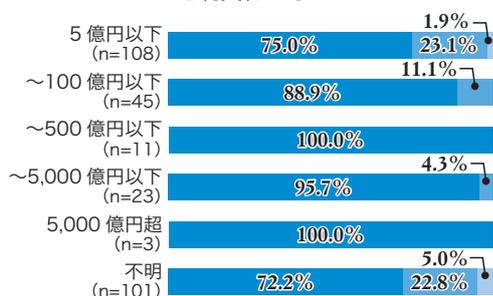
財産的基礎要件の引上げ  
(純資産額 5,000 万円)



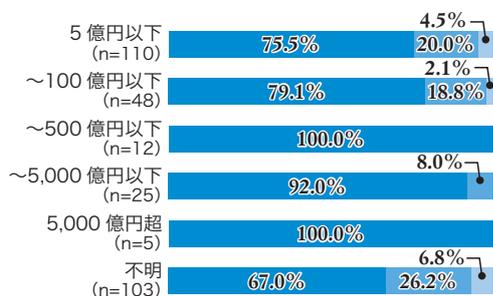
利息制限法の上限利率を  
超える契約の禁止



過剰貸付の禁止



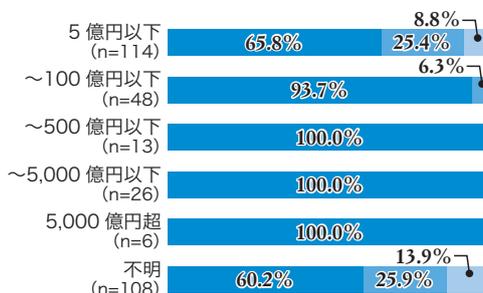
書面交付義務の強化



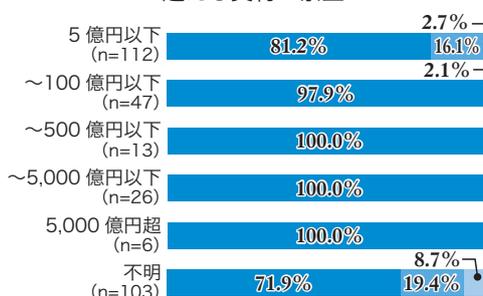
■ 対応済み・対応に向けて準備中 ■ 対応が必要かわからない  
■ 内容についてよく知らない

■平成22年6月（完全施行の期限）までの  
対応状況の見通し

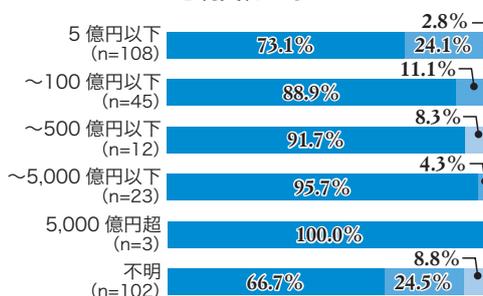
財産的基礎要件の引上げ  
(純資産額 5,000 万円)



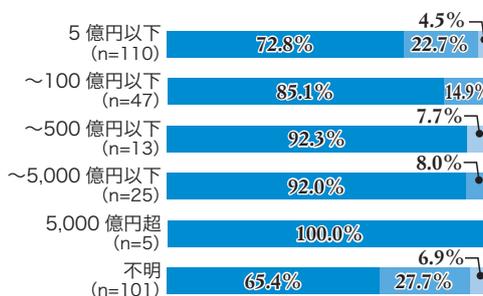
利息制限法の上限利率を  
超える契約の禁止



過剰貸付の禁止



書面交付義務の強化



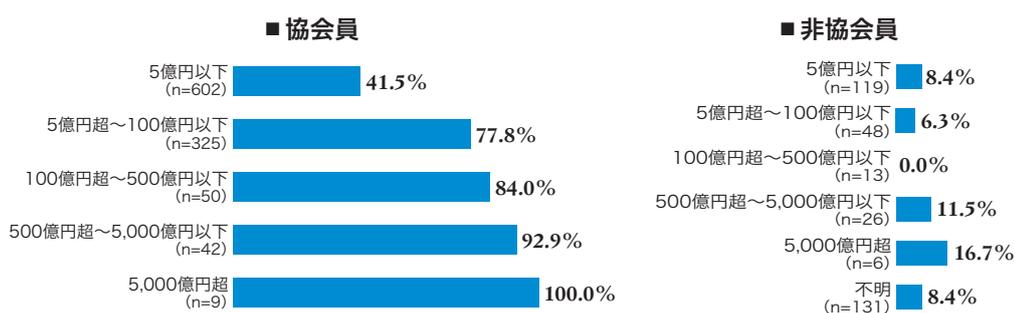
■ 対応済み・対応完了予定 ■ 対応できるかわからない  
■ 対応できない見込み

## ②指定信用情報機関への対応

「指定信用情報機関の信用情報の照会義務化」への準備状況を把握するために、指定を希望している信用情報機関への現在の加入率を調査したところ、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）は41.5%に留まった。次に、未加入の貸金業者に対して、完全施行時までの加入意向を尋ねたところ、小規模貸金業者（協会員）は、48.5%が「信用情報機関のいずれかへの加入を予定しているが、特に準備を行っていない」と回答した。

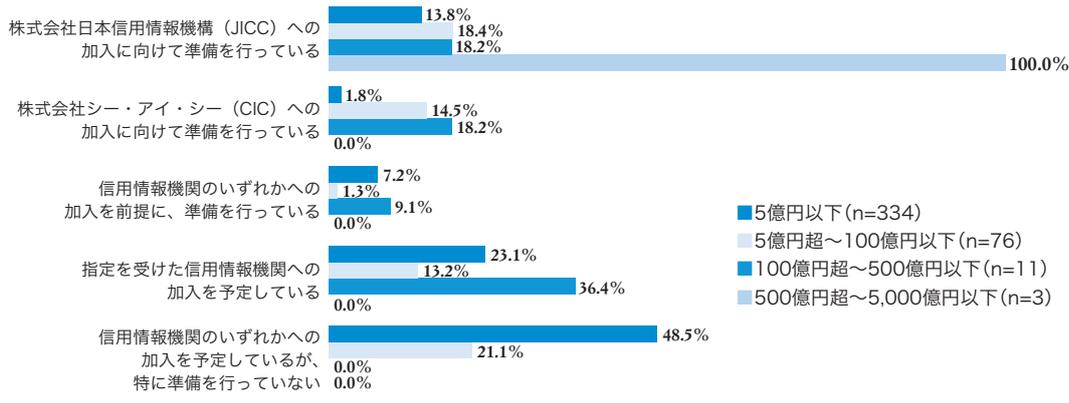
図表3-10 （協会員調査／非協会員調査）日本信用情報機構およびシー・アイ・シーへの現在の加入率—貸付残高規模別

協会員			非協会員		
	現在の加入数	現在の加入率		現在の加入数	現在の加入率
5億円以下 (n=602)	250	41.5%	5億円以下 (n=119)	10	8.4%
5億円超 ～100億円以下 (n=325)	253	77.8%	5億円超 ～100億円以下 (n=48)	3	6.3%
100億円超 ～500億円以下 (n=50)	42	84.0%	100億円超 ～500億円以下 (n=13)	0	0.0%
500億円超 ～5,000億円以下 (n=42)	39	92.9%	500億円超 ～5,000億円以下 (n=26)	3	11.5%
5,000億円超 (n=9)	9	100.0%	5,000億円超 (n=6)	1	16.7%
			不明 (n=131)	11	8.4%



図表3-11 (協会員調査) 信用情報機関未加入貸金業者の取組み状況  
— 貸付残高規模別 (複数回答)

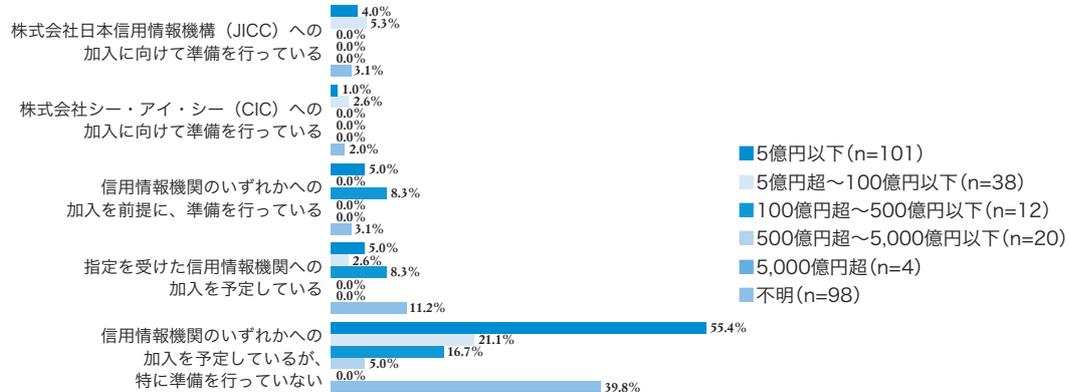
	協会員							
	5億円以下 (n=334)		5億円超~100億円 以下 (n=76)		100億円超~500億円 以下 (n=11)		500億円超~5,000 億円以下 (n=3)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
株式会社日本信用情報機構(JICC)への加入に向けて準備を行っている	46	13.8%	14	18.4%	2	18.2%	3	100.0%
株式会社シー・アイ・シー(CIC)への加入に向けて準備を行っている	6	1.8%	11	14.5%	2	18.2%	0	0.0%
信用情報機関のいずれかへの加入を前提に、準備を行っている	24	7.2%	1	1.3%	1	9.1%	0	0.0%
指定を受けた信用情報機関への加入を予定している	77	23.1%	10	13.2%	4	36.4%	0	0.0%
信用情報機関のいずれかへの加入を予定しているが、特に準備を行っていない	162	48.5%	16	21.1%	0	0.0%	0	0.0%



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

図表3-12 (非協会員調査) 信用情報機関未加入貸金業者の取組み状況  
— 貸付残高規模別 (複数回答)

	非協会員											
	5億円以下 (n=101)		5億円超~100億円 以下 (n=38)		100億円超~500億円 以下 (n=12)		500億円超~5,000億円 以下 (n=20)		5,000億円超 (n=4)		不明 (n=98)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
株式会社日本信用情報機構 (JICC) への加入に向けて準備を行っている	4	4.0%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.1%
株式会社シー・アイ・シー (CIC) への加入に向けて準備を行っている	1	1.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.0%
信用情報機関のいずれかへの加入を前提に、準備を行っている	5	5.0%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.1%
指定を受けた信用情報機関への加入を予定している	5	5.0%	1	2.6%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	11	11.2%
信用情報機関のいずれかへの加入を予定しているが、特に準備を行っていない	56	55.4%	8	21.1%	2	16.7%	1	5.0%	0	0.0%	39	39.8%



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

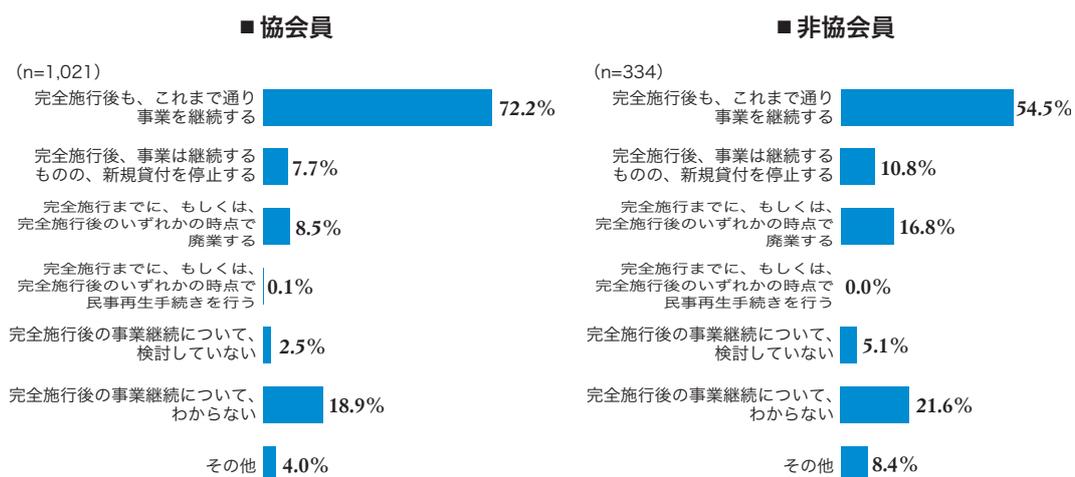
## 2 完全施行後の事業継続の可能性

完全施行後の貸金業の事業継続に関する意向を尋ねたところ、貸金業者（協会員）の72.2%が「完全施行後も、これまで通り事業を継続する」と回答した。一方、18.9%が「完全施行後の事業継続について、わからない」、8.5%が「完全施行までに、もしくは、完全施行後のいずれかの時点で廃業する」、7.7%が「完全施行後、事業は継続するものの、新規貸付を停止する」と回答した。

廃業や新規貸付停止等を見込む理由は、「上限金利引下げによって収益が悪化した(する)から」が最も高く（58.3%）、「総量規制の導入によって収益が悪化した（する）から」（47.1%）、「利息返還請求の負担が重いから」（35.3%）が続いた。

図表3-13 （協会員調査/非協会員調査）完全施行後の事業継続の可能性（複数回答）

	協会員 (n=1,021)		非協会員 (n=334)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
完全施行後も、これまで通り事業を継続する	737	72.2%	182	54.5%
完全施行後、事業は継続するものの、新規貸付を停止する	79	7.7%	36	10.8%
完全施行までに、もしくは、完全施行後のいずれかの時点で廃業する	87	8.5%	56	16.8%
完全施行までに、もしくは、完全施行後のいずれかの時点で民事再生手続きを行う	1	0.1%	0	0.0%
完全施行後の事業継続について、検討していない	26	2.5%	17	5.1%
完全施行後の事業継続について、わからない	193	18.9%	72	21.6%
その他	41	4.0%	28	8.4%

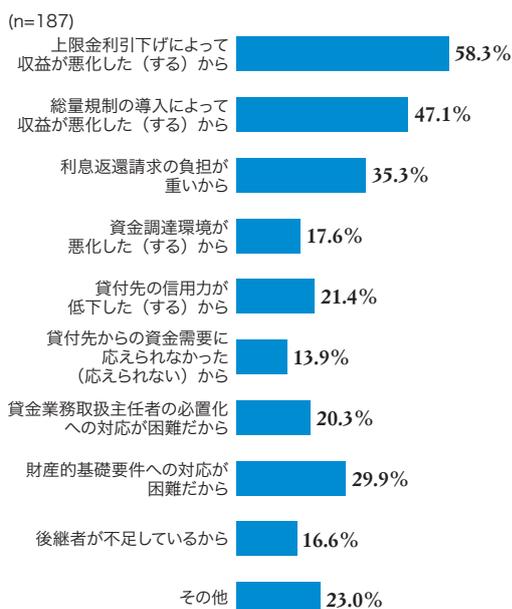


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

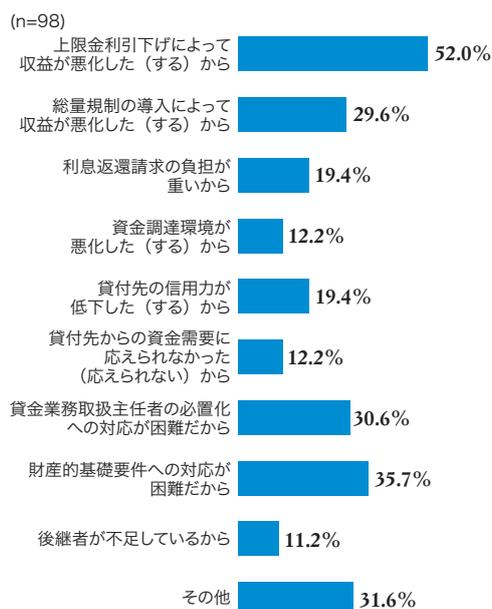
図表3-14 (協会員調査/非協会員調査)事業継続が困難および新規貸付停止の理由(複数回答)

	協会員 (n=187)		非協会員 (n=98)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
上限金利引下げによって収益が悪化した(する)から	109	58.3%	51	52.0%
総量規制の導入によって収益が悪化した(する)から	88	47.1%	29	29.6%
利息返還請求の負担が重いから	66	35.3%	19	19.4%
資金調達環境が悪化した(する)から	33	17.6%	12	12.2%
貸付先の信用力が低下した(する)から	40	21.4%	19	19.4%
貸付先からの資金需要に答えられなかった(答えられない)から	26	13.9%	12	12.2%
貸金業務取扱主任者の必置化への対応が困難だから	38	20.3%	30	30.6%
財産的基礎要件への対応が困難だから	56	29.9%	35	35.7%
後継者が不足しているから	31	16.6%	11	11.2%
その他	43	23.0%	31	31.6%

■ 協会員



■ 非協会員



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

### 3 事業を継続しない貸金業者の今後の見通し

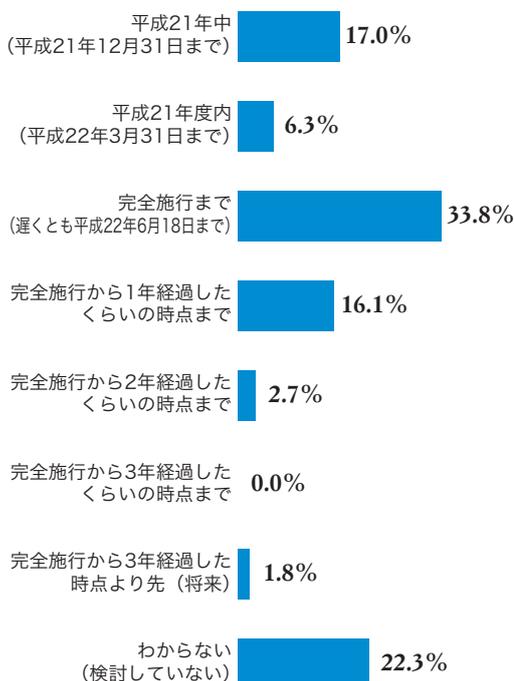
廃業や民事再生を予定している貸金業者（協会員、約9%）の57.2%が「完全施行までに」実施することを予定し、また、既存債権への対応について、67.4%が「廃業後に既存債権の回収のみを続ける」と回答しており、今後、実質的に貸付けを行わない「みなし貸金業者」は増加する見込みである。

図表3-15 (協会員調査) 廃業や民事再生手続きの、実施予定時期と既存債権への対応 (既存債権への対応は複数回答)

(n=112)

	廃業や民事再生手続きを予定している時期	
	回答数	回答率
平成21年中 (平成21年12月31日まで)	19	17.0%
平成21年度内 (平成22年3月31日まで)	7	6.3%
完全施行まで (遅くとも平成22年6月18日まで)	38	33.8%
完全施行から1年経過したくらいの時点まで	18	16.1%
完全施行から2年経過したくらいの時点まで	3	2.7%
完全施行から3年経過したくらいの時点まで	0	0.0%
完全施行から3年経過した時点より先 (将来)	2	1.8%
わからない (検討していない)	25	22.3%

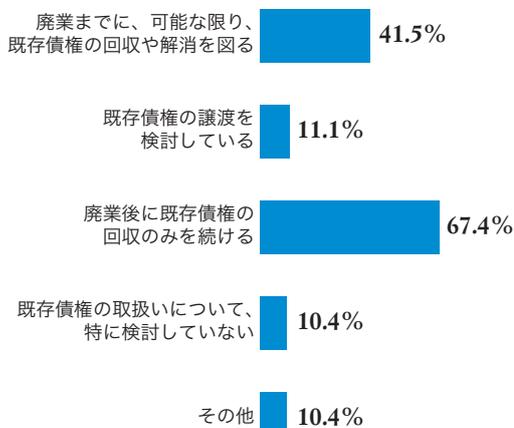
#### ■ 廃業や民事再生手続きを予定している時期



(n=135)

	既存債権への対応	
	回答数	回答率
廃業までに、可能な限り、既存債権の回収や解消を図る	56	41.5%
既存債権の譲渡を検討している	15	11.1%
廃業後に既存債権の回収のみを続ける	91	67.4%
既存債権の取扱いについて、特に検討していない	14	10.4%
その他	14	10.4%

#### ■ 既存債権への対応



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

#### 4 貸金業法改正に関する「意見」の傾向

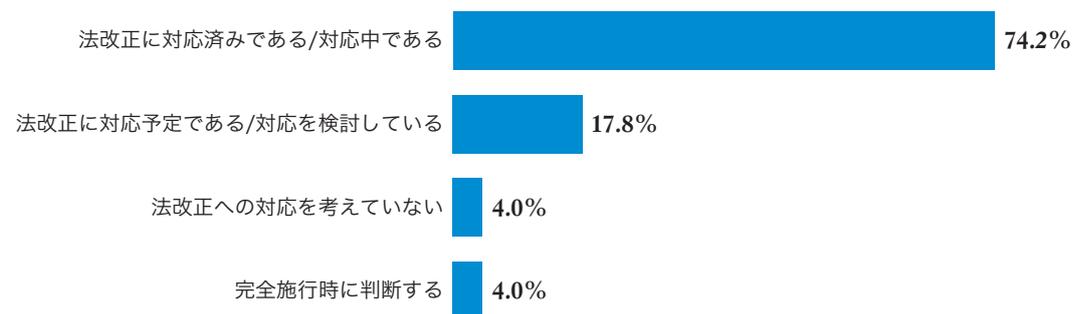
法改正への対応状況に関する記述回答を分析したところ、74.2%が「法改正に対応済みである／対応中である」と回答しており、全般的に法改正の準備を進めている姿となっている。

次に、法改正に対する自由意見を分析したところ、「ヤミ金融が拡大する」等の資金需要者への影響を指摘する意見、「貸金業者の業務実態等を勘案した『附則第67条』の所要の見直しを期待している」等の法改正の見直しを期待する意見が多かった。さらに、法改正による経営環境の変化や対策に関しては、54.0%が「廃業を予定している（考えている）」と回答、環境の厳しさを示している。

図表3-16 法改正への対応状況（記述回答に基づく分析）

(n=101)

	回答数	回答率
法改正に対応済みである／対応中である	75	74.2%
法改正に対応予定である／対応を検討している	18	17.8%
法改正への対応を考えていない	4	4.0%
完全施行時に判断する	4	4.0%



(注1) 記述回答分析における非協会の集計対象は、業態不明や貸付残高区分不明を含めた回収全343者(社)としている。

図表3-17 法改正に対する意見（記述回答に基づく分析）

(n=167)

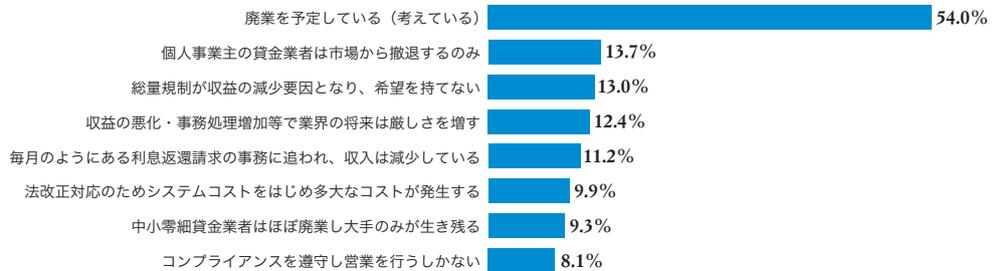
	回答数	回答率
ヤミ金融が拡大する	35	21.0%
貸金業者の業務実態等を勘案した「附則第67条」の所要の見直しを期待している	28	16.8%
総量規制の緩和を求める/専業主婦（主夫）の総量規制基準を再考してほしい	26	15.6%
法改正は実務を知らない学者等、社会の多勢が一方的に判断している	22	13.2%
利息の上限金利については変動制を用いてほしい	21	12.6%
多重債務者の再発・存続、債務整理の増加の可能性がある	21	12.6%
資金需要者の不良化が進み社会全体に悪影響を及ぼす	21	12.6%
財産的基礎要件をみたすのは困難	18	10.8%
弁護士等が利息返還請求の成功報酬名目で20%-30%の利益を出すのは疑問	15	9.0%
グループ貸付は、多重債務者問題等の対策である法改正に似つかわしくない	13	7.8%
小規模な事業者向の会社まで一律に規制することには無理がある	9	5.4%
総量規制の導入は、消費者経済全体に深刻な影響を及ぼす可能性がある	9	5.4%
利息返還請求対象期間の短縮を希望	9	5.4%
消費者向けと事業者向けの業態に応じた対応を検討してほしい	4	2.4%
貸金業を副業とする業者への対応を区別してほしい	2	1.2%



図表3-18 経営環境の変化・対策（記述回答に基づく分析）

(n=161)

	回答数	回答率
廃業を予定している（考えている）	87	54.0%
個人事業主の貸金業者は市場から撤退するのみ	22	13.7%
総量規制が収益の減少要因となり、希望を持ってない	21	13.0%
収益の悪化・事務処理増加等で業界の将来は厳しさを増す	20	12.4%
毎月のようにある利息返還請求の事務に追われ、収入は減少している	18	11.2%
法改正対応のためシステムコストをはじめ多大なコストが発生する	16	9.9%
中小零細貸金業者はほぼ廃業し大手のみが生き残る	15	9.3%
コンプライアンスを遵守し営業を行うしかない	13	8.1%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるため、nは一致しない。

(注2) 記述回答分析における非協会の集計対象は、業態不明や貸付残高区分不明を含めた回収全343者（社）としている。

# 4

## 貸金業者の経営状況

### 1 損益の状況と見通し

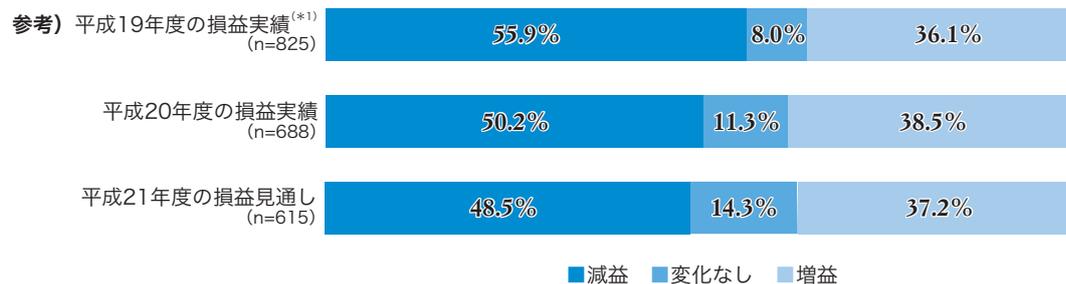
貸金業者の損益状況と今後の見通しを把握するため、直近2ヵ年（平成19年度、平成20年度）の営業損益額および平成21年度の営業損益額見通しを調査し、平成20年度および平成21年度について対前年度の増減益を算出した。

その結果、平成20年度の損益実績では688者（社）中50.2%（345者（社））が減益、38.5%（265者（社））が増益となった。ただし、増益となった265者（社）の内訳を見ると、123者（社）は平成19年度が赤字（損益±0含む）であり、うち64者（社）は平成20年度も赤字（損益±0含む）であった。

また平成21年度の損益見通しについては、貸金業者（協会員）の48.5%が「減益（見通し）」、37.2%が「増益（見通し）」と回答した（なお、貸金業者の損益は、「利息返還請求による損失に係る引当金」が大きく影響することがある）。

図表3-19 （協会員調査）損益の状況と見通し

	減益	変化なし	増益	合計
参考) 平成19年度の損益実績 <sup>(*)</sup>	461	66	298	825
	55.9%	8.0%	36.1%	100.0%
平成20年度の損益実績	345	78	265	688
	50.2%	11.3%	38.5%	100.0%
平成21年度の損益見通し	298	88	229	615
	48.5%	14.3%	37.2%	100.0%

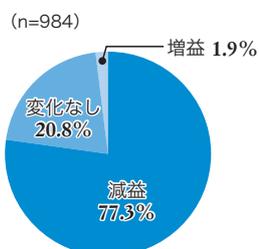


(\*) 平成19年度の損益実績は昨年度調査より。

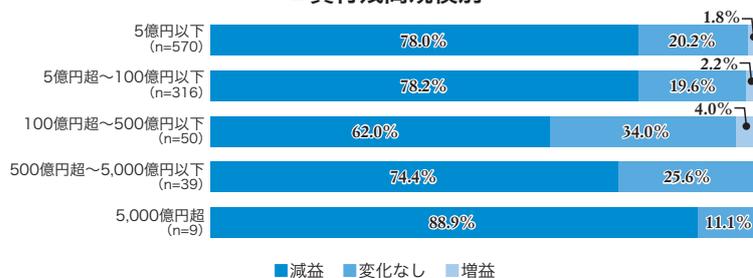
改正貸金業法の完全施行後の損益見通しを、平成20年度対比で尋ねたところ、貸金業者（協会員）の77.3%が、特に、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者の88.9%が、「減益（見通し）」と回答しており、昨年度より厳しい見通しとなっている。

図表3-20（協会員調査）完全施行後の損益見通し

	減益	変化なし	増益	合計
全体	760	205	19	984
	77.3%	20.8%	1.9%	100.0%
5億円以下	445	115	10	570
	78.0%	20.2%	1.8%	100.0%
5億円超～100億円以下	247	62	7	316
	78.2%	19.6%	2.2%	100.0%
100億円超～500億円以下	31	17	2	50
	62.0%	34.0%	4.0%	100.0%
500億円超～5,000億円以下	29	10	0	39
	74.4%	25.6%	0.0%	100.0%
5,000億円超	8	1	0	9
	88.9%	11.1%	0.0%	100.0%



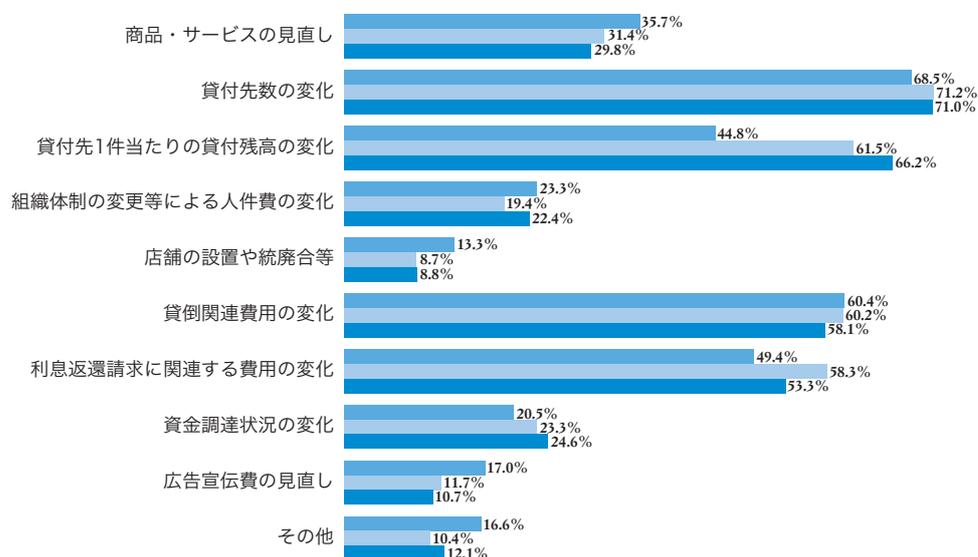
■ 貸付残高規模別



次に、「減益」と回答した貸金業者（協会員）の減益要因について尋ねたところ、「貸付先数の変化」（平成20年度の減益要因として71.2%、平成21年度減益見通し要因として71.0%、以下同じ）が最も高く、「貸付先1件当たりの貸付残高の変化」（61.5%、66.2%）、「貸倒関連費用の変化」（60.2%、58.1%）、および「利息返還請求に関連する費用の変化」（58.3%、53.3%）がこれに続いた。

図表3-21 （協会員調査）「減益」と回答した貸金業者の減益要因（複数回答）

	参考）平成19年度の減益要因 <sup>(※1)</sup> (n=429)		平成20年度の減益要因 (n=309)		平成21年度の減益見通し要因 (n=272)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
商品・サービスの見直し	153	35.7%	97	31.4%	81	29.8%
貸付先数の変化	294	68.5%	220	71.2%	193	71.0%
貸付先1件当たりの貸付残高の変化	192	44.8%	190	61.5%	180	66.2%
組織体制の変更等による人件費の変化	100	23.3%	60	19.4%	61	22.4%
店舗の設置や統廃合等	57	13.3%	27	8.7%	24	8.8%
貸倒関連費用の変化	259	60.4%	186	60.2%	158	58.1%
利息返還請求に関連する費用の変化	212	49.4%	180	58.3%	145	53.3%
資金調達状況の変化	88	20.5%	72	23.3%	67	24.6%
広告宣伝費の見直し	73	17.0%	36	11.7%	29	10.7%
その他	71	16.6%	32	10.4%	33	12.1%



■参考）平成19年度の減益要因(n=429) ■平成20年度の減益要因(n=309) ■平成21年度の減益見通し要因(n=272)

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 平成19年度の減益要因は昨年度調査より。

## 2 事業コスト構造

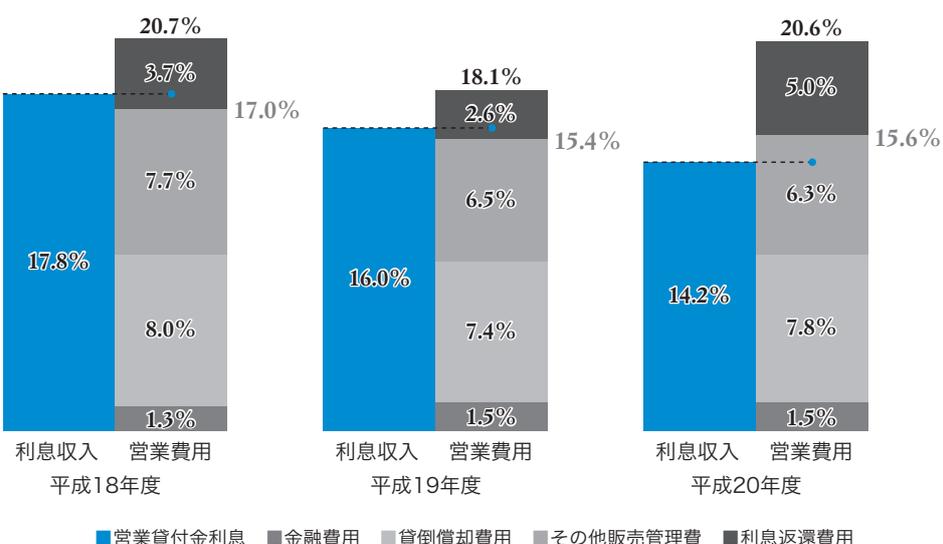
貸金業者のコスト構造を把握するために、直近3期の営業貸付金残高（平均残高）、営業貸付金利息、および貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用（利息返還金）を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額（利息返還費用を含む）の営業貸付金残高に対する比率」、「利息返還費用を除いた営業費用の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した。

この2年度の間、「営業貸付金利息」の比率が17.8%から14.2%へと低下した。一方、「営業費用総額（利息返還費用を含む）」の比率は20.7%から20.6%と横ばいとなった。また、「利息返還費用を除いた営業費用」の比率は、17.0%から15.6%へと低下したものの、平成20年度には「営業貸付金利息」の比率を上回る結果となり、事業構造として大変厳しいものとなっている。

図表3-22 (協会員調査) 収支項目の営業貸付金残高比率の推移

(n=415)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額 (単位：百万円)	比率	金額 (単位：百万円)	比率	金額 (単位：百万円)	比率
営業貸付金残高（平均残高）	15,699,837	-	14,855,078	-	13,298,373	-
利息収入						
営業貸付金利息	2,788,001	17.8%	2,377,873	16.0%	1,889,084	14.2%
営業費用						
金融費用	206,655	1.3%	227,152	1.5%	203,431	1.5%
貸倒償却費用	1,252,235	8.0%	1,103,663	7.4%	1,036,141	7.8%
その他販売管理費	1,212,721	7.7%	961,600	6.5%	841,053	6.3%
利息返還費用	580,767	3.7%	390,155	2.6%	661,811	5.0%
合計	3,252,378	20.7%	2,682,570	18.1%	2,742,436	20.6%
合計（利息返還費用除く）	2,671,611	17.0%	2,292,415	15.4%	2,080,625	15.6%

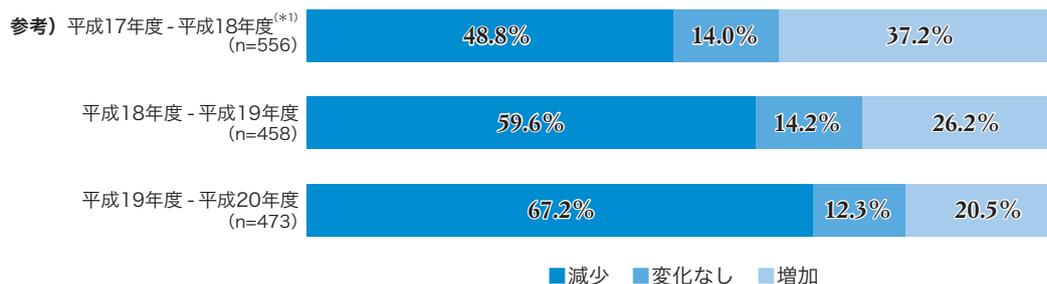


### 3 金融機関からの資金調達状況

貸金業者の資金調達状況を把握するため、直近3期における金融機関からの借入金額を調査し、その増減を算出した。「減少」と回答した貸金業者（協会員）の割合は、59.6%から67.2%へと上昇した。

図表3-23 (協会員調査) 金融機関からの借入金増減状況

	減少	変化なし	増加	合計
参考)平成17年度 - 平成18年度 <sup>(*)</sup>	271	78	207	556
	48.8%	14.0%	37.2%	100.0%
平成18年度 - 平成19年度	273	65	120	458
	59.6%	14.2%	26.2%	100.0%
平成19年度 - 平成20年度	318	58	97	473
	67.2%	12.3%	20.5%	100.0%



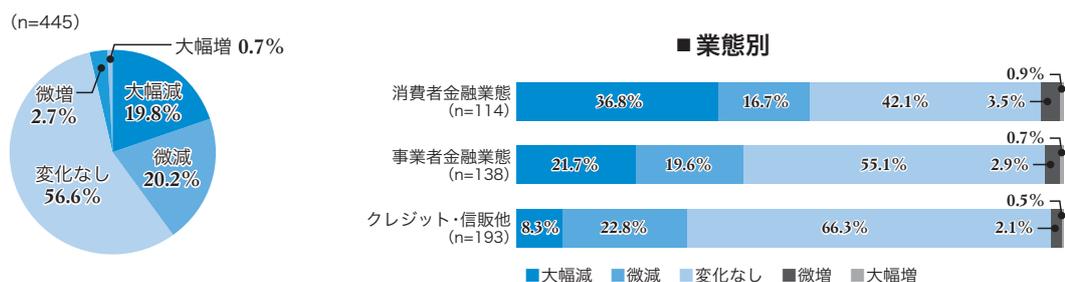
(\*) 平成17年度 - 平成18年度は昨年度調査より。

次に、金融機関からの借入れに関する将来見通しとして、金融機関からの借入残高がある貸金業者に対して、借入可能金額（借入枠）の増減傾向と金融機関の貸出姿勢を尋ねたところ、貸金業者（協会員）の40.0%が借入可能金額の「大幅減」、「微減」を見通し、43.9%が金融機関の貸出姿勢が「厳しくなる」と見通している。

業態別にみると、消費者金融業態（協会員）は、借入可能金額の「大幅減」が36.8%、金融機関の貸出姿勢は「厳しくなる」が60.0%と、最も厳しく見通していることがわかった。

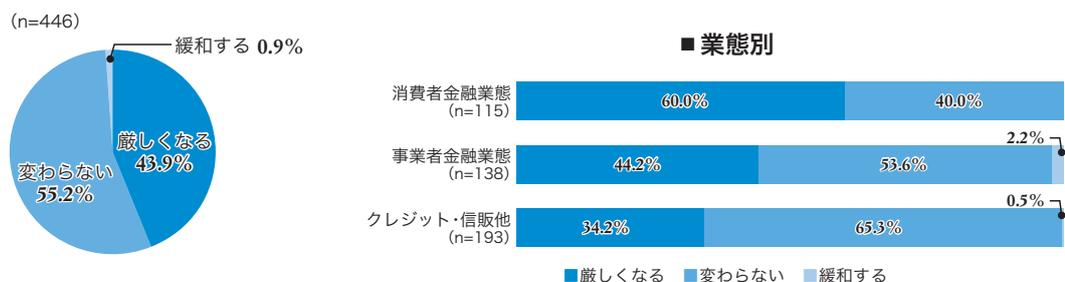
図表3-24 （協会員調査）借入可能金額（借入枠）の見通し

	大幅減	微減	変化なし	微増	大幅増	合計
全体	88 19.8%	90 20.2%	252 56.6%	12 2.7%	3 0.7%	445 100.0%
消費者金融業態	42 36.8%	19 16.7%	48 42.1%	4 3.5%	1 0.9%	114 100.0%
事業者金融業態	30 21.7%	27 19.6%	76 55.1%	4 2.9%	1 0.7%	138 100.0%
クレジット・信販他	16 8.3%	44 22.8%	128 66.3%	4 2.1%	1 0.5%	193 100.0%



図表3-25 （協会員調査）金融機関の貸出姿勢の見通し

	厳しくなる	変わらない	緩和する	合計
全体	196 43.9%	246 55.2%	4 0.9%	446 100.0%
消費者金融業態	69 60.0%	46 40.0%	0 0.0%	115 100.0%
事業者金融業態	61 44.2%	74 53.6%	3 2.2%	138 100.0%
クレジット・信販他	66 34.2%	126 65.3%	1 0.5%	193 100.0%



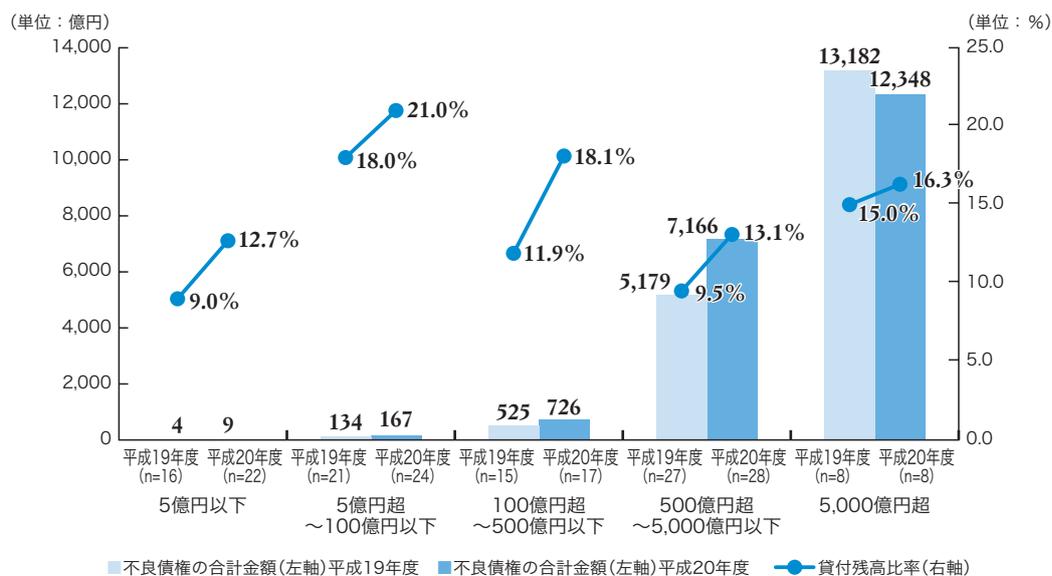
#### 4 不良債権の状況

債権の不良化の状況を把握するため、直近2期の不良債権金額（破綻先債権・延滞債権・貸出条件緩和債権の合計）を調査し、各年度の貸付残高に対する比率を算出した。貸付残高規模別にみると、いずれも平成19年度末から平成20年度末にかけて不良債権の残高比率が上昇している結果となった。

図表3-26 （協会員調査）不良債権の合計金額と貸付残高比率—貸付残高規模別

（単位：百万円）

		不良債権の合計金額（左軸）	貸付残高比率（右軸）
全体	平成19年度（n=87）	1,902,587	12.9%
	平成20年度（n=99）	2,041,886	15.1%
5億円以下	平成19年度（n=16）	465	9.0%
	平成20年度（n=22）	941	12.7%
5億円超～100億円以下	平成19年度（n=21）	13,454	18.0%
	平成20年度（n=24）	16,796	21.0%
100億円超～500億円以下	平成19年度（n=15）	52,547	11.9%
	平成20年度（n=17）	72,650	18.1%
500億円超～5,000億円以下	平成19年度（n=27）	517,908	9.5%
	平成20年度（n=28）	716,600	13.1%
5,000億円超	平成19年度（n=8）	1,318,213	15.0%
	平成20年度（n=8）	1,234,899	16.3%



## 5 利息返還請求の実態

利息返還請求の実態を把握するため、直近2期における「利息返還金（実際のキャッシュアウト金額）」、「利息返還請求に伴う元本毀損額」、「期末利息返還引当金残高」を調査した。昨年度調査結果を含めて、利息返還金と利息返還請求に伴う元本毀損額の合計金額の推移（協会員）は、平成18年度が約0.6兆円、平成19年度が約0.9兆円、平成20年度が約1.0兆円と増加し、この間、利息返還引当金残高は2兆円前後で推移した。すなわち、利息返還請求の影響は、過去3ヵ年において、利息返還金および元本毀損額の合計で約2.4兆円、引当金計上コストを含めて約4.4兆円の規模に達した。

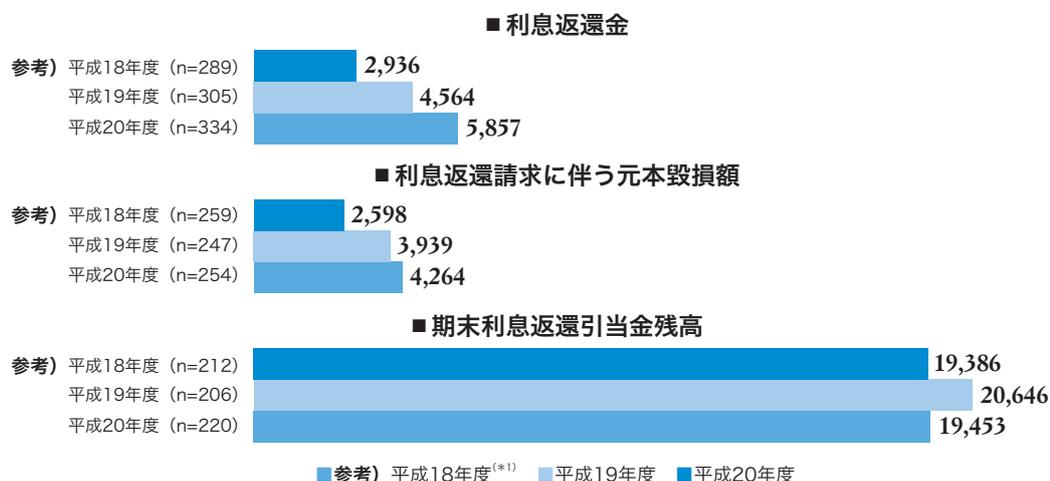
また、利息返還関連コストそれぞれの今後の見通しについて尋ねたところ、貸付残高500億円以下の貸金業者（協会員）の半数以上は、利息返還金および元本毀損額の増加を見通している。

図表3-27 （協会員調査）利息返還コストの推移

（単位：百万円）

	参考) 平成18年度 <sup>(※1)</sup>	平成19年度	平成20年度
利息返還金	293,622	456,457	585,790
利息返還請求に伴う元本毀損額	259,866	393,983	426,414
期末利息返還引当金残高	1,938,637	2,064,659	1,945,370

（単位：億円）

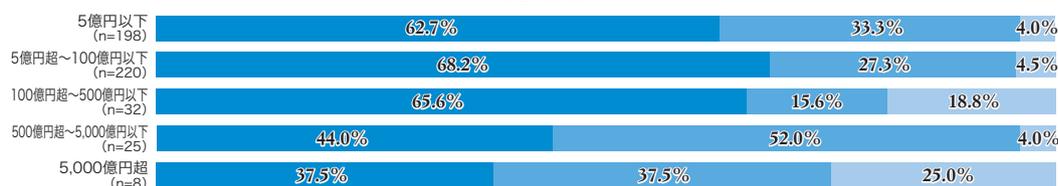


(※1) 平成18年度結果は前年調査より（母集団が異なる）。

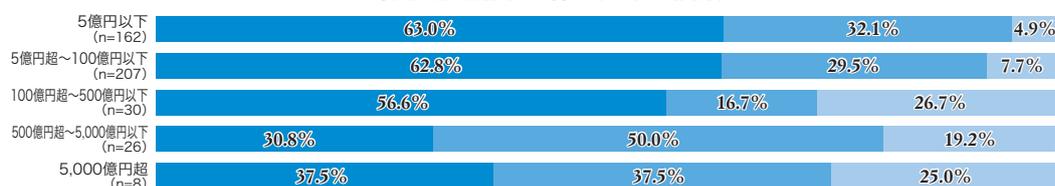
図表3-28 (協会員調査) 利息返還コストの見通し—貸付残高規模別

		増加	変化なし	減少	合計
利息返還金	5億円以下	124	66	8	198
		62.7%	33.3%	4.0%	100.0%
	5億円超～100億円以下	150	60	10	220
		68.2%	27.3%	4.5%	100.0%
	100億円超～500億円以下	21	5	6	32
		65.6%	15.6%	18.8%	100.0%
	500億円超～5,000億円以下	11	13	1	25
		44.0%	52.0%	4.0%	100.0%
	5,000億円超	3	3	2	8
		37.5%	37.5%	25.0%	100.0%
利息返還請求に伴う元本毀損額	5億円以下	102	52	8	162
		63.0%	32.1%	4.9%	100.0%
	5億円超～100億円以下	130	61	16	207
		62.8%	29.5%	7.7%	100.0%
	100億円超～500億円以下	17	5	8	30
		56.6%	16.7%	26.7%	100.0%
	500億円超～5,000億円以下	8	13	5	26
		30.8%	50.0%	19.2%	100.0%
	5,000億円超	3	3	2	8
		37.5%	37.5%	25.0%	100.0%
期末利息返還引当金残高	5億円以下	57	65	8	130
		43.8%	50.0%	6.2%	100.0%
	5億円超～100億円以下	95	73	28	196
		48.5%	37.2%	14.3%	100.0%
	100億円超～500億円以下	16	7	8	31
		51.6%	22.6%	25.8%	100.0%
	500億円超～5,000億円以下	5	12	7	24
		20.8%	50.0%	29.2%	100.0%
	5,000億円超	1	2	5	8
		12.5%	25.0%	62.5%	100.0%

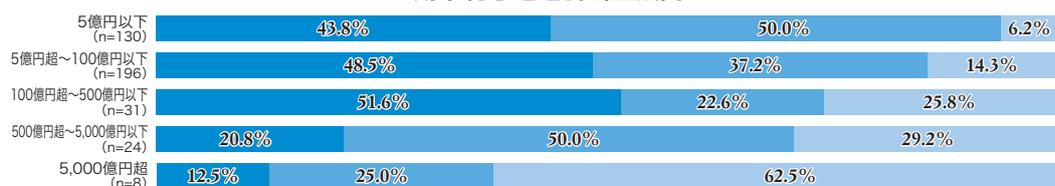
■ 利息返還金



■ 利息返還請求に伴う元本毀損額



■ 期末利息返還引当金残高



■ 増加 ■ 変化なし ■ 減少

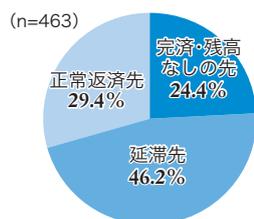
次に、利息返還請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点の債務者区分と請求元について、それぞれ現状の人数割合と今後の見通しについて調査を行った。

債務者区分の調査（協会員）では、現在、原債務の支払が滞っている「延滞先」からの請求が最も多く46.2%を占め、また、既に取り引が終了している「完済・残高なしの先」からの請求は24.4%と、昨年度の調査（22.2%）を上回る水準におよんだ。今後の見通しでは、昨年度に引き続き「完済・残高なしの先」からの請求の増加が68.0%と最も多かった。

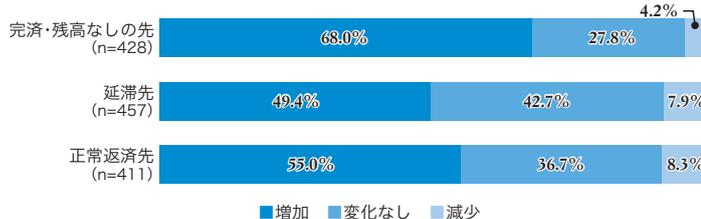
図表3-29（協会員調査）利息返還請求時の債務者区分

	現状の人数割合 (n=463)	今後の見通し			
		増加	変化なし	減少	合計
完済・残高なしの先	24.4%	291 68.0%	119 27.8%	18 4.2%	428 100.0%
延滞先	46.2%	226 49.4%	195 42.7%	36 7.9%	457 100.0%
正常返済先	29.4%	226 55.0%	151 36.7%	34 8.3%	411 100.0%

■ 現状の人数割合



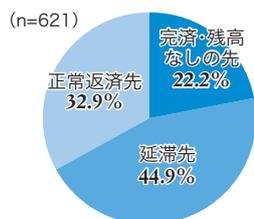
■ 今後の見通し



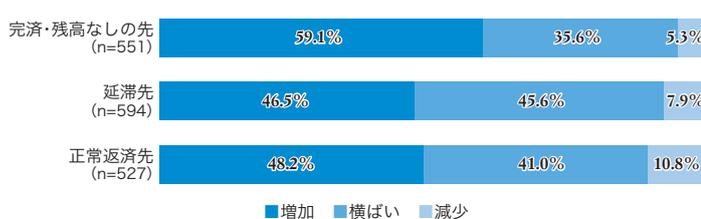
図表3-30（昨年度協会員調査）利息返還請求時の債務者区分

	現状の人数割合 (n=621)	今後の見通し			
		増加	横ばい	減少	合計
完済・残高なしの先	22.2%	326 59.1%	196 35.6%	29 5.3%	551 100.0%
延滞先	44.9%	276 46.5%	271 45.6%	47 7.9%	594 100.0%
正常返済先	32.9%	254 48.2%	216 41.0%	57 10.8%	527 100.0%

■ 現状の人数割合



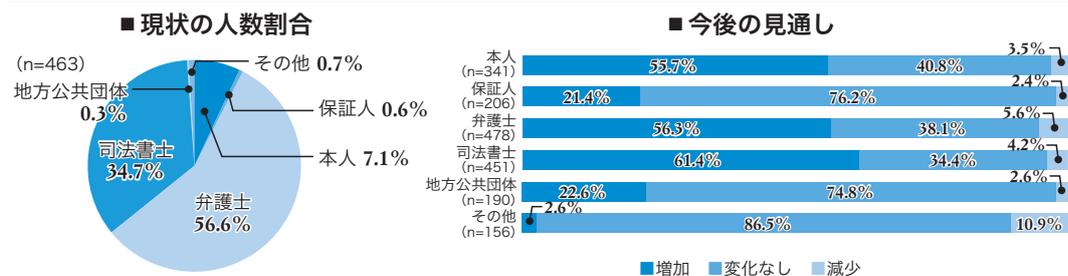
■ 今後の見通し



請求元の調査（協会員）では、現状は、「弁護士」が56.6%、「司法書士」が34.7%と、昨年度に引き続き両者あわせて90%以上に達し、「本人」からの請求は7.1%に留まった。今後の見通しは、「司法書士」からの請求が増加するとした回答が最も多かったものの（61.4%）、現状ではほとんど請求実績がない「地方公共団体」からの請求が増加すると回答した割合が22.6%に達した。

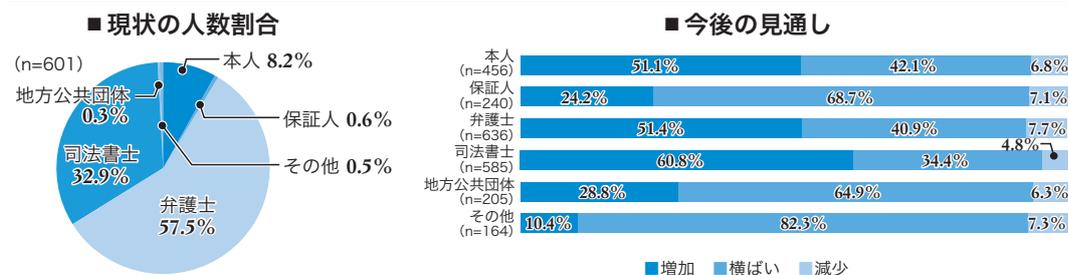
図表3-31 （協会員調査）利息返還請求元

	現状の人数割合 (n=463)	今後の見通し			
		増加	変化なし	減少	合計
本人	7.1%	190 55.7%	139 40.8%	12 3.5%	341 100.0%
保証人	0.6%	44 21.4%	157 76.2%	5 2.4%	206 100.0%
弁護士	56.6%	269 56.3%	182 38.1%	27 5.6%	478 100.0%
司法書士	34.7%	277 61.4%	155 34.4%	19 4.2%	451 100.0%
地方公共団体	0.3%	43 22.6%	142 74.8%	5 2.6%	190 100.0%
その他	0.7%	4 2.6%	135 86.5%	17 10.9%	156 100.0%



図表3-32 （昨年度協会員調査）利息返還請求元

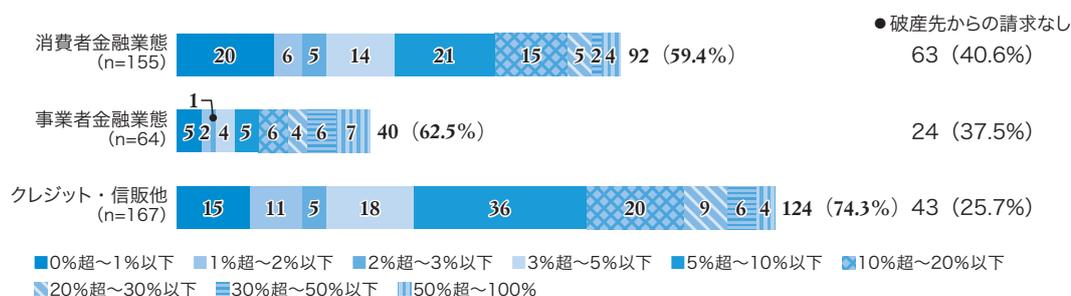
	現状の人数割合 (n=601)	今後の見通し			
		増加	横ばい	減少	合計
本人	8.2%	233 51.1%	192 42.1%	31 6.8%	456 100.0%
保証人	0.6%	58 24.2%	165 68.7%	17 7.1%	240 100.0%
弁護士	57.5%	327 51.4%	260 40.9%	49 7.7%	636 100.0%
司法書士	32.9%	356 60.8%	201 34.4%	28 4.8%	585 100.0%
地方公共団体	0.3%	59 28.8%	133 64.9%	13 6.3%	205 100.0%
その他	0.5%	17 10.4%	135 82.3%	12 7.3%	164 100.0%



利息返還請求を受けた貸付先における、「破産先（免責決定先および申立中の貸付先）」の割合を尋ねたところ、各業態（協会員）とも破産先からの請求があることがわかった（破産先割合が0%以外の回答割合をみると、消費者金融業態で59.4%、事業者金融業態で62.5%、クレジット・信販他で74.3%）。また、消費者金融業態と事業者金融業態では、貸金業者（協会員）の約半数が、破産先からの請求が増加すると見通している。

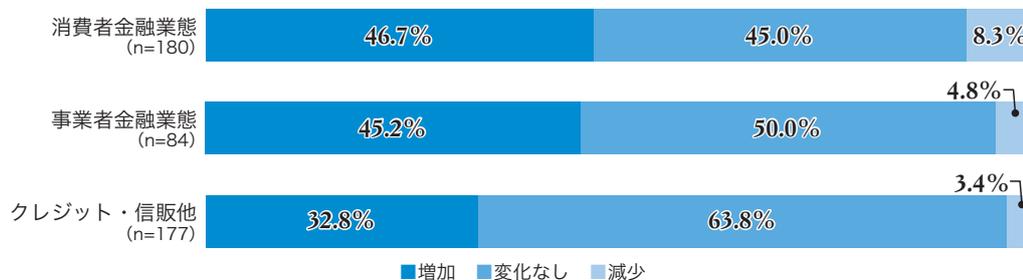
図表3-33（協会員調査）利息返還請求先における破産先の割合—業態別

	破産先からの請求なし	破産先の割合									合計
		0%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超～30%以下	30%超～50%以下	50%超～100%	
消費者金融業態	63	20	6	5	14	21	15	5	2	4	155
	40.6%	59.4%									100.0%
事業者金融業態	24	5	2	1	4	5	6	4	6	7	64
	37.5%	62.5%									100.0%
クレジット・信販他	43	15	11	5	18	36	20	9	6	4	167
	25.7%	74.3%									100.0%



図表3-34（協会員調査）利息返還請求先における破産先割合の今後の見通し—業態別

	増加	変化なし	減少	合計
消費者金融業態	84	81	15	180
	46.7%	45.0%	8.3%	100.0%
事業者金融業態	38	42	4	84
	45.2%	50.0%	4.8%	100.0%
クレジット・信販他	58	113	6	177
	32.8%	63.8%	3.4%	100.0%



# 5

## 貸付先に対する与信姿勢の変化

### 1 新規貸付および初期審査の状況と今後の見通し

新規貸付先に対する与信姿勢を把握するため、貸付けの実施状況と借入申込に対する改正貸金業法施行（平成19年1月）後の審査状況を調査した。

消費者向無担保貸付の場合、貸付けを実施していた貸金業者（協会員）の15.7%が新規貸付停止と回答し、66.7%が初期審査姿勢を「厳しくした」と回答した。

図表3-35 （協会員調査）現時点における新規貸付の実施状況



図表3-36 （協会員調査）平成18年12月以降の初期審査の状況

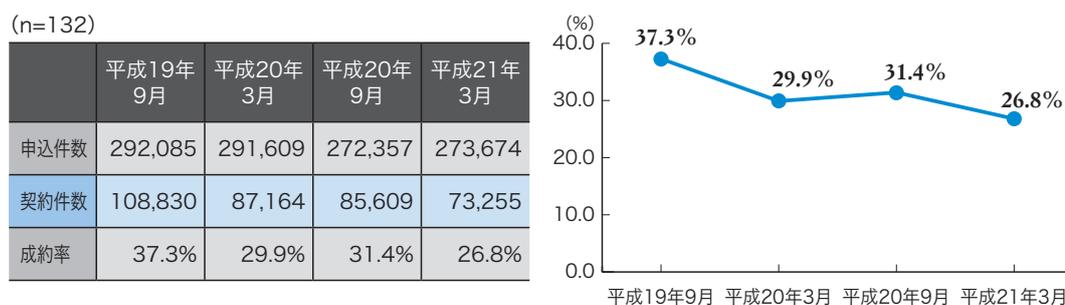


図表3-37 （昨年度協会員調査）平成18年12月以降の初期審査の状況



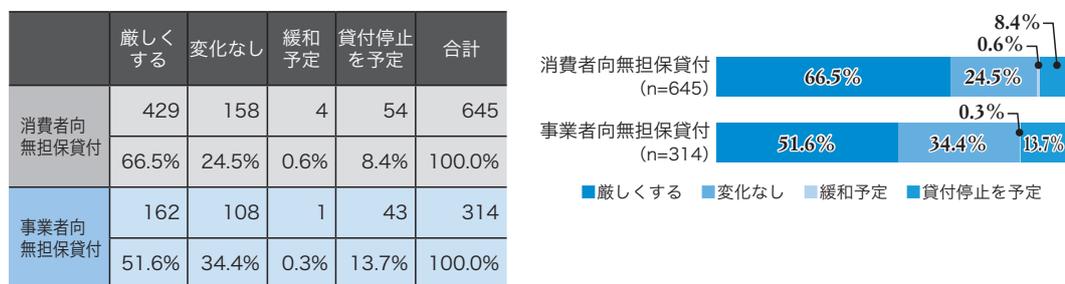
初期審査姿勢の厳格化の影響を把握するため、「新規申込件数」と「新規契約件数」の実績から半期ごとの単月の成約率を算出したところ（協会員、消費者金融業態における消費者向無担保貸付）、37.3%（平成19年9月）から26.8%（平成21年3月）へと低下していることがわかった。

図表3-38（協会員調査）成約率の推移—消費者金融業態、消費者向無担保貸付

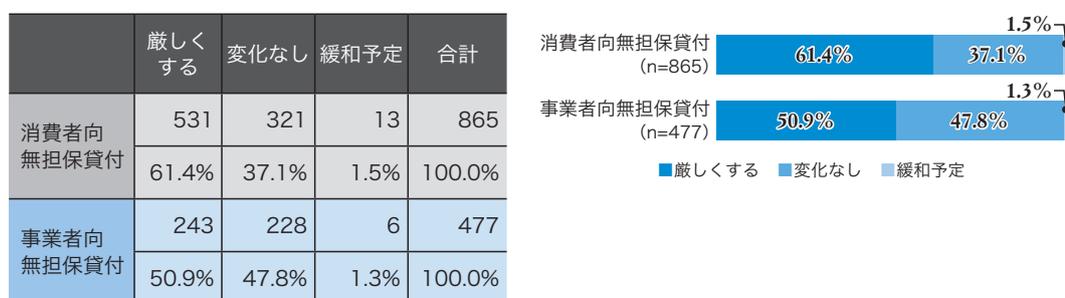


次に、初期審査に関する完全施行後の見通しを尋ねたところ、消費者向無担保貸付の場合、貸金業者（協会員）の66.5%が「厳しくする」、8.4%が「貸付停止を予定」と回答しており、昨年度（「厳しくする」／61.4%）より与信姿勢を厳格化する傾向となった（事業者向無担保貸付の場合も同様の傾向）。

図表3-39（協会員調査）完全施行後の初期審査状況の見通し



図表3-40（昨年度協会員調査）今後の審査状況の見通し

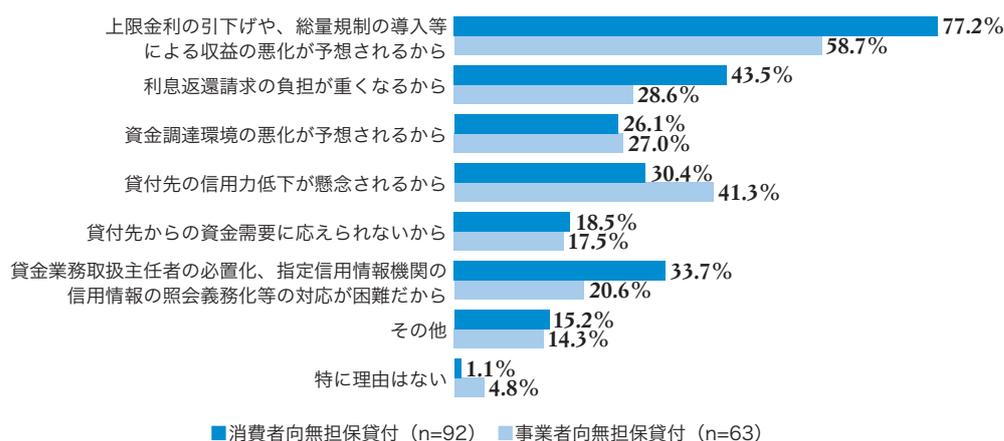


さらに、新規貸付停止を予定している貸金業者（協会員）にその理由を尋ねたところ、消費者向無担保貸付の場合、「上限金利の引下げや、総量規制の導入等による収益の悪化が予想されるから」が最も多く（77.2%）、「利息返還請求の負担が重くなるから」（43.5%）、「貸金業務取扱主任者の必置化、指定信用情報機関の信用情報の照会義務化等の対応が困難だから」（33.7%）がこれに続いた。

事業者向無担保貸付の場合も、「上限金利の引下げや、総量規制の導入等による収益の悪化が予想されるから」が最も多く（58.7%）、「貸付先の信用力低下が懸念されるから」（41.3%）がこれに続いた。

図表3-41 （協会員調査）新規貸付停止予定の理由（複数回答）

	消費者向無担保貸付 (n=92)		事業者向無担保貸付 (n=63)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
上限金利の引下げや、総量規制の導入等による収益の悪化が予想されるから	71	77.2%	37	58.7%
利息返還請求の負担が重くなるから	40	43.5%	18	28.6%
資金調達環境の悪化が予想されるから	24	26.1%	17	27.0%
貸付先の信用力低下が懸念されるから	28	30.4%	26	41.3%
貸付先からの資金需要に応えられないから	17	18.5%	11	17.5%
貸金業務取扱主任者の必置化、指定信用情報機関の信用情報の照会義務化等の対応が困難だから	31	33.7%	13	20.6%
その他	14	15.2%	9	14.3%
特に理由はない	1	1.1%	3	4.8%



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

## ② 上限金利引下げへの対応（消費者向無担保貸付）

### ① 対応が必要な債権比率の状況

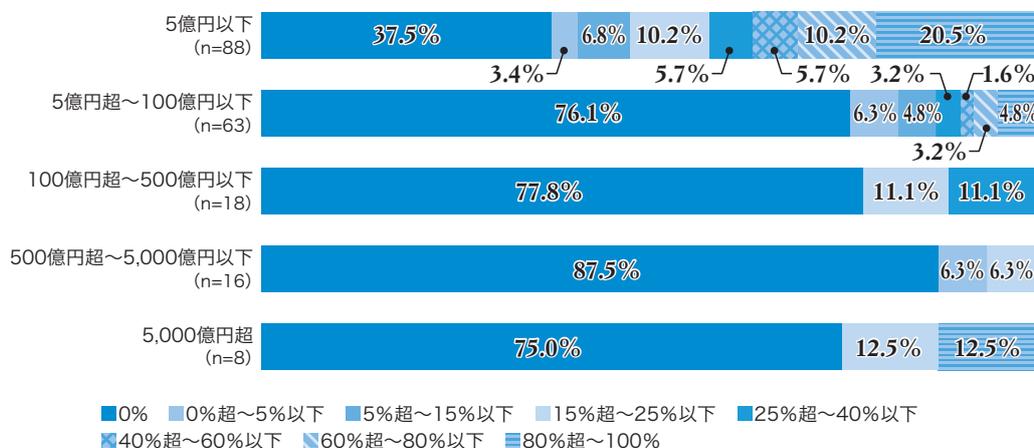
上限金利の引下げの導入に伴い、貸付金利の見直し等の対応が必要となる債権の保有比率（貸付金利が利息制限法を上回る貸付先割合）について、「直近月末の新規貸付先」と「平成18年中間期末の正常貸付先」の2つの時点において調査を行った。

直近月末時点の新規貸付先については、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）のうち、37.5%が「対応済み（要対応債権の保有比率が0%）」と回答している一方、20.5%が「ほとんど未対応（要対応債権の保有比率が80%超）」と回答した。

平成18年中間期末時点の正常貸付先については、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）のうち、33.4%が「対応済み（要対応債権の債権保有比率が0%）」と回答している一方、27.3%が「ほとんど未対応（要対応債権の保有比率が80%超）」と回答した。また、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（協会員8社）のうち、「対応済み」の貸金業者は1社（12.5%）に過ぎず、4社（50.0%）が「半分以上が未対応（要対応債権の保有比率が60%超）」となった。

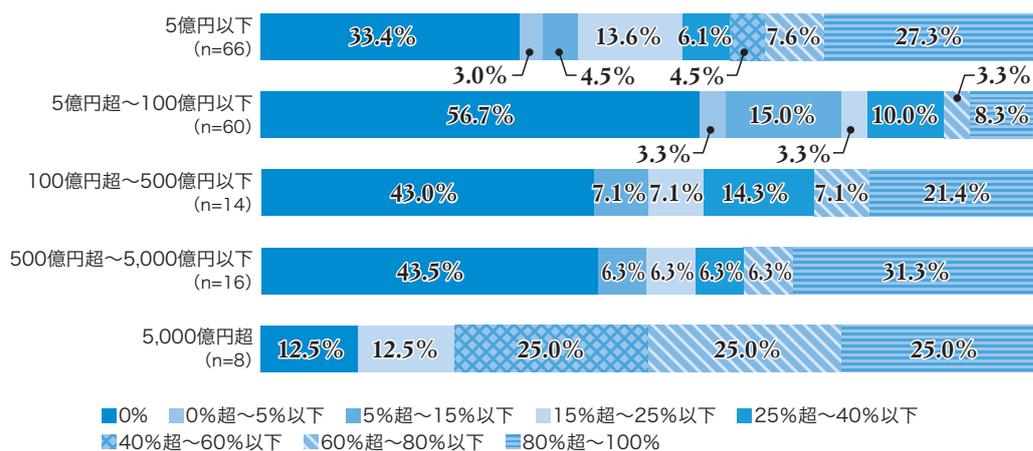
図表3-42 （協会員調査）上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比 <新規貸付先（直近時点）>—貸付残高規模別—消費者向無担保貸付

	0%	0%超～5%以下	5%超～15%以下	15%超～25%以下	25%超～40%以下	40%超～60%以下	60%超～80%以下	80%超～100%	合計
5億円以下	33	3	6	9	5	5	9	18	88
	37.5%	3.4%	6.8%	10.2%	5.7%	5.7%	10.2%	20.5%	100.0%
5億円超～100億円以下	48	4	3	0	2	1	2	3	63
	76.1%	6.3%	4.8%	0.0%	3.2%	1.6%	3.2%	4.8%	100.0%
100億円超～500億円以下	14	0	0	2	2	0	0	0	18
	77.8%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
500億円超～5,000億円以下	14	1	0	1	0	0	0	0	16
	87.5%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5,000億円超	6	0	0	1	0	0	0	1	8
	75.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	100.0%



図表3-43 (協会員調査) 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比  
 <既存貸付先(平成18年中間期末時点)>—貸付残高規模別—消費者向無担保貸付

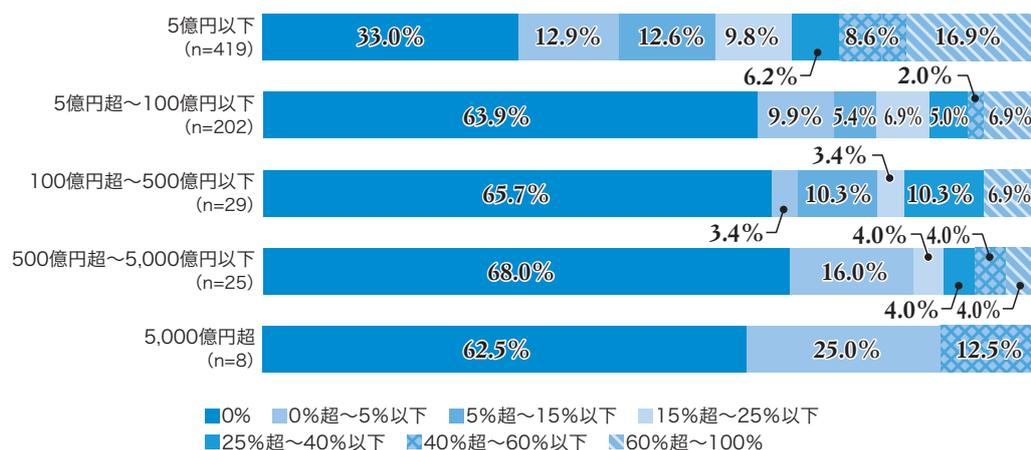
	0%	0%超～ 5%以下	5%超～ 15%以下	15%超～ 25%以下	25%超～ 40%以下	40%超～ 60%以下	60%超～ 80%以下	80%超～ 100%	合計
5億円以下	22	2	3	9	4	3	5	18	66
	33.4%	3.0%	4.5%	13.6%	6.1%	4.5%	7.6%	27.3%	100.0%
5億円超～100億円以下	34	2	9	2	6	0	2	5	60
	56.8%	3.3%	15.0%	3.3%	10.0%	0.0%	3.3%	8.3%	100.0%
100億円超～500億円以下	6	0	1	1	2	0	1	3	14
	43.0%	0.0%	7.1%	7.1%	14.3%	0.0%	7.1%	21.4%	100.0%
500億円超～5,000億円以下	7	0	1	1	1	0	1	5	16
	43.5%	0.0%	6.3%	6.3%	6.3%	0.0%	6.3%	31.3%	100.0%
5,000億円超	1	0	0	1	0	2	2	2	8
	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	100.0%



なお、昨年度の調査と比較すると、直近月末時点の新規貸付先については、貸付残高5億円超の貸金業者（協会員）は上限金利引下げへの対応を進めている一方、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）は対応の遅れが顕著となった。また、平成18年中間期末時点の正常貸付先については、おしなべて「直近月末の新規貸付先」より対応が進んでいないことが読み取れた。

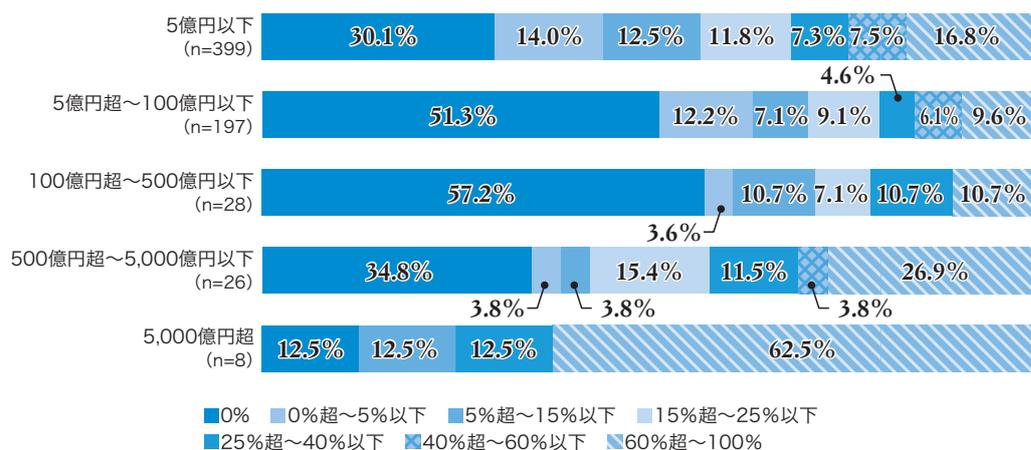
図表3-44 （昨年度協会員調査）上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比<新規貸付先（直近時点）>—貸付残高規模別—消費者向無担保貸付

	0%	0%超～5%以下	5%超～15%以下	15%超～25%以下	25%超～40%以下	40%超～60%以下	60%超～100%	合計
5億円以下	138	54	53	41	26	36	71	419
	33.0%	12.9%	12.6%	9.8%	6.2%	8.6%	16.9%	100.0%
5億円超～100億円以下	129	20	11	14	10	4	14	202
	63.9%	9.9%	5.4%	6.9%	5.0%	2.0%	6.9%	100.0%
100億円超～500億円以下	19	1	3	1	3	0	2	29
	65.7%	3.4%	10.3%	3.4%	10.3%	0.0%	6.9%	100.0%
500億円超～5,000億円以下	17	4	0	1	1	1	1	25
	68.0%	16.0%	0.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	100.0%
5,000億円超	5	2	0	0	0	1	0	8
	62.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%



図表3-45 (昨年度協会会員調査)上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比  
 <既存貸付先(平成18年中間期末時点)>—貸付残高規模別—消費者向無担保貸付

	0%	0%超～5%以下	5%超～15%以下	15%超～25%以下	25%超～40%以下	40%超～60%以下	60%超～100%	合計
5億円以下	120	56	50	47	29	30	67	399
	30.1%	14.0%	12.5%	11.8%	7.3%	7.5%	16.8%	100.0%
5億円超～100億円以下	101	24	14	18	9	12	19	197
	51.3%	12.2%	7.1%	9.1%	4.6%	6.1%	9.6%	100.0%
100億円超～500億円以下	16	1	3	2	3	0	3	28
	57.2%	3.6%	10.7%	7.1%	10.7%	0.0%	10.7%	100.0%
500億円超～5,000億円以下	9	1	1	4	3	1	7	26
	34.8%	3.8%	3.8%	15.4%	11.5%	3.8%	26.9%	100.0%
5,000億円超	1	0	1	0	1	0	5	8
	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	62.5%	100.0%



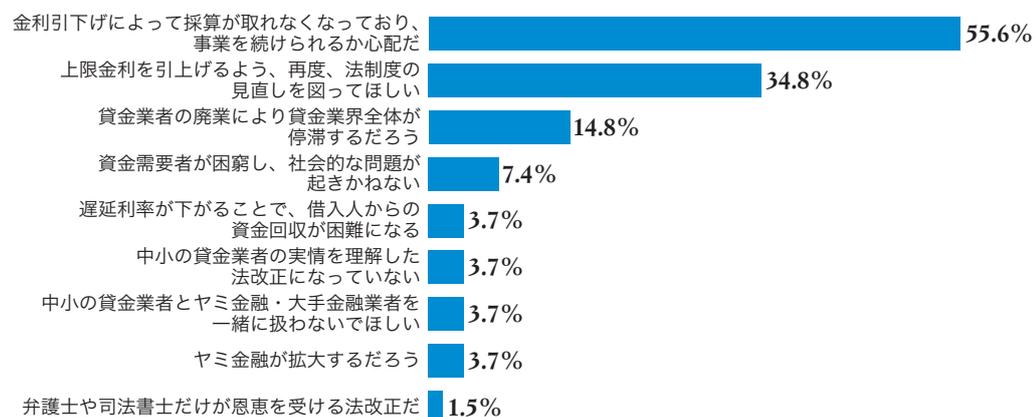
## ②上限金利引下げに関する「意見」の傾向

上限金利引下げに対する自由意見を分析したところ、「金利引下げによって採算が取れなくなっており、事業を続けられるか心配だ」、「上限金利を上げるよう、再度、法制度の見直しを図ってほしい」等、経営環境の悪化を懸念する意見が多かった。また「貸金業者の廃業により貸金業界全体が停滞するだろう」、「資金需要者が困窮し、社会的な問題が起きかねない」といった貸金業界や資金需要者への影響を指摘する意見もあった。

図表3-46 上限金利引下げに対する意見（記述回答に基づく分析）

(n=135)

	回答数	回答率
金利引下げによって採算が取れなくなっており、事業を続けられるか心配だ	75	55.6%
上限金利を上げるよう、再度、法制度の見直しを図ってほしい	47	34.8%
貸金業者の廃業により貸金業界全体が停滞するだろう	20	14.8%
資金需要者が困窮し、社会的な問題が起きかねない	10	7.4%
遅延利率が下がることで、借入人からの資金回収が困難になる	5	3.7%
中小の貸金業者の実情を理解した法改正になっていない	5	3.7%
中小の貸金業者とヤミ金融・大手金融業者を一緒に扱わないでほしい	5	3.7%
ヤミ金融が拡大するだろう	5	3.7%
弁護士や司法書士だけが恩恵を受ける法改正だ	2	1.5%



(注 1) 1 つの意見に複数の内容が含まれるため、n は一致しない。

(注 2) 記述回答分析における非協会員の集計対象は、業態不明や貸付残高区分不明を含めた回収全 343 者（社）としている。

### 3 総量規制の導入への対応（消費者向無担保貸付）

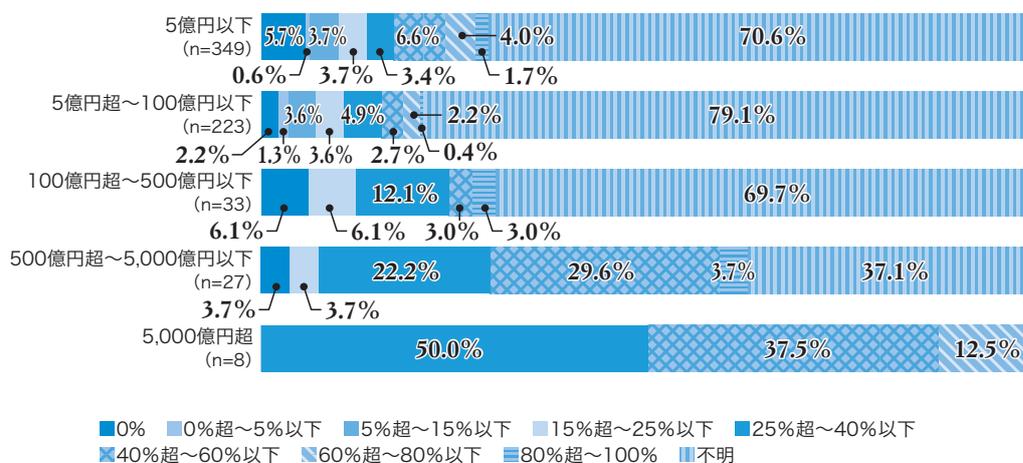
#### ①規制該当債権の保有比率の状況

総量規制の導入によって、規制に該当しそうな債権の保有比率（総量規制に該当する貸付先割合）について、平成20年度末の正常貸付先において調査を行った。

貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（協会員8社）のうち、4社（50.0%）が「半数程度が未対応（規制該当債権の保有比率が40%超）」、4社（50.0%）が「対応途上（規制該当債権比率が25%超～40%以下）」となった。一方、貸付残高500億円以下の貸金業者（協会員）は、約70%が「不明（規制該当債権の保有比率を把握していない）」と回答した。

図表3-47 （協会員調査）総量規制該当債権保有比率別事業者数構成比  
—貸付残高規模別—消費者向無担保貸付

	0%	0%超～5%以下	5%超～15%以下	15%超～25%以下	25%超～40%以下	40%超～60%以下	60%超～80%以下	80%超～100%	不明	合計
5億円以下	20	2	13	13	12	23	14	6	246	349
	5.7%	0.6%	3.7%	3.7%	3.4%	6.6%	4.0%	1.7%	70.6%	100.0%
5億円超～100億円以下	5	3	8	8	11	6	5	1	176	223
	2.2%	1.3%	3.6%	3.6%	4.9%	2.7%	2.2%	0.4%	79.1%	100.0%
100億円超～500億円以下	2	0	0	2	4	1	0	1	23	33
	6.1%	0.0%	0.0%	6.1%	12.1%	3.0%	0.0%	3.0%	69.7%	100.0%
500億円超～5,000億円以下	1	0	0	1	6	8	0	1	10	27
	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	22.2%	29.6%	0.0%	3.7%	37.1%	100.0%
5,000億円超	0	0	0	0	4	3	1	0	0	8
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%



## ②総量規制の適用除外および例外貸付の対応状況

貸金業者に対し、総量規制の適用除外<sup>(※1)</sup>および例外貸付<sup>(※2)</sup>の法改正前の取扱い状況と完全施行後の取扱い予定について調査したところ、完全施行後も「取扱う」、「検討中」と回答した割合は、法改正前に取扱いをしている貸金業者の割合と比較して、「顧客に一方的に有利になる一定の借換え」を除く全ての取扱いで減少する見込みとなった。

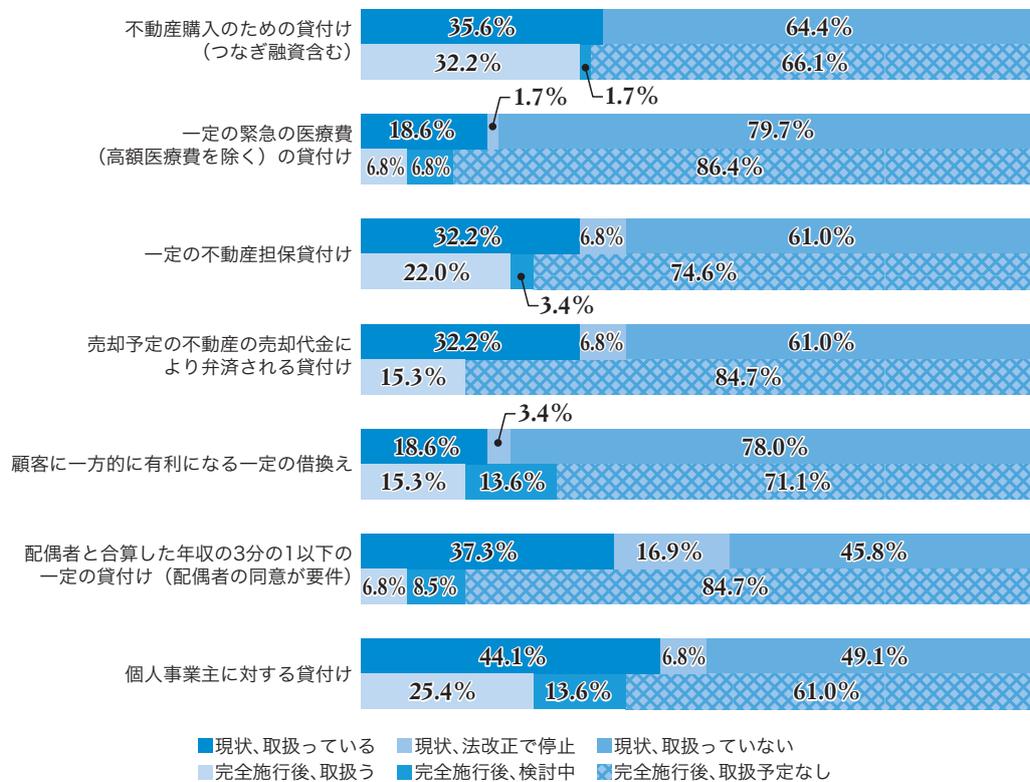
とりわけ専業主婦（主夫）に対する貸付けについては、既に16.9%の貸金業者が取扱いを停止しており、現状「取扱っている」、「取扱っていたが法改正で停止した」貸金業者の割合が54.2%に対し、完全施行後は「取扱う」、「取扱う方向で検討中」と回答した貸金業者の割合は15.3%にとどまる。また、個人事業主に対する貸付けについても現状「取扱っている」、「取扱っていたが法改正で停止した」貸金業者の割合が50.9%に対し、完全施行後「取扱う」、「取扱う方向で検討中」は39.0%に減少する見込みとなった。

- (※1) 住宅の新築、購入等の資金調達のための住宅ローン契約については、個人である債務者が日常的に行う借入れではなく、通常は適切な返済計画に基づいて当該住宅を担保に借入れが行われ、定型的に低利で返済期間が長期にわたり、多重債務に陥る可能性が少ないと考えられることから総量規制の対象から除外されている。なお、住宅ローン契約以外にも、①不動産購入等のための貸付け、②自動車購入のための自動車担保貸付け、③一定のいわゆる高額医療費の貸付け、④手形割引を内容とする契約、⑤金融商品取引業者が行う500万円を超える一定の有価証券担保ローン、⑥金融商品取引業者が行う500万円を超える一定の投資信託受益証券担保ローン、⑦媒介契約についても総量規制の対象から除外されるものとして取り扱われる。
- (※2) 年収の3分の1を超える借入れであっても、①一定の有価証券担保貸付け、②一定の不動産担保貸付け、③売却予定の不動産の売却代金により弁済される貸付け、④顧客に一方的に有利になる一定の借換え、⑤一定の緊急の医療費（高額医療費を除く）の貸付け、⑥配偶者と合算した年収の3分の1以下の一定の貸付け（配偶者の同意、夫婦関係証明書類・配偶者の収入証明書類の提出が要件）、⑦一定の個人事業主に対する貸付け（実地調査および決算書等の書類提出による事業の実態の確認、事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）、⑧新たな事業を行うための個人顧客に対する一定の貸付けについては、「個人顧客の利益の保護に支障を生じることのない契約」として総量規制の例外としている。

図表3-48 完全施行調査—総量規制の適用除外および例外貸付対応の法改正前の取扱いと完全施行後の取扱い

(n=59)

	法改正前の取扱い			完全施行後の取扱い		
	現状、取扱っている	現状、法改正で停止	現状、取扱っていない	完全施行後、取扱う	完全施行後、検討中	完全施行後、取扱予定なし
不動産購入のための貸付け（つなぎ融資含む）	21 35.6%	0 0.0%	38 64.4%	19 32.2%	1 1.7%	39 66.1%
一定の緊急の医療費（高額医療費を除く）の貸付け	11 18.6%	1 1.7%	47 79.7%	4 6.8%	4 6.8%	51 86.4%
一定の不動産担保貸付け	19 32.2%	4 6.8%	36 61.0%	13 22.0%	2 3.4%	44 74.6%
売却予定の不動産の売却代金により弁済される貸付け	19 32.2%	4 6.8%	36 61.0%	9 15.3%	0 0.0%	50 84.7%
顧客に一方向的に有利になる一定の借換え	11 18.6%	2 3.4%	46 78.0%	9 15.3%	8 13.6%	42 71.1%
配偶者と合算した年収の3分の1以下の一定の貸付け（配偶者の同意が要件）	22 37.3%	10 16.9%	27 45.8%	4 6.8%	5 8.5%	50 84.7%
個人事業主に対する貸付け	26 44.1%	4 6.8%	29 49.1%	15 25.4%	8 13.6%	36 61.0%



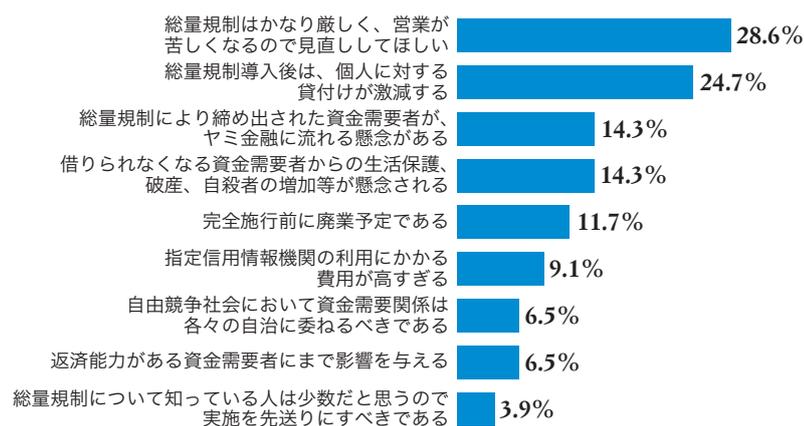
### ③総量規制の導入に関する「意見」の傾向

総量規制の導入に対する自由意見を分析したところ、「総量規制はかなり厳しく、営業が苦しくなるので見直ししてほしい」、「総量規制導入後は、個人に対する貸付けが激減する」等、経営環境の悪化を懸念する意見が多かった。また、「総量規制により締め出された資金需要者が、ヤミ金融に流れる懸念がある」、「借りられなくなる資金需要者からの生活保護、破産、自殺者の増加等が懸念される」といった資金需要者への影響を指摘する意見もあった。

図表3-49 総量規制に対する意見（記述回答に基づく分析）

(n=77)

	回答数	回答率
総量規制はかなり厳しく、営業が苦しくなるので見直ししてほしい	22	28.6%
総量規制導入後は、個人に対する貸付けが激減する	19	24.7%
総量規制により締め出された資金需要者が、ヤミ金融に流れる懸念がある	11	14.3%
借りられなくなる資金需要者からの生活保護、破産、自殺者の増加等が懸念される	11	14.3%
完全施行前に廃業予定である	9	11.7%
指定信用情報機関の利用にかかる費用が高すぎる	7	9.1%
自由競争社会において資金需要関係は各々の自治に委ねるべきである	5	6.5%
返済能力がある資金需要者にまで影響を与える	5	6.5%
総量規制について知っている人は少数だと思うので実施を先送りにすべきである	3	3.9%



(注 1) 1つの意見に複数の内容が含まれるため、nは一致しない。

(注 2) 記述回答分析における非協会の集計対象は、業態不明や貸付残高区分不明を含めた回収全 343 者（社）としている。

#### 4 完全施行の影響を受ける資金需要者

改正貸金業法の完全施行に伴う貸金業者の与信姿勢の変化を把握するために、与信対象先を属性ごとに分類し（直近月末の先数比率）、それぞれ「完全施行による影響の可能性」を調査した。

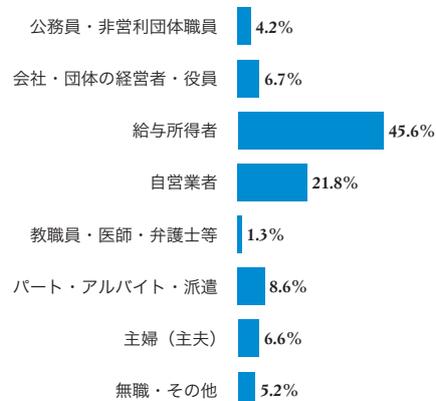
消費者向貸付の場合、貸金業者（協会員）の60%超が、法改正の完全施行の影響を受ける個人として、「自営業者」、「パート・アルバイト・派遣」、「主婦（主夫）」、「年収400万円未満の所得者層」をあげている。

図表3-50 （協会員調査）完全施行による影響の可能性  
＜消費者向貸付—資金需要者の職業別＞

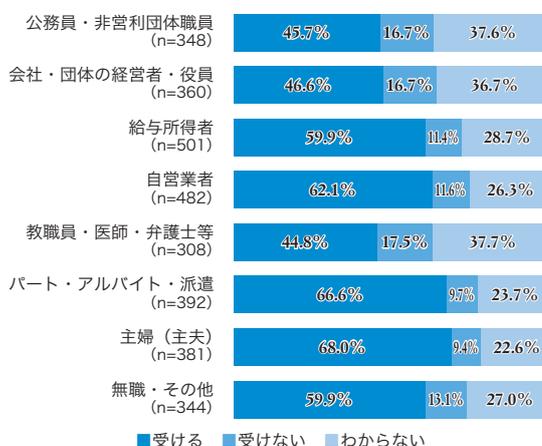
	職業別構成比 (n=483)	完全施行の影響の可能性			
		受ける	受けない	わからない	合計
公務員・非営利団体職員	4.2%	159 45.7%	58 16.7%	131 37.6%	348 100.0%
会社・団体の経営者・役員	6.7%	168 46.6%	60 16.7%	132 36.7%	360 100.0%
給与所得者	45.6%	300 59.9%	57 11.4%	144 28.7%	501 100.0%
自営業者	21.8%	299 62.1%	56 11.6%	127 26.3%	482 100.0%
教職員・医師・弁護士等	1.3%	138 44.8%	54 17.5%	116 37.7%	308 100.0%
パート・アルバイト・派遣	8.6%	261 66.6%	38 9.7%	93 23.7%	392 100.0%
主婦（主夫）	6.6%	259 68.0%	36 9.4%	86 22.6%	381 100.0%
無職・その他	5.2%	206 59.9%	45 13.1%	93 27.0%	344 100.0%

#### ■ 職業別構成比

(n=483)

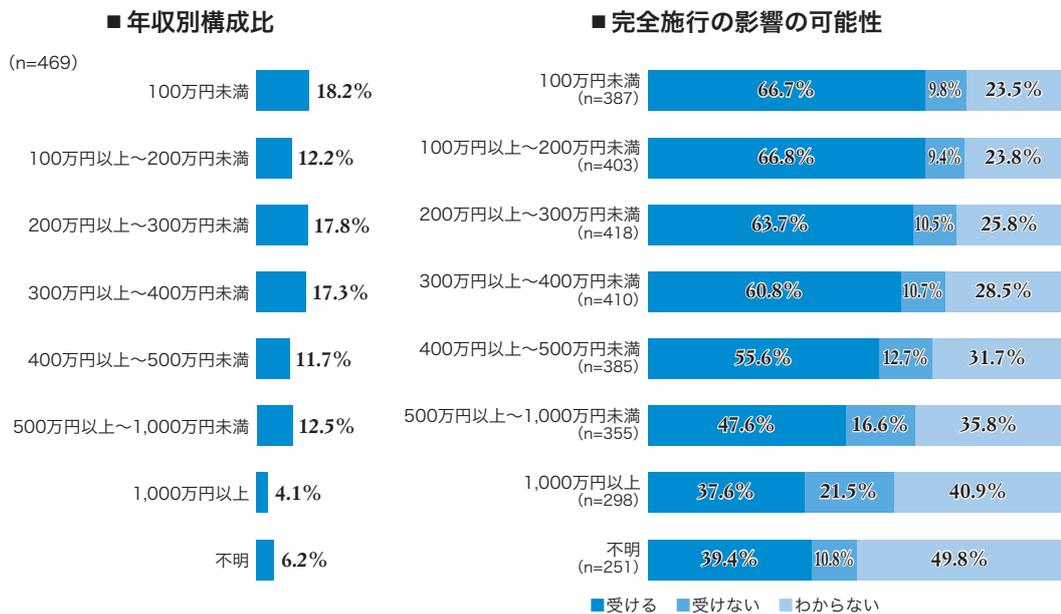


#### ■ 完全施行の影響の可能性



図表3-51 (協会員調査) 完全施行による影響の可能性  
 <消費者向貸付—資金需要者の年収別>

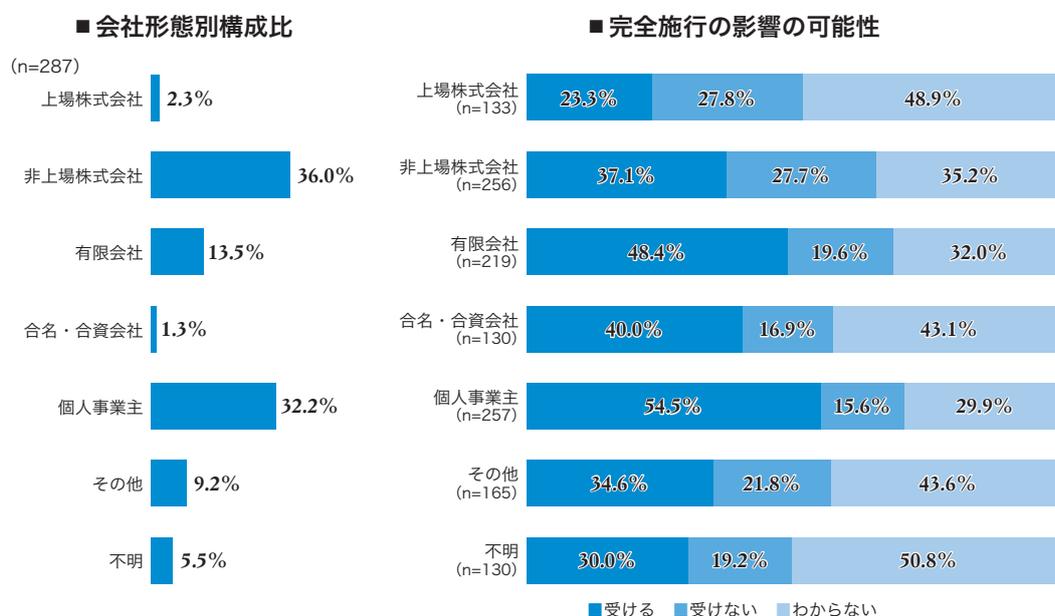
	年収別構成比 (n=469)	完全施行の影響の可能性			
		受ける	受けない	わからない	合計
100万円未満	18.2%	258 66.7%	38 9.8%	91 23.5%	387 100.0%
100万円以上～200万円未満	12.2%	269 66.8%	38 9.4%	96 23.8%	403 100.0%
200万円以上～300万円未満	17.8%	266 63.7%	44 10.5%	108 25.8%	418 100.0%
300万円以上～400万円未満	17.3%	249 60.8%	44 10.7%	117 28.5%	410 100.0%
400万円以上～500万円未満	11.7%	214 55.6%	49 12.7%	122 31.7%	385 100.0%
500万円以上～1,000万円未満	12.5%	169 47.6%	59 16.6%	127 35.8%	355 100.0%
1,000万円以上	4.1%	112 37.6%	64 21.5%	122 40.9%	298 100.0%
不明	6.2%	99 39.4%	27 10.8%	125 49.8%	251 100.0%



事業者向貸付の場合、貸金業者（協会員）の54.5%が、法改正の完全施行の影響を受ける事業者として、「個人事業主」をあげた。同じく、貸金業者（協会員）の50.5%が、「従業員数10人未満」に該当する事業者が「法改正の完全施行の影響を受ける」と回答した。

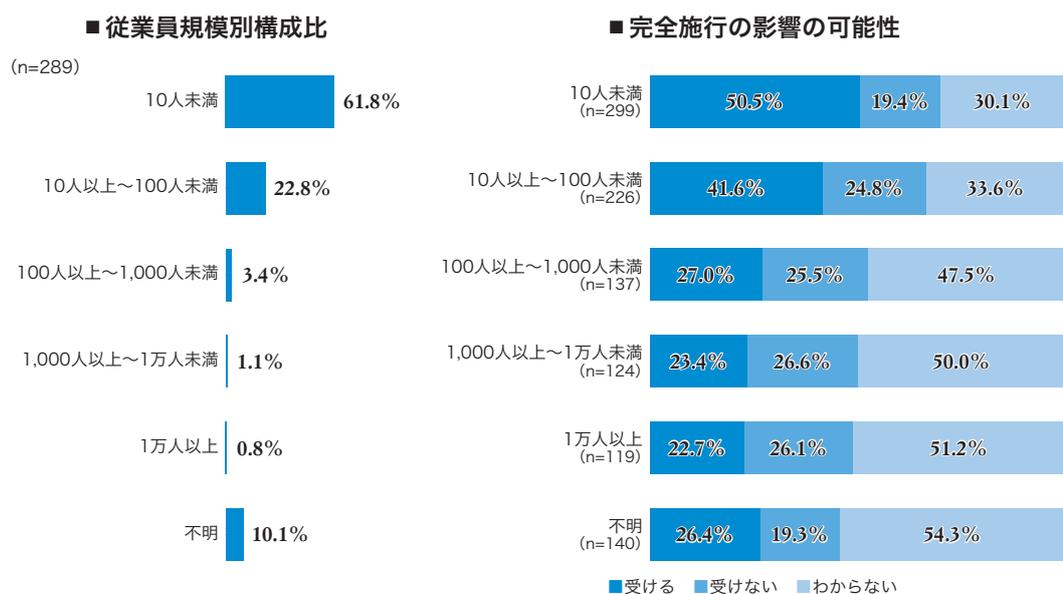
図表3-52 （協会員調査）完全施行による影響の可能性  
 <事業者向貸付—資金需要者の会社形態別>

	会社形態別構成比 (n=287)	完全施行の影響の可能性			
		受ける	受けない	わからない	合計
上場株式会社	2.3%	31 23.3%	37 27.8%	65 48.9%	133 100.0%
非上場株式会社	36.0%	95 37.1%	71 27.7%	90 35.2%	256 100.0%
有限会社	13.5%	106 48.4%	43 19.6%	70 32.0%	219 100.0%
合名・合資会社	1.3%	52 40.0%	22 16.9%	56 43.1%	130 100.0%
個人事業主	32.2%	140 54.5%	40 15.6%	77 29.9%	257 100.0%
その他	9.2%	57 34.6%	36 21.8%	72 43.6%	165 100.0%
不明	5.5%	39 30.0%	25 19.2%	66 50.8%	130 100.0%



図表3-53 (協会員調査) 完全施行による影響の可能性  
 <事業者向貸付—資金需要者の従業員規模別>

	従業員規模別 構成比 (n=289)	完全施行の影響の可能性			
		受ける	受けない	わからない	合計
10人未満	61.8%	151 50.5%	58 19.4%	90 30.1%	299 100.0%
10人以上～100人未満	22.8%	94 41.6%	56 24.8%	76 33.6%	226 100.0%
100人以上～1,000人未満	3.4%	37 27.0%	35 25.5%	65 47.5%	137 100.0%
1,000人以上～1万人未満	1.1%	29 23.4%	33 26.6%	62 50.0%	124 100.0%
1万人以上	0.8%	27 22.7%	31 26.1%	61 51.2%	119 100.0%
不明	10.1%	37 26.4%	27 19.3%	76 54.3%	140 100.0%



# 6

## 本章のまとめ

### 1 貸金業界の実態

#### ①直近の動向

- 貸出金利帯別残高では、消費者向無担保貸付および事業者向無担保貸付ともに、20%以下の金利帯へのシフトが進んでいる。

#### ②今後の見通し

- 改正貸金業法の施行、特に総量規制の導入を主な要因にして、貸付残高の減少傾向が今後も続くと思われる。

### 2 完全施行に向けた対応状況

#### ①各改正項目への対応

- 完全施行時の対応において、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者は、全般的な改正項目に対応できないとする回答が目立っている。特に現状の信用情報機関の加入率は、小規模貸金業者で41.5%に留まっている。

#### ②完全施行後の事業継続の可能性

- 貸金業者の72.2%が完全施行後も事業継続の可能性がある一方、18.9%が「完全施行後の事業継続についてわからない」、8.5%が「完全施行までに、もしくは、完全施行後のいずれかの時点で廃業する」と回答している。
- 廃業や民事再生を予定している貸金業者の67.4%が、廃業後も既存債権の回収を継続する意向であり、今後、実質的に貸付けを行わない「みなし貸金業者」の増加が予想される。

### 3 貸金業者の経営状況

#### ①損益の状況と見通し

- 平成20年度の損益実績では、貸金業者の50.2%が減益、38.5%が増益と回答している。平成21年度の損益見通しでは、48.5%が減益見通し、37.2%が増益見通しと回答している。また完全施行後の損益見通しでは、貸金業者の77.3%が平成20年度比で減益見通しと回答しており、今後も厳しい経営状況の継続が予想される。

#### ②事業コスト構造

- 直近3期における営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率は、17.8%から14.2%へと低下している。利息返還費用を除く営業費用の比率は、17.0%から15.6%へと低下し、平成20年度には営業貸付金利息の比率を上回る、厳しい事業構造となっている。

#### ③金融機関からの資金調達状況

- 消費者金融業態の60.0%が、金融機関の融資姿勢の厳格化を見通しており、今後も厳しい資金調達環境であることが予想される。

#### ④不良債権の状況

- 直近2期の貸付残高に対する不良債権の残高比率が、12.9%から15.1%へと上昇しており、債権の不良化が進行していると思われる。

#### ⑤利息返還請求の実態

- 平成18年度以降、利息返還金と利息返還請求に伴う元本毀損額の合計金額は、約0.6兆円、約0.9兆円、約1.0兆円と増加傾向にある。

- 利息返還請求の影響は、過去3ヵ年において、利息返還金の請求と元本毀損額で約2.4兆円、引当金計上コストを含めて約4.4兆円の規模に達している。
- 貸金業者の68.0%が、「完済・残高なしの先」からの利息返還請求の増加を見通している。請求元は、「弁護士」が56.6%、「司法書士」が34.7%と、両者をあわせて90%以上に達する。

#### 4 貸付先に対する与信姿勢の変化

##### ①新規貸付および初期審査の状況と今後の見通し

- 消費者向無担保貸付の場合、貸付けを実施していた貸金業者（協会員）の15.7%が新規貸付停止と回答し、66.7%が初期審査姿勢を「厳しくした」と回答した。
- 初期審査に関する完全施行後の見通しでは、貸金業者の66.5%が「厳しくする」、8.4%が「貸付停止を予定」と回答しており、与信姿勢を厳格化する傾向となっている。

##### ②上限金利引下げへの対応

- 直近月末時点の新規貸付先で貸付残高5億円以下の小規模貸金業者の20.5%が「ほとんど未対応」と回答し、平成18年中間期末時点の正常貸付先で貸付残高5,000億円超の大手貸金業者の50.0%が「半分以上が未対応」と回答している。

##### ③総量規制の導入への対応

- 貸付残高5,000億円超の大手貸金業者のほとんどが対応途上であり、総量規制の導入により、融資停止等、与信見直しの措置を受ける可能性がある。
- 総量規制の適用除外および例外貸付の完全施行後の取扱いについて、「取扱う」、「検討中」と回答した割合は、法改正前に取扱いをしている貸金業者の割合に対し、減少傾向となっている。

##### ④完全施行の影響を受ける資金需要者

- 貸金業者の60%超が、法改正の完全施行の影響を受ける個人として、「自営業者」、「パート・アルバイト・派遣」、「主婦（主夫）」、「年収400万円未満の所得者層」をあげ、事業者では54.5%が「個人事業主」をあげている。

# 第4章

## 改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等に関する調査結果について

### 1 アンケート調査概要

#### 1 改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等に関する調査

##### ①調査目的

改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等を、借入利用者ならびに貸金業者それぞれについて把握することを目的とした。

##### ②調査方法

###### 1) 借入利用者への調査

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・ブレ調査 : 105,848名 ・一般消費者 : 1,000名 全国を7地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出 ・借入利用者 : 1,000名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する500名と、総量規制に該当しない500名を抽出 ・特定利用者 : 専業主婦(主夫) : 500名 個人事業主 : 500名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、専業主婦(主夫) 500名と、個人事業主500名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年8月25日～9月4日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

## イ 対象者別調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦（主夫）、個人事業主を抽出するために実施する調査
一般消費者向け調査	一般的な消費者の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査
借入利用者向け調査	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査
特定利用者向け調査	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦（主夫）と個人事業主の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査

## ロ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

## 八 標本構成：個人年収

### ■ 一般消費者

(n=1,000)

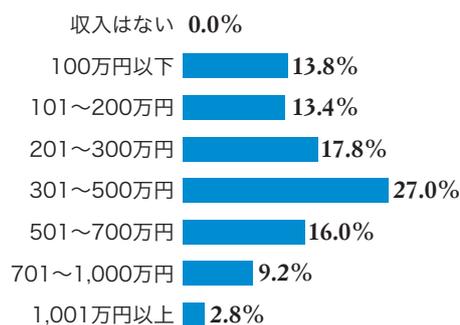
	回答数	%
収入はない	174	17.4%
100万円以下	112	11.2%
101～200万円	144	14.4%
201～300万円	155	15.5%
301～500万円	195	19.5%
501～700万円	112	11.2%
701～1,000万円	78	7.8%
1,001万円以上	30	3.0%
合計	1,000	100.0%



### ■ 借入利用者（総量規制「該当者」）

(n=500)

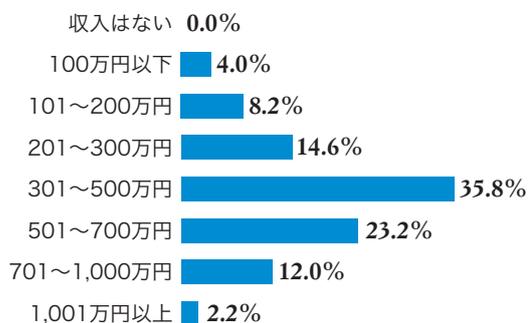
	回答数	%
収入はない	0	0.0%
100万円以下	69	13.8%
101～200万円	67	13.4%
201～300万円	89	17.8%
301～500万円	135	27.0%
501～700万円	80	16.0%
701～1,000万円	46	9.2%
1,001万円以上	14	2.8%
合計	500	100.0%



■ 借入利用者（総量規制「非該当者」）

(n=500)

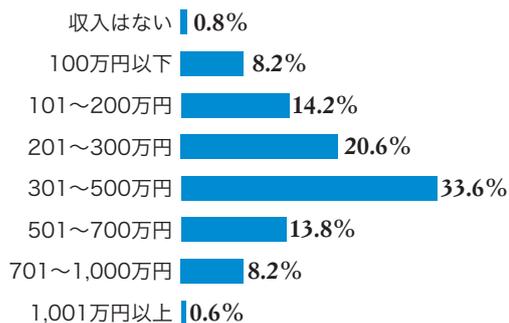
	回答数	%
収入はない	0	0.0%
100万円以下	20	4.0%
101～200万円	41	8.2%
201～300万円	73	14.6%
301～500万円	179	35.8%
501～700万円	116	23.2%
701～1,000万円	60	12.0%
1,001万円以上	11	2.2%
合計	500	100.0%



■ 個人事業主

(n=500)

	回答数	%
収入はない	4	0.8%
100万円以下	41	8.2%
101～200万円	71	14.2%
201～300万円	103	20.6%
301～500万円	168	33.6%
501～700万円	69	13.8%
701～1,000万円	41	8.2%
1,001万円以上	3	0.6%
合計	500	100.0%



## 2) 貸金業者に向けた調査

調査対象	一定の貸付残高規模の特定協会員67社
回答社数	59社（回収率88.1%）
調査方法	郵送調査法および電子メールによる調査
調査期間	平成21年9月18日～10月2日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部

(注1) 特定協会員の貸付残高合計は、全協会員の貸付残高の80%以上のカバレッジを確保。

### イ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

## 2 収入を証明する書類の提出依頼および取得状況に関する調査結果

### 1 貸金業者の収入を証明する書類提出依頼の有無および取得状況

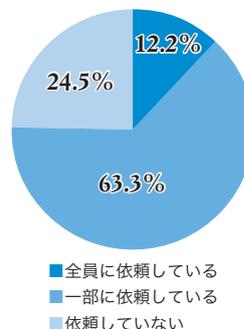
#### ①消費者向貸付（既存顧客）

消費者向貸付を行っている貸金業者に対し、既存顧客への収入を証明する書類提出依頼状況を調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて75.5%が提出を依頼していると回答し、うち「全員に依頼している」と回答した貸金業者は、12.2%にとどまった。

図表4-1 収入を証明する書類の提出依頼の有無および依頼対象（既存顧客）

(n=49)

既存顧客	選択肢	回答数	%
	全員に依頼している	6	12.2%
	一部に依頼している	31	63.3%
	依頼していない	12	24.5%
	合計	49	100.0%



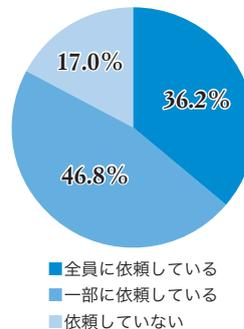
#### ②消費者向貸付（新規顧客）

消費者向貸付を行っている貸金業者に対し、新規顧客への収入を証明する書類提出依頼状況を調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて83.0%が提出を依頼していると回答し、うち「全員に依頼している」と回答した貸金業者は、36.2%となっている。

図表4-2 収入を証明する書類の提出依頼の有無および依頼対象（新規顧客）

(n=47)

新規顧客	選択肢	回答数	%
	全員に依頼している	17	36.2%
	一部に依頼している	22	46.8%
	依頼していない	8	17.0%
	合計	47	100.0%



### ③現在の収入を証明する書類の取得率および取得率見込み

貸金業者に対し、収入を証明する書類の取得率について、「提出依頼件数に対する取得率」と「取得必須顧客数に対する取得率」を確認したところ、それぞれ73.6%、83.9%の貸金業者が「取得率が50%以下」と回答しており、完全施行時（平成22年6月を想定）の収入を証明する書類の取得率見込みでは、「40%超～50%以下」、「50%超～60%以下」、「60%超～70%以下」、「70%超～80%以下」がそれぞれ17.6%とばらつきがある回答となっているものの、取得率80%以上と回答した業者は、14.7%にすぎない。

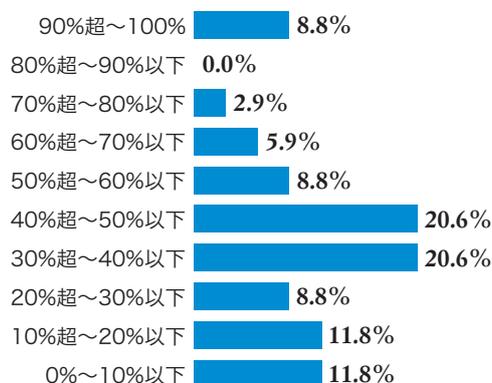
また、借入利用者に対して、直近1年間で収入を証明する書類提出要請の有無について調査した結果では、42.4%が提出を求められたと回答している。

内訳を見ると「収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）」が34.3%、「収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）」が8.1%と、収入を証明する書類の提出を求められ提出した割合は、80.9%を占め、貸金業者の収入を証明する書類の取得率の調査結果と相違する結果となっており、借入利用者に対して、収入を証明する書類の提出依頼が正しく伝わっていない可能性があることが窺われる。

図表4-3 提出を依頼した件数に対する収入を証明する書類の取得率

(n=34)

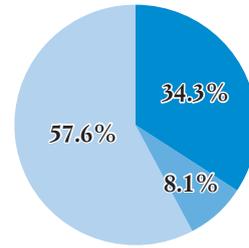
選択肢	回答数	%
90%超～100%	3	8.8%
80%超～90%以下	0	0.0%
70%超～80%以下	1	2.9%
60%超～70%以下	2	5.9%
50%超～60%以下	3	8.8%
40%超～50%以下	7	20.6%
30%超～40%以下	7	20.6%
20%超～30%以下	3	8.8%
10%超～20%以下	4	11.8%
0%～10%以下	4	11.8%
合計	34	100.0%



図表4-4 借入利用者（全体）の収入を証明する書類提出依頼の有無

(n=1,000)

選択肢	回答数	%
収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）	343	34.3%
収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）	81	8.1%
収入を証明する書類の提出を求められたことはない	576	57.6%
合計	1,000	100.0%

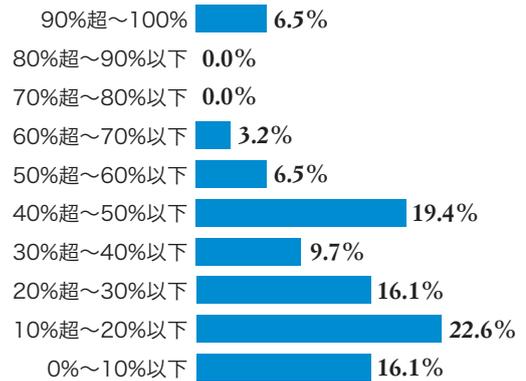


■ 収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）  
 ■ 収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）  
 ■ 収入を証明する書類の提出を求められたことはない

図表4-5 取得が必須である顧客数に対する収入を証明する書類の取得率

(n=31)

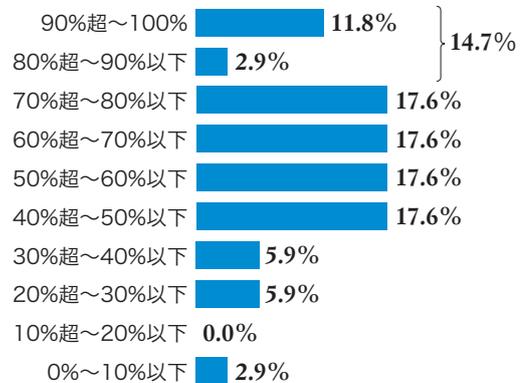
選択肢	回答数	%
90%超～100%	2	6.5%
80%超～90%以下	0	0.0%
70%超～80%以下	0	0.0%
60%超～70%以下	1	3.2%
50%超～60%以下	2	6.5%
40%超～50%以下	6	19.4%
30%超～40%以下	3	9.7%
20%超～30%以下	5	16.1%
10%超～20%以下	7	22.6%
0%～10%以下	5	16.1%
合計	31	100.0%



図表4-6 完全施行時（平成22年6月を想定）の収入を証明する書類の取得率見込み

(n=34)

選択肢	回答数	%
90%超～100%	4	11.8%
80%超～90%以下	1	2.9%
70%超～80%以下	6	17.6%
60%超～70%以下	6	17.6%
50%超～60%以下	6	17.6%
40%超～50%以下	6	17.6%
30%超～40%以下	2	5.9%
20%超～30%以下	2	5.9%
10%超～20%以下	0	0.0%
0%～10%以下	1	2.9%
合計	34	100.0%



## 2 借入利用者が収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類の提出を求められた結果、「提出しなかった」と回答した借入利用者に対し、その理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」(39.5%)が最も高く、次いで「書類を提出しなくなかったから」(28.4%)、「書類を持っていなかったから(紛失を含む)」(21.0%)と続く。

図表4-7 借入利用者(全体)の収入を証明する書類を提出しなかった理由

(n=81)

選択肢	回答数	%
書類を持っていなかったから(紛失を含む)	17	21.0%
書類を準備するのがわずらわしかったから	32	39.5%
書類を提出しなくなかったから	23	28.4%
その他	9	11.1%
合計	81	100.0%



- 書類を持っていなかったから(紛失を含む)
- 書類を準備するのがわずらわしかったから
- 書類を提出しなくなかったから
- その他

### ③ 収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例

#### ① 収入を証明する書類の提出等への意見

借入利用者の収入を証明する書類の提出等に対する自由意見を分析したところ、「良い」とする意見が52.0%を占めた。また、借入利用者のうち総量規制該当者に限定して分析した結果では、「良い」とする意見が47.2%、総量規制非該当者でも、「良い」とする意見が56.7%との結果となった。

図表4-8 収入を証明する書類の提出等への借入利用者の意見の回答状況

(n=1,000)

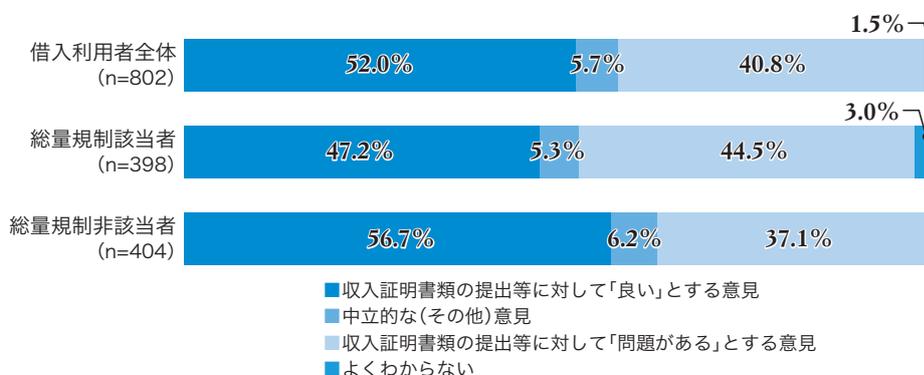
回答の有無	回答数	%
回答あり	802	80.2%
回答なし	198	19.8%
合計	1,000	100.0%



意見の分類	定義
「良い」とする意見	「必要なことである」、「仕方が無い」、「借りすぎ防止が見込める」等、収入証明書類の提出に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「よくわからない」等、収入証明書類の提出について、直接的に関係しない意見
「問題がある」とする意見	「提出が面倒である」、「個人情報の流出が心配である」、「急に提出を求められても困る」等、収入証明書類の提出に対して、「問題がある」とする意見

図表4-9 収入を証明する書類の提出等への借入利用者の意見の分類

回答内容	借入利用者		総量規制該当者		総量規制非該当者	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
「良い」とする意見	417	52.0%	188	47.2%	229	56.7%
中立的な（その他）意見	46	5.7%	21	5.3%	25	6.2%
「問題がある」とする意見	327	40.8%	177	44.5%	150	37.1%
よくわからない	12	1.5%	12	3.0%	0	0.0%
合計	802	100.0%	398	100.0%	404	100.0%

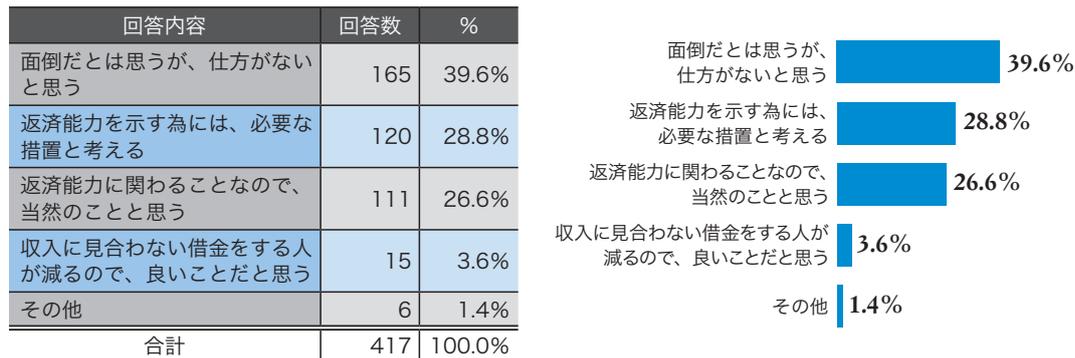


## ②収入を証明する書類の提出等に対して「良い」とする意見の内訳

借入利用者の、収入を証明する書類の提出に対して「良い」とする意見（52.0%）の内容を分析したところ、最も高いのは「面倒だとは思いますが、仕方がないと思う」（39.6%）、次いで「返済能力を示す為には、必要な措置と考える」（28.8%）、「返済能力に関わることなので、当然のことと思う」（26.6%）との結果となった。

図表4-10 収入を証明する書類の提出等に対して「良い」とする借入利用者の意見の内訳

(n=417)

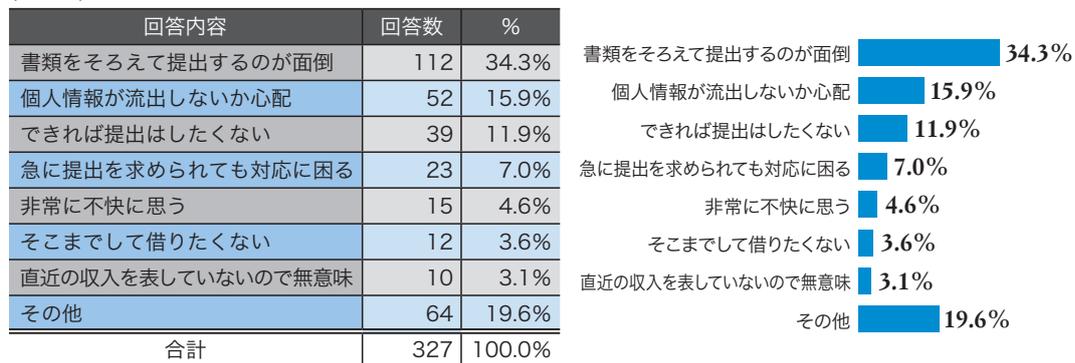


## ③収入を証明する書類の提出等に対して「問題がある」とする意見の内訳

借入利用者の、収入を証明する書類の提出に対して「問題がある」とする意見（40.8%）の内容を分析したところ、「書類をそろえて提出するのが面倒」が34.3%と最も高く、次いで「個人情報が出しにくい心配」（15.9%）となった。また、「できれば提出はしたくない」（11.9%）、「急に提出を求められても対応に困る」（7.0%）といった意見も見られた。

図表4-11 収入を証明する書類の提出等に対して「問題がある」とする借入利用者の意見の内訳

(n=327)



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

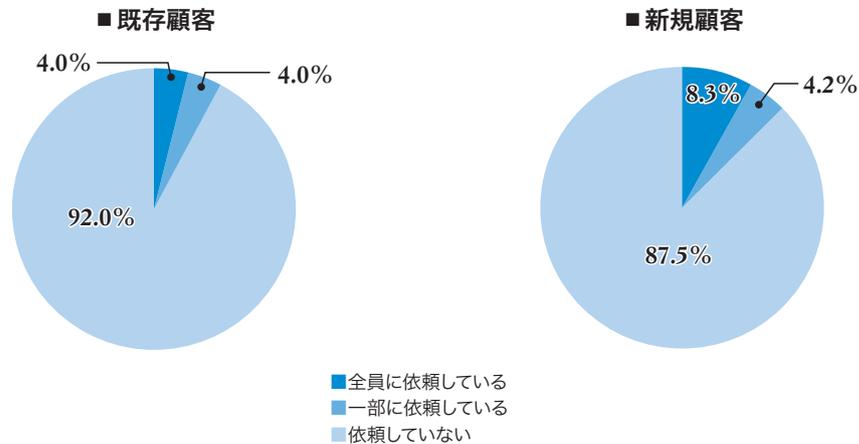
### 3 配偶者の資力調査と同意書等必要書類に関する調査結果

#### 1 専業主婦（主夫）の同意書等必要書類の提出状況

貸金業者に対して、専業主婦（主夫）への貸付けで、総量規制の例外とされるために必要な書類（配偶者の同意等）の提出依頼状況について調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて8.0%が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて12.5%が書類の提出を依頼している。

図表4-12 専業主婦（主夫）への同意書等必要書類の提出依頼（既存、新規顧客）

選択肢	既存顧客		新規顧客	
	回答数	%	回答数	%
全員に依頼している	1	4.0%	2	8.3%
一部に依頼している	1	4.0%	1	4.2%
依頼していない	23	92.0%	21	87.5%
合計	25	100.0%	24	100.0%



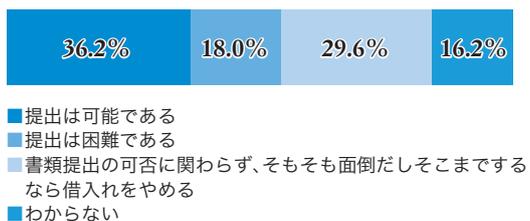
## 2 配偶者の収入証明書類の提出可否

専業主婦（主夫）に対して、借入れを行う際に必要となる配偶者の収入を証明する書類等の提出可否について調査したところ、「提出は可能である」が36.2%と最も高く、次いで「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入れをやめる」（29.6%）、「提出は困難である」（18.0%）、「わからない」（16.2%）となった。

図表4-13 専業主婦（主夫）による配偶者の収入証明書類提出可否

(n=500)

選択肢	回答数	%
提出は可能である	181	36.2%
提出は困難である	90	18.0%
書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入れをやめる	148	29.6%
わからない	81	16.2%
合計	500	100.0%



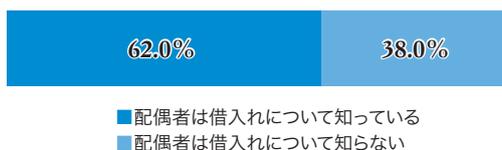
## 3 配偶者の借入れに対する認知度

また、専業主婦（主夫）に対して配偶者が借入れについて知っているかどうかを調査したところ、「配偶者は借入れについて知っている」が62.0%、「配偶者は借入れについて知らない」が38.0%となった。

図表4-14 専業主婦（主夫）の借入事実の配偶者への秘匿性

(n=271)

選択肢	回答数	%
配偶者は借入れについて知っている	168	62.0%
配偶者は借入れについて知らない	103	38.0%
合計	271	100.0%



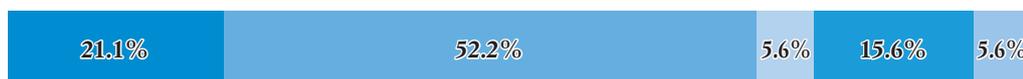
#### 4 配偶者の収入を証明する書類が提出困難な理由

配偶者の収入を証明する書類等の提出は困難であると答えた回答者に対して、その理由を調査したところ、「配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから」が52.2%と最も高く、次いで「配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）」（21.1%）、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書等）を提出するのに抵抗があるから」（15.6%）との結果となった。

図表4-15 配偶者の収入を証明する書類等が提出困難な理由（最も大きな理由）

(n=90)

選択肢	回答数	%
配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）	19	21.1%
配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから	47	52.2%
配偶者が個人情報（住民票や収入証明書等）を提出するのを嫌がるから（嫌がりそうだから）	5	5.6%
あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書等）を提出するのに抵抗があるから	14	15.6%
その他	5	5.6%
合計	90	100.0%



- 配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）
- 配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから
- 配偶者が個人情報（住民票や収入証明書等）を提出するのを嫌がるから（嫌がりそうだから）
- あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書等）を提出するのに抵抗があるから
- その他

# 4

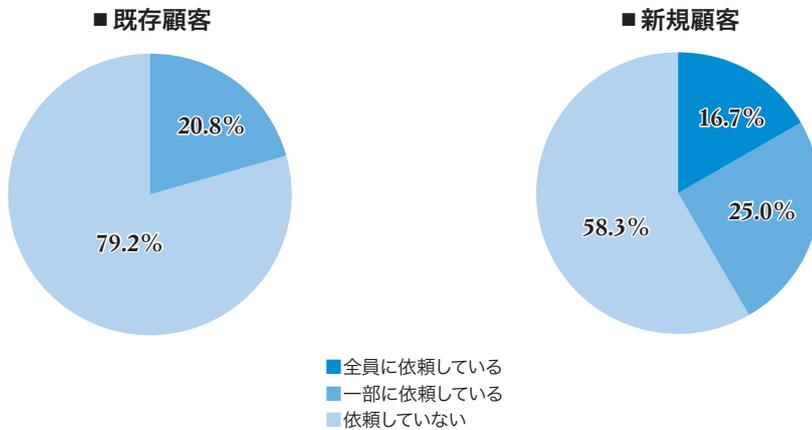
## 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出

### 1 貸金業者の個人事業主に対する総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況

貸金業者に対して、個人事業主への貸付けで、総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況について調査したところ、20.8%の貸金業者が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて41.7%となっている。

図表4-16 個人事業主への事業計画書等必要書類の提出依頼（既存、新規顧客）

選択肢	既存顧客		新規顧客	
	回答数	%	回答数	%
全員に依頼している	0	0.0%	4	16.7%
一部に依頼している	5	20.8%	6	25.0%
依頼していない	19	79.2%	14	58.3%
合計	24	100.0%	24	100.0%



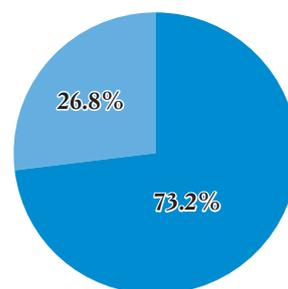
## ② 借入残高のある個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否

現在借入れを行っている個人事業主に対し、総量規制の例外とされるために必要な当該事業の実態が確認できる書類および当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類の提出可否について調査したところ、当該事業の実態が確認できる書類については、73.2%が「提出は可能である」と回答しているものの、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類では、「提出は可能である」と回答した割合は、49.6%にとどまった。

図表4-17 個人事業主の事業実態がわかる書類の提出可否

(n=500)

選択肢	回答数	%
提出は可能である	366	73.2%
提出はしない（困難である）	134	26.8%
合計	500	100.0%

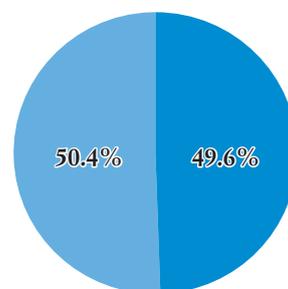


■ 提出は可能である  
■ 提出はしない（困難である）

図表4-18 個人事業主の返済能力の根拠となる書類の提出可否

(n=500)

選択肢	回答数	%
提出は可能である	248	49.6%
提出はしない（困難である）	252	50.4%
合計	500	100.0%



■ 提出は可能である  
■ 提出はしない（困難である）

(注1) 貸金業法改正により、個人事業主が事業資金の借入れを行う場合、収入証明書類の他に借入額に関わらず、事業実態がわかる書類・返済能力の根拠となる書類の提出が義務付けられる。

(注2) 事業実態がわかる書類とは、以下の4つの書類のいずれかを指す。

①決算書 ②青色申告書 ③確定申告書 ④納税証明書

(注3) 返済能力の根拠となる書類とは、以下の内容が含まれた書類を指す。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

### 3 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出が困難な理由

#### ①当該事業の実態がわかる書類の提出が困難な理由

総量規制の例外とされるために必要な書類で、当該事業の実態がわかる書類について「提出はしない（困難である）」と回答した、現在借入れを行っている個人事業主に対しその理由について調査したところ、「書類を提出したくないから」が41.8%と最も高く、次いで「書類を準備するのがわずらわしいから」（29.9%）、「書類を持っていないから（紛失を含む）」（19.4%）となった。

図表4-19 個人事業主の事業実態がわかる書類が提出困難な理由

(n=134)

選択肢	回答数	%
書類を持っていないから（紛失を含む）	26	19.4%
書類を準備するのがわずらわしいから	40	29.9%
書類を提出したくないから	56	41.8%
その他	12	9.0%
合計	134	100.0%



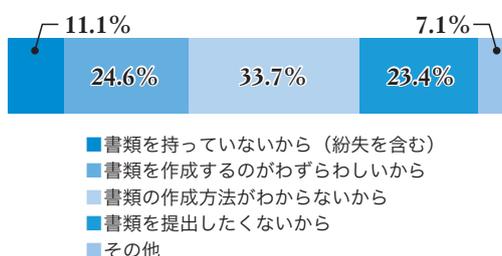
#### ②当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類の提出が困難な理由

総量規制の例外とされるために必要な書類で、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類について「提出はしない（困難である）」と回答した現在借入れを行っている個人事業主に対しその理由について調査したところ、「書類の作成方法がわからないから」が33.7%と最も高く、次いで「書類を作成するのがわずらわしいから」（24.6%）、「書類を提出したくないから」（23.4%）となった。

図表4-20 個人事業主の返済能力の根拠となる書類提出が困難な理由

(n=252)

選択肢	回答数	%
書類を持っていないから（紛失を含む）	28	11.1%
書類を作成するのがわずらわしいから	62	24.6%
書類の作成方法がわからないから	85	33.7%
書類を提出したくないから	59	23.4%
その他	18	7.1%
合計	252	100.0%



## 5 本章のまとめ

### 1 貸金業者の、収入を証明する書類の提出依頼の有無および取得状況

- 貸金業者の7割が収入を証明する書類の提出依頼<sup>(※1)</sup>を行っているが取得率は5割以下、完全施行時(平成22年6月を想定)でも、7割の貸金業者が40%超～80%程度の見込みとなった。提出していない一部の利用者には限度額の引下げや新たな貸出停止の措置がとられる。
- 消費者向貸付を行っている貸金業者に対し、収入を証明する書類の提出依頼状況について調査したところ、既存顧客に対しては「全員に依頼している」が12.2%、「一部に依頼している」が63.3%と、回答があった貸金業者の75.5%が提出を依頼している。また、新規顧客に対しても「全員に依頼している」が36.2%、「一部に依頼している」が46.8%となり、回答があった貸金業者の83.0%が提出を依頼している。
- 取得が必須となる顧客数に対する取得率について調査したところ、「10%超～20%以下」が22.6%と最も高く、次いで「40%超～50%以下」が19.4%、「0%～10%以下」が16.1%となっており、完全施行時では、7割の貸金業者が40%超～80%以下の取得率と見込んでいる。この結果、収入証明書類を求められる利用者のうち、約4割<sup>(※2)</sup>が完全施行により限度額の引下げや、新たな貸出停止措置の対象となる。
- また、借入利用者に対し、直近1年間で収入を証明する書類提出の要請有無について調査したところ、「書類の提出を

求められたことはない」(57.6%)、「書類の提出を求められたことがある(提出した)」(34.3%)、「書類の提出を求められたことがある(提出しなかった)」(8.1%)となり、書類の提出を求められても提出しないと回答した割合は、19.1%となった。

(※1) 完全施行日以後は、貸金業者は個人である顧客等と貸付けに係る契約を締結しようとする場合であって、次の場合に該当するときは、原則として当該顧客から資力を明らかにする書面等を徴求しなければならない。①貸付けの金額(極度方式基本契約の場合には極度額)が50万円を超える場合、②貸付けの金額(極度方式基本契約の場合には極度額)が既存の貸付けの契約の残高(極度方式基本契約の場合には極度額)と指定信用情報機関から提供を受けた信用情報より判明した他の貸金業者の貸付けの残高と合算して100万円を超える場合。

(※2) アンケートに回答のあった34社の完全施行時の取得率見込みの平均値(59.7%)から求めたもの。

### 2 収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例

- 借入利用者が収入を証明する書類の提出を求められ提出しなかった理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」が39.5%と最も高く、次いで「書類を提出したくなかったから」が28.4%、「書類を持っていなかったから(紛失を含む)」21.0%となっている。
- 収入を証明する書類の提出に対して、「良い」とする意見52.0%、中立的な(その他)意見5.7%、一方では「問題がある」とする意見が40.8%となった。

- 自由意見を「良い」、「中立的（その他）」、「問題がある」とする意見に分類し、その内容を分析したところ、「良い」とする意見（52.0%）のうち最も高いのは「面倒だとは思いますが、仕方がないと思う」（39.6%）、次いで「返済能力を示す為には、必要な措置と考える」（28.8%）、「返済能力に関わることなので、当然のことと思う」（26.6%）となっている。一方、「問題がある」とする意見（40.8%）では、「書類をそろえて提出するのが面倒」が34.3%と最も高く、次いで「個人情報流出しないか心配」（15.9%）、「できれば提出はしたくない」（11.9%）、「急に提出を求められても対応に困る」（7.0%）となっている。

### 3 配偶者の資力調査と同意書等必要書類の提出可否と借入認知状況

- 現在借入れを行っている専業主婦（主夫）<sup>(※3)</sup>に対して、配偶者の借入れの認知について調査したところ、38.0%が「配偶者は借入れについて知らない」と回答した。
- また、収入のある配偶者の資力調査のための書類および同意取得の提出可否について調査したところ、「提出は可能である」と回答した割合は36.2%にとどまり、「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入れをやめる」が29.6%、「提出は困難である」が18.0%といった書類の提出に対して否定的な回答が多い。
- 前述の「提出は困難である」とした理由として、「配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから」が52.2%と最も高く、次いで「配偶者が

現在のあなたの借入れに反対しているから（反対しそうだから）」が21.1%、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのに抵抗があるから」が15.6%と続く。

- (※3) 総量規制により専業主婦（主夫）の借入れは配偶者と合わせた収入の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類・配偶者の収入証明書類の提出が必要となる。

### 4 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否

- 貸金業者に対して、個人事業主に対する貸付けで、総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況について調査したところ、20.8%の貸金業者が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」をあわせて41.7%となっている。
- 現在借入れを行っている個人事業主<sup>(※4)</sup>に対し、総量規制の例外とされるために必要な当該事業の実態が確認できる書類<sup>(※5)</sup>および当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類<sup>(※6)</sup>の提出可否について調査したところ、当該事業の実態が確認できる書類については、73.2%が「提出は可能である」と回答しているものの、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類では、「提出は可能である」と回答した割合は、49.6%にとどまった。

- (※4) 貸金業法改正により、個人事業主が事業資金の借入れを行う場合、収入証明書類の他に借入額に関わらず、事業実態がわかる書類・返済能力の根拠となる書類の提出が義務付けられる。
- (※5) 以下の4つの書類のいずれかを指す。  
①決算書 ②青色申告書  
③確定申告書 ④納税証明書
- (※6) 以下の内容が含まれた書類を指す。  
①事業計画 ②収支計画 ③資金計画



# 第5章

## 資金需要者の現状と改正貸金業法の影響に関する調査結果について

### 1 アンケート調査概要

#### 1 資金需要者の現状と改正貸金業法の影響に関する調査

##### ①調査目的

資金需要者の動向および貸金業法改正の影響等を、消費者（一般消費者・借入利用者・特定利用者・借入完済者）、ならびに事業者（企業経営者・個人事業主）それぞれについて把握することを目的とした。

##### ②調査方法

##### 1) 消費者への調査

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"><li>・プレ調査：213,375名</li><li>・一般消費者：1,000名 全国を7地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出</li><li>・借入利用者：2,000名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,000名と、総量規制に該当しない1,000名を抽出</li><li>・特定利用者：専業主婦（主夫）：500名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦（主夫）を抽出</li><li>・借入完済者：590名 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、直近5年以内（平成16年から平成21年の間）に完済している590名を抽出</li></ul>
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年12月15日～12月22日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

## イ 対象者別調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦（主夫）、借入完済者を抽出するために実施する調査
一般消費者向け調査	一般的な消費者に対して、貸金業法改正がどのような影響をおよぼすか等を把握するために実施する調査
借入利用者向け調査	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者に対して、貸金業法改正がどのような影響をおよぼすか等を把握するために実施する調査
特定利用者向け調査	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦（主夫）に対して、借入状況やヤミ金融への接触状況等を把握するために実施する調査
借入完済者向け調査	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関からの借入れを完済している借入完済者に対して、借入当時の残高や、完済方法等を把握するために実施する調査

## ロ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

## 八 標本構成

### ●個人年収

#### ■借入経験者 (\*1)

(n=3,090)

選択肢	回答数	%
収入はない	570	18.4%
100万円以下	310	10.0%
101~200万円	306	9.9%
201~300万円	465	15.0%
301~500万円	735	24.0%
501~700万円	383	12.4%
701~1,000万円	233	7.5%
1,001万円以上	88	2.8%
合計	3,090	100.0%



(\* 1) 一般消費者 1,000 名、借入利用者 2,000 名、特定利用者（専業主婦（主夫）500 名、借入完済者 590 名を含む。

#### ■一般消費者

(n=1,000)

選択肢	回答数	%
収入はない	157	15.7%
100万円以下	118	11.8%
101~200万円	122	12.2%
201~300万円	150	15.0%
301~500万円	222	22.2%
501~700万円	111	11.1%
701~1,000万円	89	8.9%
1,001万円以上	31	3.1%
合計	1,000	100.0%



### ●借入経験者の内訳

#### ■借入利用者（総量規制「該当者」）

(n=1,000)

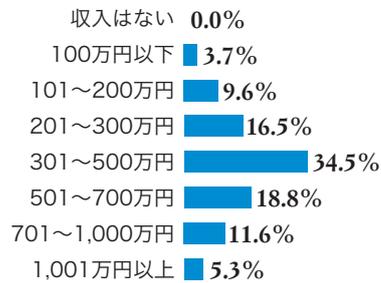
選択肢	回答数	%
収入はない	9	0.9%
100万円以下	211	21.1%
101~200万円	151	15.1%
201~300万円	200	20.0%
301~500万円	229	22.9%
501~700万円	119	11.9%
701~1,000万円	64	6.4%
1,001万円以上	17	1.7%
合計	1,000	100.0%



■ 借入利用者（総量規制「非該当者」）

(n=1,000)

選択肢	回答数	%
収入はない	0	0.0%
100万円以下	37	3.7%
101～200万円	96	9.6%
201～300万円	165	16.5%
301～500万円	345	34.5%
501～700万円	188	18.8%
701～1,000万円	116	11.6%
1,001万円以上	53	5.3%
合計	1,000	100.0%



■ 専業主婦（主夫）

(n=500)

選択肢	回答数	%
収入はない	500	100.0%
100万円以下	0	0.0%
101～200万円	0	0.0%
201～300万円	0	0.0%
301～500万円	0	0.0%
501～700万円	0	0.0%
701～1,000万円	0	0.0%
1,001万円以上	0	0.0%
合計	500	100.0%



■ 借入完済者

(n=590)

選択肢	回答数	%
収入はない	61	10.3%
100万円以下	62	10.5%
101～200万円	59	10.0%
201～300万円	100	16.9%
301～500万円	161	27.3%
501～700万円	76	12.9%
701～1,000万円	53	9.0%
1,001万円以上	18	3.1%
合計	590	100.0%



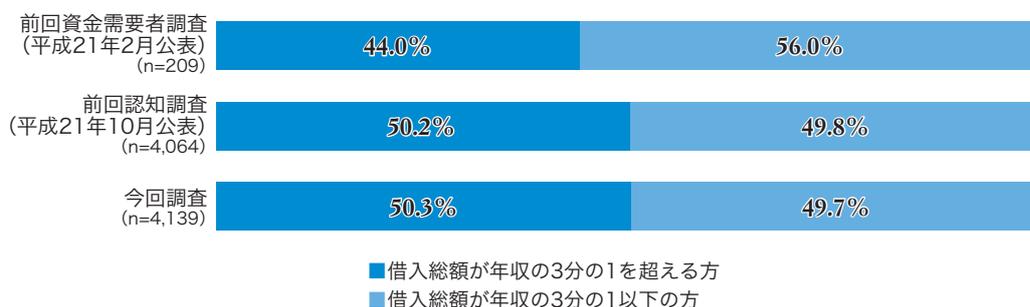
● 総量規制該当者比率

■ 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査 213,375 名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、50.3%が年収の3分の1を超える借入残高があり、前回認知調査<sup>(※1)</sup>の結果と比べてほぼ横ばいとなった。借入利用者の生活環境の変化として「手取り収入が減った」とする回答が多い（図表 5-1 参照）ことから、収入の減少が前回資金需要者調査<sup>(※2)</sup>結果と比較し、総量規制該当比率が上昇した要因であることが窺える。

■ 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
借入総額が年収の3分の1を超える方	92	44.0%	2,039	50.2%	2,080	50.3%
借入総額が年収の3分の1以下の方	117	56.0%	2,025	49.8%	2,059	49.7%
合計	209	100.0%	4,064	100.0%	4,139	100.0%



(※ 1) 平成 21 年 10 月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

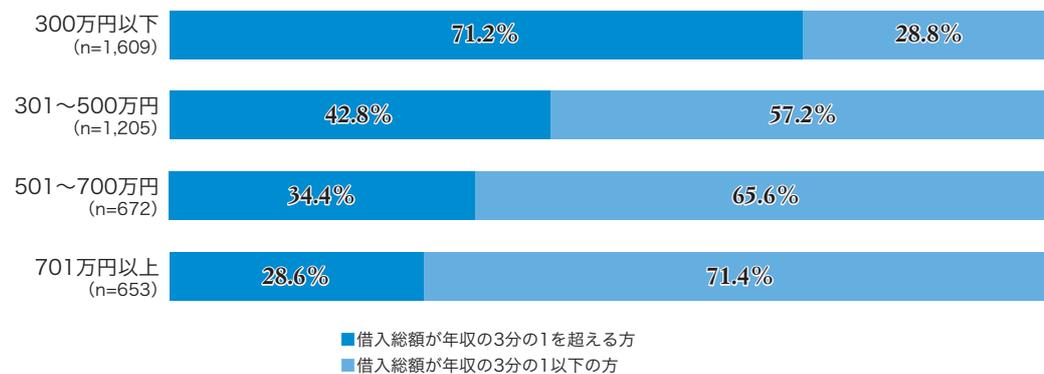
(※ 2) 平成 21 年 2 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

■ 消費者金融会社の借入利用者の年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収300万円以下では71.2%、年収301～500万円では42.8%、年収501～700万円では34.4%、年収701万円以上では28.6%と、年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

■ 消費者金融会社の借入利用者の所得階層別の総量規制該当比率

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
借入総額が年収の3分の1を超える方	1,146	71.2%	516	42.8%	231	34.4%	187	28.6%
借入総額が年収の3分の1以下の方	463	28.8%	689	57.2%	441	65.6%	466	71.4%
合計	1,609	100.0%	1,205	100.0%	672	100.0%	653	100.0%



## 2) 事業者調査

### イ 調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・ プレ調査：213,375名 ・ 企業経営者： 908名 本人が経営する会社、または所属する会社に、貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある方、および個人としての借入れを事業性資金に転用している方 ・ 個人事業主： 767名 現在貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入残高がある方、および個人としての借入れを事業性資金に転用している方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年12月15日～12月22日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

### ロ 対象者別調査目的

プレ調査	事業性資金を貸金業者から借入れしたことがある企業経営者・個人事業主、および個人としての借入れを事業性資金に転用している企業経営者・個人事業主を抽出するための調査
企業経営者向け調査	企業経営者における、現在の借入状況、貸金業法改正の認知状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用等について把握するための調査
個人事業主向け調査	個人事業主における、現在の借入状況、貸金業法改正の認知状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用等について把握するための調査

## 八 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

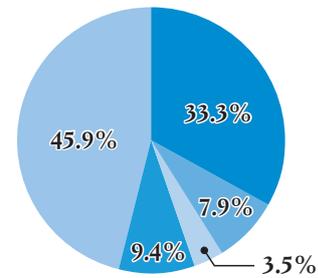
## 二 標本構成

当該調査対象者の事業形態構成は、会社法人 54.1%、自営業者・個人事業主 45.9%となっており、うち会社法人については、資本金 2,000 万円未満の企業が約 8 割を占める。

### ■ 職業

(n=1,675)

選択肢	回答数	%
会社・団体の経営者	558	33.3%
会社・団体の財務・経理担当役員	133	7.9%
会社・団体の財務・経理担当以外の役員	59	3.5%
会社・団体の財務・経理担当者	158	9.4%
自営業者・個人事業主	767	45.9%
合計	1,675	100.0%

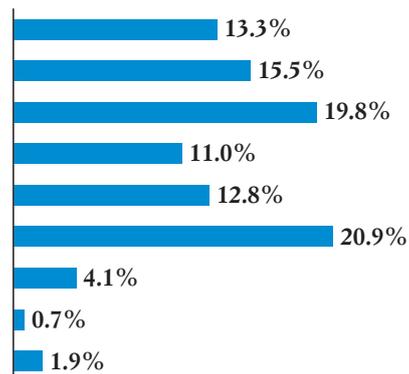


■ 会社・団体の経営者  
 ■ 会社・団体の財務・経理担当役員  
 ■ 会社・団体の財務・経理担当以外の役員  
 ■ 会社・団体の財務・経理担当者  
 ■ 自営業者・個人事業主

### ■ 年商

(n=1,675)

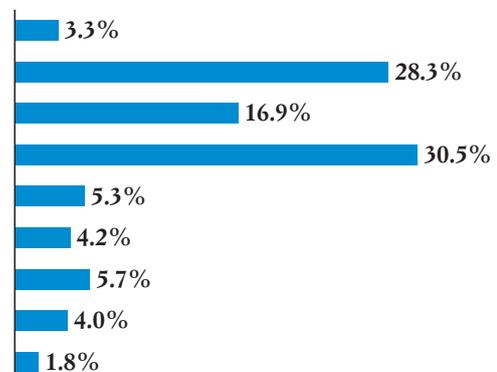
選択肢	回答数	%
500万円未満	223	13.3%
500万円以上～1,000万円未満	259	15.5%
1,000万円以上～3,000万円未満	332	19.8%
3,000万円以上～5,000万円未満	185	11.0%
5,000万円以上～1億円未満	215	12.8%
1億円以上～10億円未満	350	20.9%
10億円以上～100億円未満	69	4.1%
100億円以上	11	0.7%
わからない	31	1.9%



### ■ 資本金

(n=908)

選択肢	回答数	%
100万円未満	30	3.3%
100万円以上～500万円未満	257	28.3%
500万円以上～1,000万円未満	153	16.9%
1,000万円以上～2,000万円未満	278	30.5%
2,000万円以上～3,000万円未満	48	5.3%
3,000万円以上～5,000万円未満	38	4.2%
5,000万円以上～1億円未満	52	5.7%
1億円以上	36	4.0%
わからない	16	1.8%



# 2

## 消費者向けアンケート調査結果

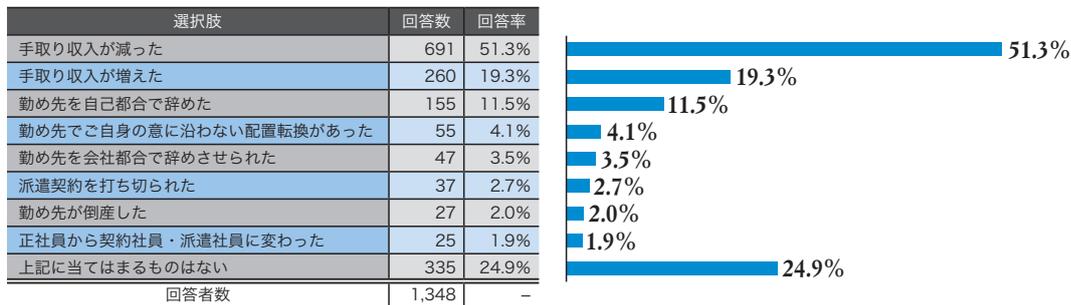
### 1 申込み・利用の状況

#### ①平成18年当時（改正貸金業法<sup>(\*)</sup>が成立）と比べた現在の生活環境

##### ●借入利用者の生活環境の変化

借入利用者の19.3%が「手取り収入が増えた」とした。一方、「手取り収入が減った」とした回答者は51.3%となった。

図表5-1 借入利用者の生活環境の変化（複数回答）



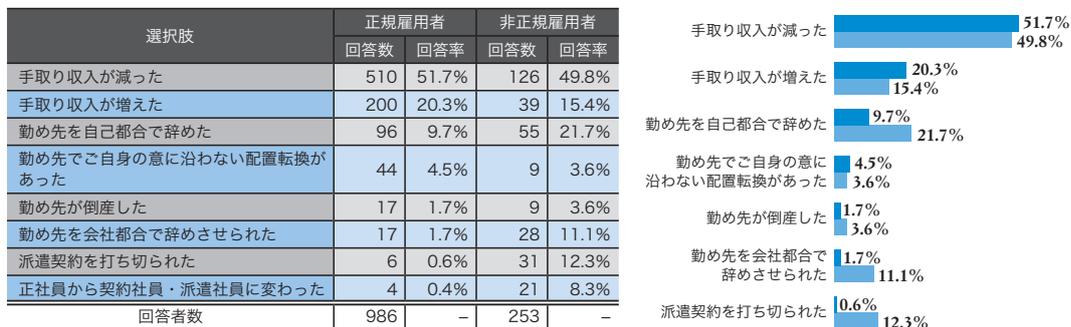
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(\*) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法が完全施行される予定。

##### ●雇用形態別の生活環境の変化

雇用形態別<sup>(\*)</sup>に生活環境の変化を見ると、いずれの雇用形態についても「手取り収入が減った」との回答が半数を占め、非正規雇用者の回答では、正規雇用者の回答と比べて「勤め先を自己都合で辞めた」(21.7%)、「勤め先を会社都合で辞めさせられた」(11.1%)、「勤め先が倒産した」(3.6%)等が高くなった。

図表5-2 借入利用者（正規/非正規雇用者）の生活環境の変化（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(\*) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。

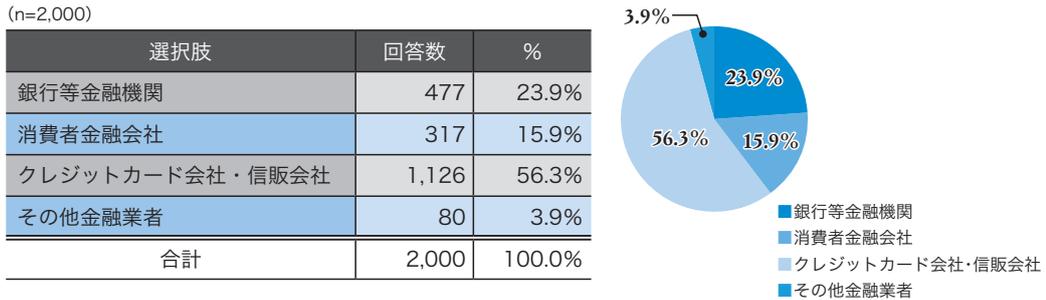
■正規雇用者(n=986) ■非正規雇用者(n=253)

## ②初めての借入先・直近1年間での借入金の使途についての調査結果

### ●借入利用者が初めて借入れを行った借入先

借入利用者に対して、初めて借入れを行った借入先について調査したところ、「クレジットカード会社・信販会社」が56.3%と最も高く、次いで「銀行等金融機関」が23.9%、「消費者金融会社」が15.9%となった。

図表5-3 借入利用者の初めての借入先

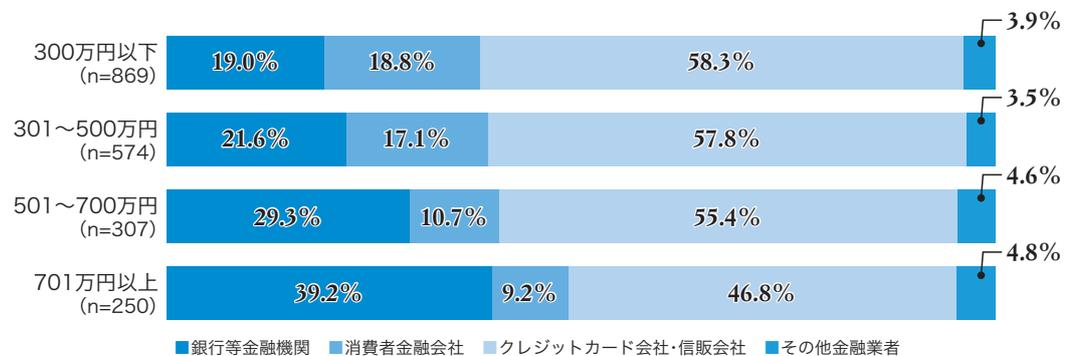


### ●借入利用者の所得階層別・初めて借入れを行った借入先

借入利用者が初めての借入先として消費者金融会社を選んだ割合を所得階層別に見てみると、年収300万円以下では18.8%、301～500万円では17.1%、501～700万円では10.7%、701万円以上では9.2%となっており、年収が低いほど最初の借入先として「消費者金融会社」を選ぶ比率が高い傾向となった。

図表5-4 借入利用者（所得階層別）の初めての借入先

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
銀行等金融機関	165	19.0%	124	21.6%	90	29.3%	98	39.2%
消費者金融会社	163	18.8%	98	17.1%	33	10.7%	23	9.2%
クレジットカード会社・信販会社	507	58.3%	332	57.8%	170	55.4%	117	46.8%
その他金融業者	34	3.9%	20	3.5%	14	4.6%	12	4.8%
合計	869	100.0%	574	100.0%	307	100.0%	250	100.0%

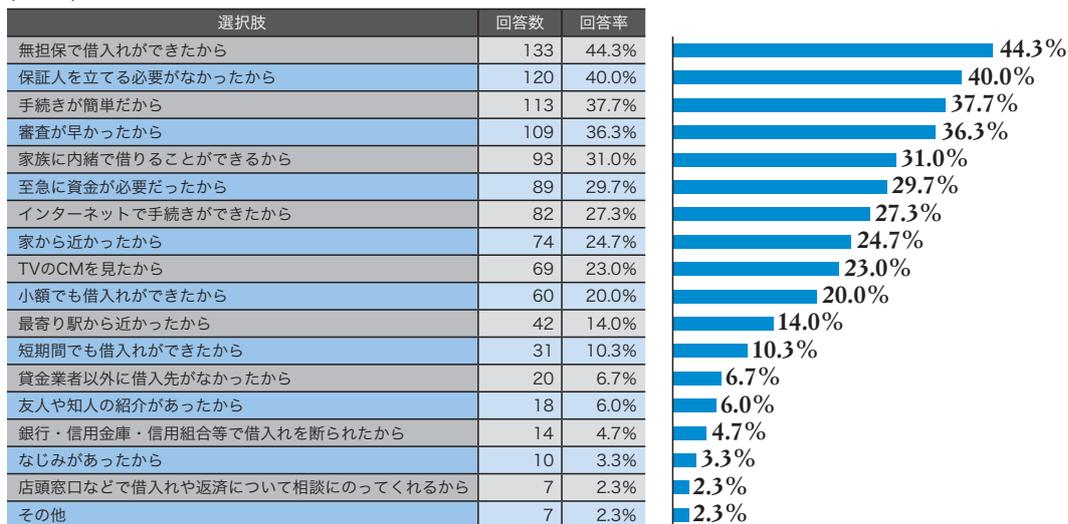


### ●借入利用者のうち、初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由

借入利用者が初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由としては、「無担保で借入れができたから」が44.3%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がなかったから」が40.0%、「手続きが簡単だから」が37.7%となった。

図表5-5 借入利用者が初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由（複数回答）

(n=300)



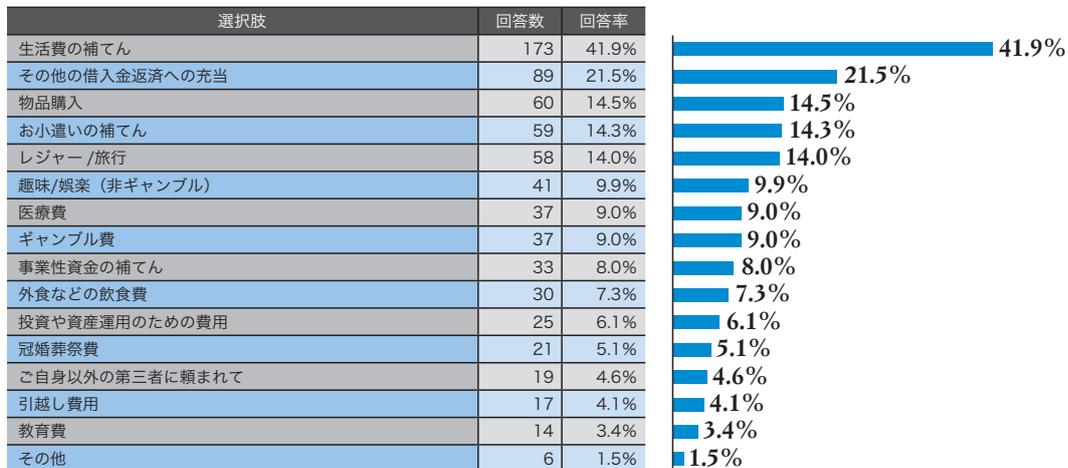
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

### ●借入利用者の、直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途

直近1年間での借入金の使途について調査したところ、「生活費の補てん」が41.9%と最も高く、次いで「その他の借入金返済への充当」(21.5%)、「物品購入」(14.5%)、「お小遣いの補てん」(14.3%)等が続いた。一方、「ご自身以外の第三者に頼まれて」(4.6%)といった回答も見られた。

図表5-6 借入利用者の、直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途（複数回答）

(n=413)

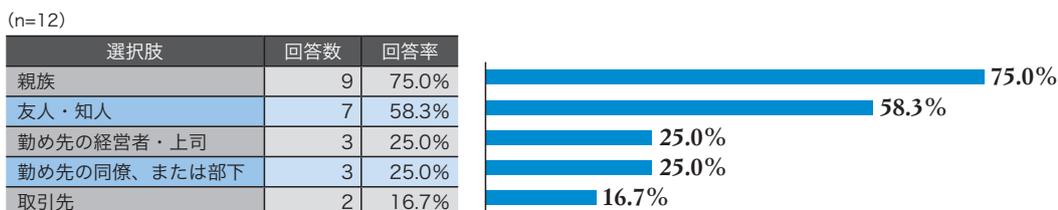


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

### ●借入を頼まれた相手

「ご自身以外の第三者に頼まれて」とした回答者に対し、依頼された相手について調査したところ、「親族」(75.0%)、「友人・知人」(58.3%)、「勤め先の経営者・上司」(25.0%)となった。

図表5-7 借入を頼まれた相手 (複数回答)



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

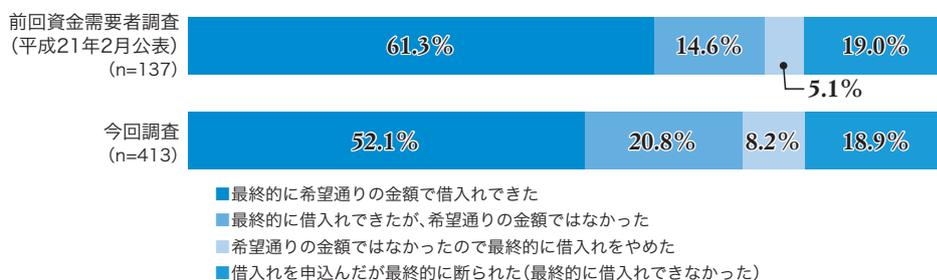
### ③借入利用者の、直近1年間での消費者金融会社への借入申込み

#### ●借入利用者の、直近1年間での消費者金融会社への借入申込結果

直近1年間での消費者金融会社への借入申込結果について調査したところ、“希望通りの借入れができなかった”と回答した割合は、「最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった」(20.8%)、「希望通りの金額ではなかったので最終的に借入れをやめた」(8.2%)、「借入れを申し込んだが最終的に断られた(最終的に借入れできなかった)」(18.9%)をあわせて47.9% (前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比べて9.2ポイント上昇)となった。

図表5-8 借入利用者の、直近1年間での消費者金融会社への借入申込結果

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
最終的に希望通りの金額で借入れできた	84	61.3%	215	52.1%
最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった	20	14.6%	86	20.8%
希望通りの金額ではなかったので最終的に借入れをやめた	7	5.1%	34	8.2%
借入れを申し込んだが最終的に断られた(最終的に借入れできなかった)	26	19.0%	78	18.9%
合計	137	100.0%	413	100.0%



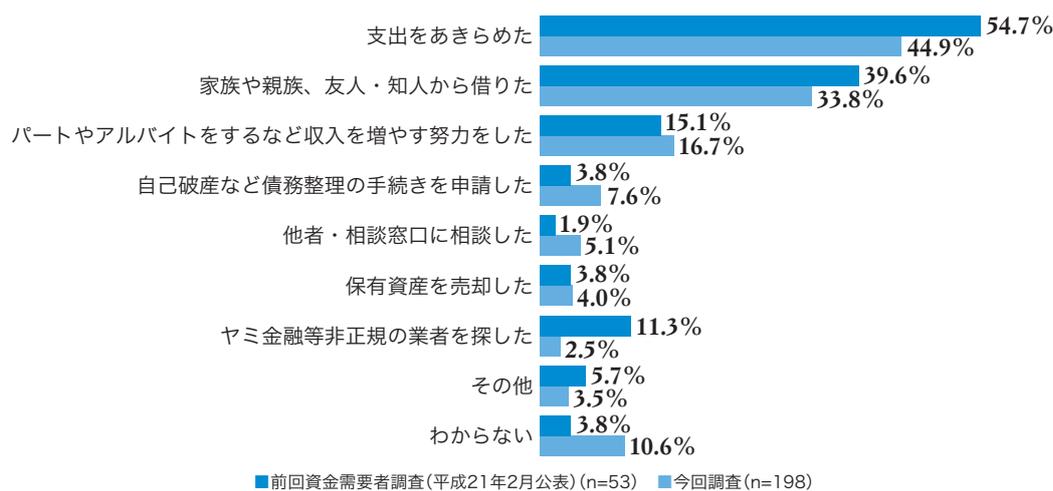
(\*) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●借入利用者の、直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入れができなかった場合の行動

直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入れができなかったとした借入利用者に対し、その後の行動について調査したところ、「支出をあきらめた」が44.9%（前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比べて9.8ポイント減少）と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が33.8%（同5.8ポイント減少）、「パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした」が16.7%（同1.6ポイント上昇）となった。一方、「自己破産など債務整理の手続きを申請した」（7.6%）や「他者・相談窓口相談した」（5.1%）といった回答も見られた。

図表5-9 借入利用者の、直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入れができなかった場合の行動（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
支出をあきらめた	29	54.7%	89	44.9%
家族や親族、友人・知人から借りた	21	39.6%	67	33.8%
パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした	8	15.1%	33	16.7%
自己破産など債務整理の手続きを申請した	2	3.8%	15	7.6%
他者・相談窓口相談した	1	1.9%	10	5.1%
保有資産を売却した	2	3.8%	8	4.0%
ヤミ金融等非正規の業者を探した	6	11.3%	5	2.5%
その他	3	5.7%	7	3.5%
わからない	2	3.8%	21	10.6%
回答者数	53	-	198	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(\*) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

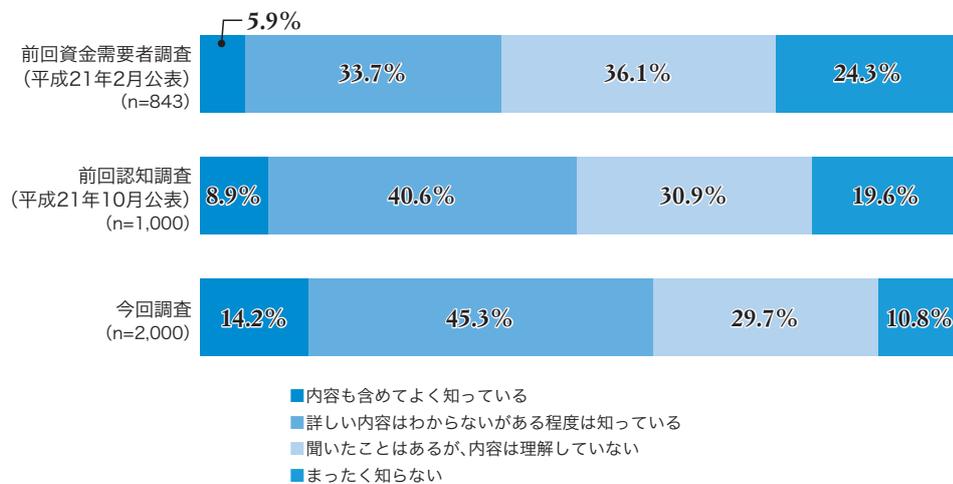
## 2 貸金業法改正の認知状況

### ①借入利用者の貸金業法改正に関する認知状況

貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者のうち貸金業法改正について“知っている”と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている」(14.2%)、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」(45.3%)をあわせて59.5%（前回認知調査<sup>(\*1)</sup>と比べて10.0ポイント上昇）となった。

図表5-10 借入利用者の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	前回資金需要者調査 <sup>(*2)</sup> (平成21年2月公表)		前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	50	5.9%	89	8.9%	284	14.2%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	284	33.7%	406	40.6%	905	45.3%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	304	36.1%	309	30.9%	593	29.7%
まったく知らない	205	24.3%	196	19.6%	218	10.8%
合計	843	100.0%	1,000	100.0%	2,000	100.0%



(\*1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

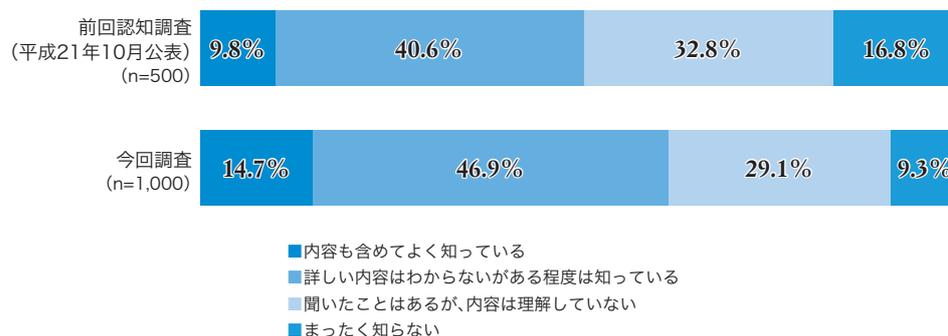
(\*2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

## ②借入利用者のうち、総量規制該当者の貸金業法改正に関する認知状況

借入利用者のうち総量規制該当者では、貸金業法改正について“知っている”と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている」(14.7%)、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」(46.9%)をあわせて61.6%（前回認知調査<sup>(※1)</sup>と比べて11.2ポイント上昇)となった。

図表5-11 借入利用者（総量規制該当者）の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	49	9.8%	147	14.7%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	203	40.6%	469	46.9%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	164	32.8%	291	29.1%
まったく知らない	84	16.8%	93	9.3%
合計	500	100.0%	1,000	100.0%



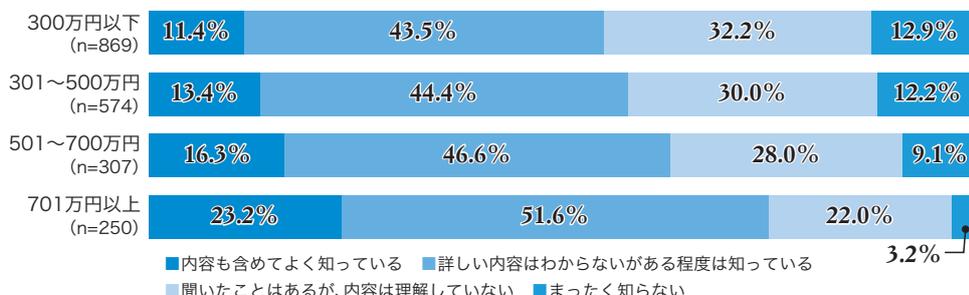
(※1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

●借入利用者・年収別の貸金業法改正に関する認知状況

借入利用者の所得階層別に見てみると、年収300万円以下では貸金業法改正を「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」があわせて54.9%、301～500万円では57.8%、501～700万円では62.9%、701万円以上では74.8%となっており、前回認知調査<sup>(※1)</sup>に引き続き、年収が低いほど貸金業法改正に対する認知度が低い傾向となった。

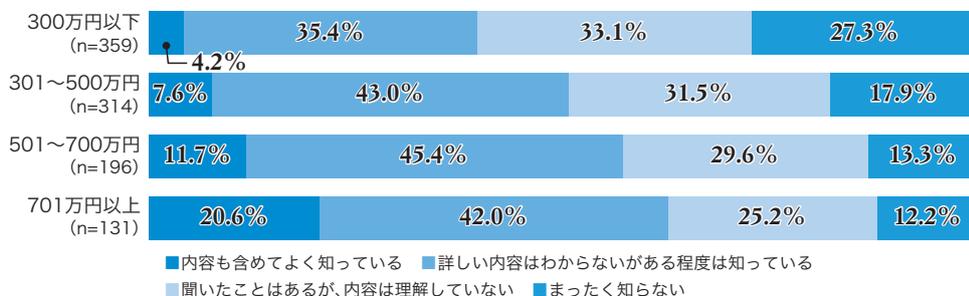
図表5-12 借入利用者の所得階層別の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	99	11.4%	77	13.4%	50	16.3%	58	23.2%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	378	43.5%	255	44.4%	143	46.6%	129	51.6%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	280	32.2%	172	30.0%	86	28.0%	55	22.0%
まったく知らない	112	12.9%	70	12.2%	28	9.1%	8	3.2%
合計	869	100.0%	574	100%	307	100%	250	100%



図表5-13 〈参考〉前回認知調査における、借入利用者の所得階層別の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	15	4.2%	24	7.6%	23	11.7%	27	20.6%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	127	35.4%	135	43.0%	89	45.4%	55	42.0%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	119	33.1%	99	31.5%	58	29.6%	33	25.2%
まったく知らない	98	27.3%	56	17.9%	26	13.3%	16	12.2%
合計	359	100%	314	100%	196	100%	131	100%



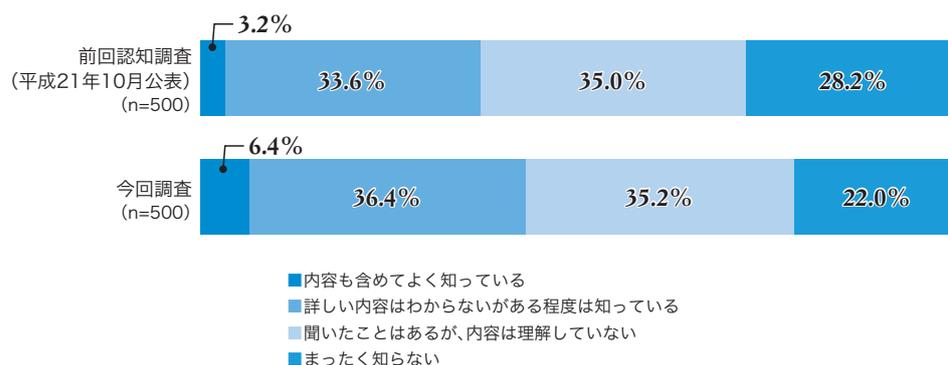
(※1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

### ③専業主婦（主夫）の貸金業法改正に関する認知状況

現在借入残高のある専業主婦（主夫）の貸金業法改正に関する認知度について調査したところ、「知っている」と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている」（6.4%）、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」（36.4%）をあわせて42.8%（前回認知調査<sup>(\*)</sup>）と比べて6.0ポイント上昇）となった。

図表5-14 現在借入残高のある専業主婦（主夫）の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	16	3.2%	32	6.4%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	168	33.6%	182	36.4%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	175	35.0%	176	35.2%
まったく知らない	141	28.2%	110	22.0%
合計	500	100%	500	100%

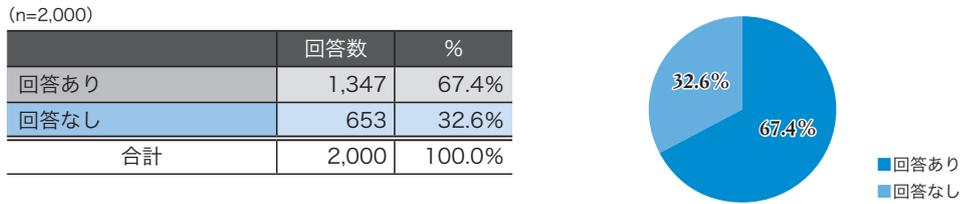


(\*) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

#### ④貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が42.9%（前回認知調査<sup>(※1)</sup>と比べて8.1ポイント上昇）と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が27.1%、中立的な（その他）の意見が16.4%、「よくわからない」とする意見が13.6%となった。また、総量規制該当者・非該当者それぞれの「問題がある」とした割合を調査したところ、総量規制非該当者で33.8%となった。一方、総量規制該当者では51.9%におよんだ。

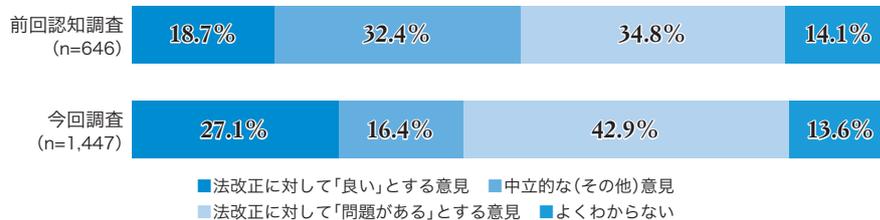
図表5-15 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況



意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」、「仕方が無い」、「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」、「困る」、「ヤミ金融被害が増える」、「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

図表5-16 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類

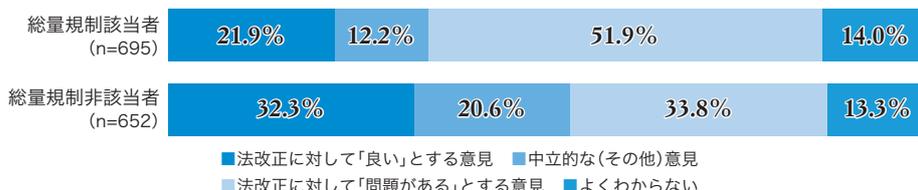
	前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
法改正に対して「良い」とする意見	121	18.7%	392	27.1%
中立的な（その他）意見	209	32.4%	237	16.4%
法改正に対して「問題がある」とする意見	225	34.8%	621	42.9%
よくわからない	91	14.1%	197	13.6%
合計	646	100.0%	1,447	100.0%



(※1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

図表5-17 借入利用者（総量規制該当者・非該当者）の貸金業法改正に対する意見の分類

	総量規制該当者 (n=695)		総量規制非該当者 (n=652)	
	回答数	%	回答数	%
法改正に対して「良い」とする意見	160	21.9%	232	32.3%
中立的な(その他)意見	89	12.2%	148	20.6%
法改正に対して「問題がある」とする意見	378	51.9%	243	33.8%
よくわからない	102	14.0%	95	13.3%
合計	729	100.0%	718	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

### ● 法改正に対する意見の内訳

借入利用者の、法改正に対しての自由意見を分析したところ、「適正な法律ができた」(34.2%)、「多重債務者を減らすことができる」(17.1%)といった、法改正に対して「良い」とする意見がある。一方、「厳しい改正である、撤廃を望む(行政への要望)」(16.9%)、「生活していけなくなりそうで困る」(16.4%)といった、法改正に対して「問題がある」とする意見も見られた。

図表5-18 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=392)



図表5-19 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=621)



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

## ⑤セーフティネットの認知度についての調査結果

### ●一般消費者のセーフティネットに関する認知度

一般消費者に対し、セーフティネットの認知率について調査したところ、セーフティネット全体の認知率<sup>(※1)</sup>は、10.7%（前回資金需要者調査<sup>(※2)</sup>結果と比べて、0.8ポイント上昇）となった。

図表5-20 一般消費者の各セーフティネットに対する認知度（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	406	12.2%	142	14.2%
国民生活センターなどの団体の相談窓口	346	10.4%	100	10.0%
国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	286	8.6%	90	9.0%
生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度	215	6.5%	70	7.0%
回答者数	3,329	-	1,000	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

(※2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

### ●借入利用者のセーフティネットに関する認知度

借入利用者のセーフティネット全体の認知率<sup>(※1)</sup>は、14.7%（前回資金需要者調査<sup>(※2)</sup>結果と比べて3.9ポイント減少）となっており、各制度別に見ると、「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」が19.2%と最も高く、次いで「国民センターなどの団体の相談窓口」が13.9%、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」が13.0%となった。

図表5-21 借入利用者の各セーフティネットに対する認知度（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	192	22.8%	384	19.2%
国民生活センターなどの団体の相談窓口	151	17.9%	278	13.9%
国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	144	17.1%	260	13.0%
生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度	126	14.9%	182	9.1%
回答者数	843	-	2,000	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

(※2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

## ⑥セーフティネットに対する「意見」の傾向と具体例

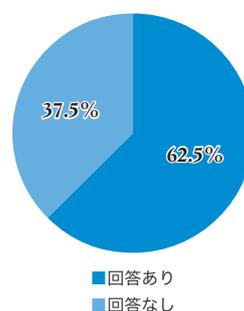
セーフティネットを「利用したことがある」、もしくは「現在利用している」と回答した借入利用者の、セーフティネットに対する自由意見を分析したところ、セーフティネットに対して「良い」とする意見が53.3%と最も高く、次いで「問題がある」とする意見が34.7%、「中立的（その他）」との意見が12.0%となった。

また、借入利用者のうち総量規制該当者では、セーフティネットに対して「良い」とする意見が44.9%、総量規制非該当者では、「良い」とする意見が69.2%となった。

図表5-22 セーフティネットの利用経験がある借入利用者の、セーフティネットに対する意見の回答状況

(n=120)

	回答数	%
回答あり	75	62.5%
回答なし	45	37.5%
合計	120	100.0%

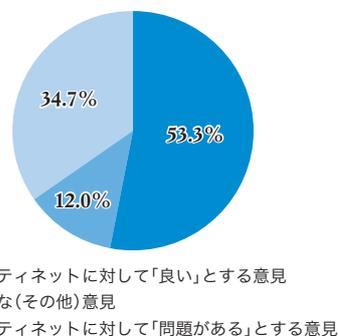


意見の分類	定義
セーフティネットに対して「良い」とする意見	「良い制度である」、「必要と思う」、「あれば安心」等、セーフティネットに対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」等、セーフティネットについて、直接的に関係しない意見
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	「使いづらい」、「役に立つとは思えない」、「どの程度まで解決できるかわからない」、「もっと周知して欲しい」等、セーフティネットに対して、「問題がある」とする意見

図表5-23 セーフティネットの利用経験がある借入利用者の、セーフティネットに対する意見の分類

(n=75)

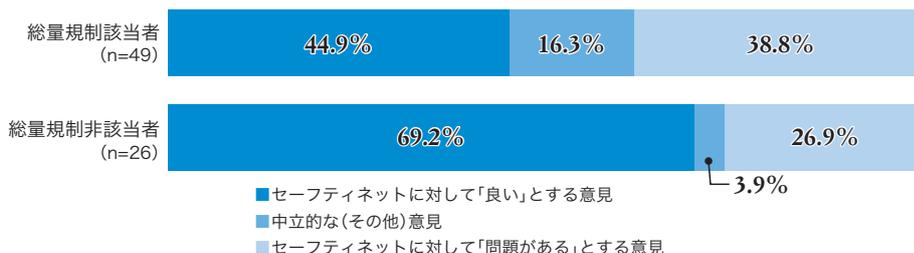
	回答数	%
セーフティネットに対して「良い」とする意見	40	53.3%
中立的な（その他）意見	9	12.0%
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	26	34.7%
合計	75	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

図表5-24 セーフティネットの利用経験がある借入利用者（総量規制該当者・非該当者）のセーフティネットに対する意見の分類

	総量規制該当者		総量規制非該当者	
	回答数	%	回答数	%
セーフティネットに対して「良い」とする意見	22	44.9%	18	69.2%
中立的な（その他）意見	8	16.3%	1	3.9%
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	19	38.8%	7	26.9%
合計	49	100.0%	26	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

### ⑦消費者金融会社の借入利用者が、総量規制の影響により新たな借入れができなくなった場合の行動

消費者金融会社の借入利用者に対し、総量規制の影響により新たな借入れができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）現在の借入金を返済する」が68.7%と最も高く、次いで「アルバイト等により収入を増やす」が30.9%、「生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で、現在の借入金を返済する」が28.8%と続く。一方、「返済をあきらめて、自己破産・債務整理（過払金の返還請求を含む）の手続きを申請する」（19.8%）、「家族や親族、友人・知人から借りる」（17.6%）も一定の割合を占めた。

図表5-25 消費者金融会社の借入利用者が、新たな借入れができなくなった場合の行動（複数回答）

(n=635)

選択肢	回答数	回答率
生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、現在の借入金を返済する	436	68.7%
アルバイト等により収入を増やす（配偶者のパート等含め）	196	30.9%
生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で、現在の借入金を返済する	183	28.8%
返済をあきらめて、自己破産・債務整理（過払金の返還請求を含む）の手続きを申請する	126	19.8%
返済ができないため、他者・相談窓口相談する	122	19.2%
家族や親族、友人・知人から借りる	112	17.6%
保有資産を売却する	68	10.7%
税金や公共料金の支払い繰り延べにより資金を捻出する	52	8.2%
取引先への支払い繰り延べにより資金を捻出する	38	6.0%
その他資金調達先業者を利用して資金を捻出する	37	5.8%
事業の規模を縮小し、資金を捻出する	20	3.1%
ヤミ金融等非正規業者から借りる	12	1.9%
その他	9	1.4%
わからない	25	3.9%

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

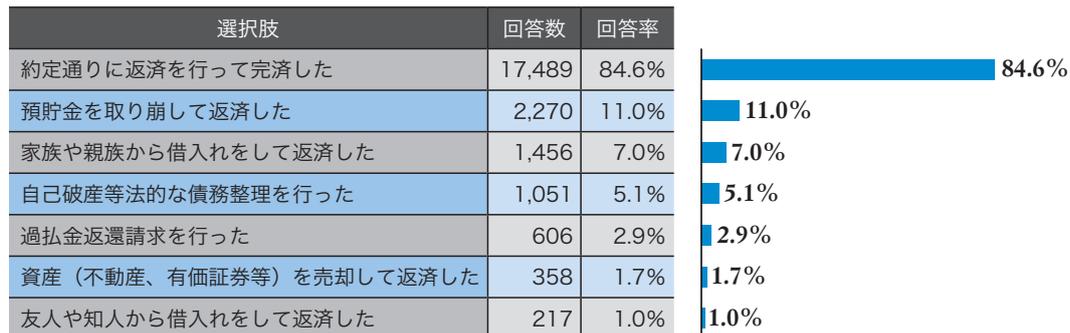
## ⑧借入完済者について

### ●借入金の完済方法

過去に消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社から借入れたことがあり、現在は借入残高がない借入完済者に対し、完済方法について調査したところ、「約定通りに返済を行って完済した」が84.6%となった。

図表5-26 借入完済者の借入金完済方法（複数回答）

(n=20,672)



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

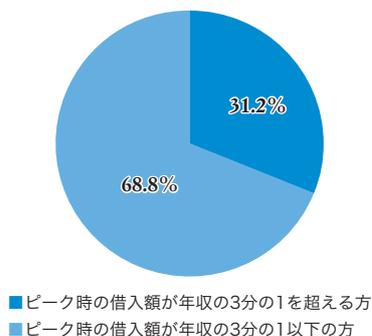
### ●借入ピーク時の借入残高が総量規制に該当していたかどうか

「約定通りに返済を行って完済した」とした借入完済者のうち、31.2%は、「借入ピーク時の借入残高が当時の年収の3分の1を超えていた」と回答した。

図表5-27 借入完済者の借入ピーク時の借入残高と、当時の年収に占める割合

(n=510)

選択肢	回答数	%
ピーク時の借入額が 年収の3分の1を超える方	159	31.2%
ピーク時の借入額が 年収の3分の1以下の方	351	68.8%
合計	510	100.0%

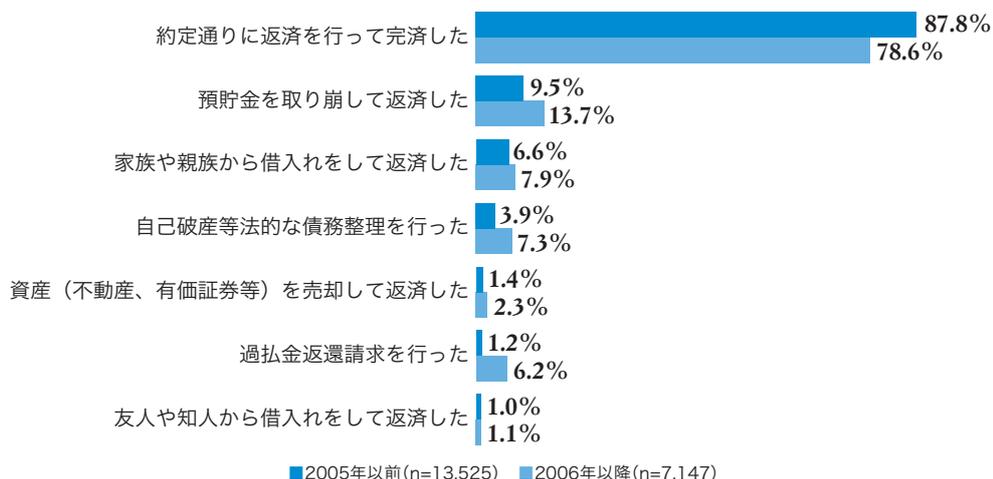


### ●完済時期による完済方法の違いについて

平成17年以前に完済した借入完済者と改正貸金業法<sup>(※1)</sup>が成立した平成18年以降に完済した借入完済者の完済方法について比較を行ったところ、「約定通りに返済を行って完済した」が平成17年以前の借入完済者では87.8%に対して、平成18年以降の借入完済者では78.6%と9.2ポイント減少している。一方、「自己破産等法的な債務整理を行った」という回答は平成17年以前の借入完済者では3.9%であったのが、平成18年以降の借入完済者では7.3%（同3.4ポイント上昇）、「過払金返還請求を行った」という回答は平成17年以前の借入完済者では1.2%であったのが、平成18年以降の借入完済者では6.2%（同5.0ポイント上昇）となった。

図表5-28 借入完済者の借入金完済方法（複数回答）

選択肢	平成17年以前		平成18年以降	
	回答数	回答率	回答数	回答率
約定通りに返済を行って完済した	11,875	87.8%	5,614	78.6%
預貯金を取り崩して返済した	1,290	9.5%	980	13.7%
家族や親族から借入れをして返済した	888	6.6%	568	7.9%
自己破産等法的な債務整理を行った	529	3.9%	522	7.3%
資産（不動産、有価証券等）を売却して返済した	195	1.4%	163	2.3%
過払金返還請求を行った	166	1.2%	440	6.2%
友人や知人から借入れをして返済した	138	1.0%	79	1.1%
回答者数	13,525	-	7,147	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法が完全施行される予定。

### 3 ヤミ金融被害の状況について

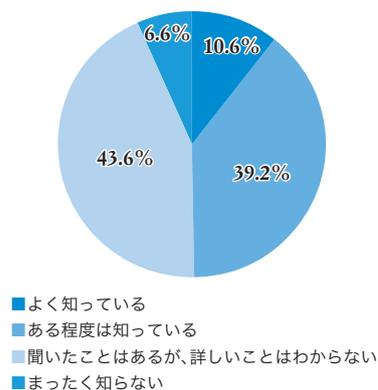
#### ① ヤミ金融の認知と利用の想起

借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、“知っている”と回答した割合は「よく知っている」(10.6%)、「ある程度は知っている」(39.2%)をあわせて49.8%となり、利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が10.6%、「考えたことはない」が89.4%となった。

図表5-29 借入利用者のヤミ金融に関する認知度

(n=2,000)

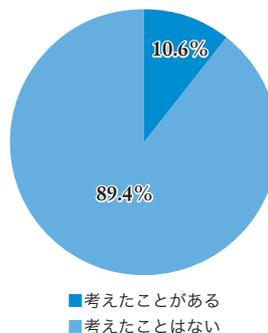
選択肢	回答数	%
よく知っている	212	10.6%
ある程度は知っている	784	39.2%
聞いたことはあるが、詳しいことはわからない	872	43.6%
まったく知らない	132	6.6%
合計	2,000	100.0%



図表5-30 借入利用者のヤミ金融の利用の想起

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
考えたことがある	211	10.6%
考えたことはない	1,789	89.4%
合計	2,000	100.0%



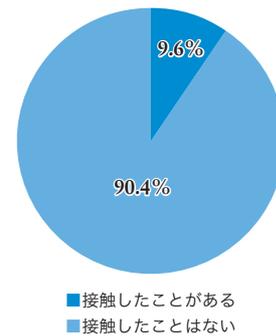
## ②ヤミ金融への接触の有無と利用経験の有無

借入利用者に対し、ヤミ金融の接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が9.6%、「接触したことはない」が90.4%となった。また、ヤミ金融の利用経験の有無について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）」（1.4%）、「利用したことがある（現在残高なし）」（3.7%）をあわせて5.1%となっており、「利用したことはない」が94.9%となった<sup>(※1)</sup>。

図表5-31 借入利用者のヤミ金融の接触の有無

(n=2,000)

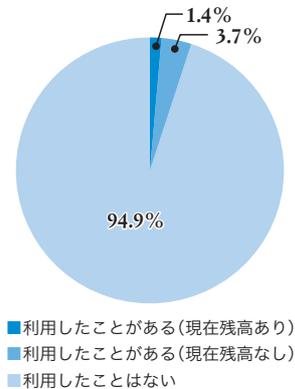
選択肢	回答数	%
接触したことがある	191	9.6%
接触したことはない	1,809	90.4%
合計	2,000	100.0%



図表5-32 借入利用者のヤミ金融の利用経験の有無

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
利用したことがある（現在残高あり）	28	1.4%
利用したことがある（現在残高なし）	74	3.7%
利用したことはない	1,898	94.9%
合計	2,000	100.0%

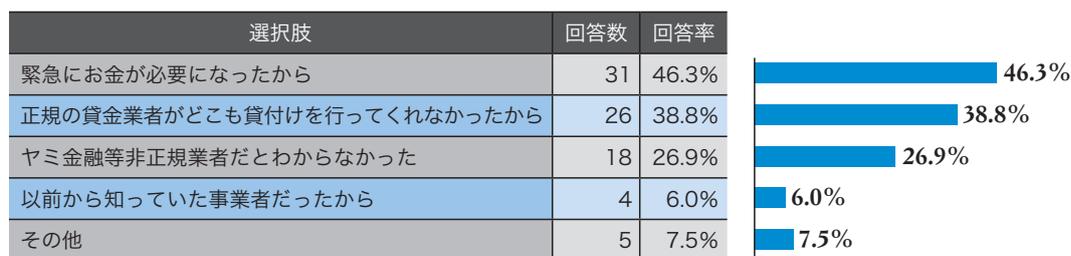


(※1) ヤミ金融の利用経験を借入経験者（貸金業者以外からの借入れも含む）全体で見ると、平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」では、借入経験者（貸金業者以外からの借入れも含む3,177名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は3.3%（104名）となっており、今回の調査では、借入経験者（貸金業者以外からの借入れも含む15,813名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は、3.8%（604名）となった。

### ③ヤミ金融からの借入理由

ヤミ金融から借入れした理由については、「緊急にお金が必要になったから」が46.3%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が38.8%となった。

図表5-33 借入利用者におけるヤミ金融からの借入理由（複数回答）



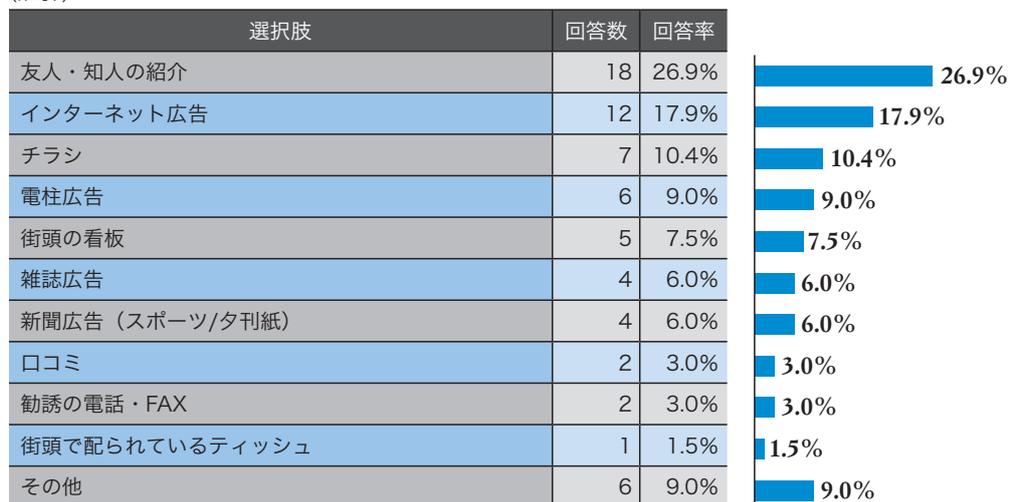
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

### ④ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体

ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」(26.9%)、「インターネット広告」(17.9%)が上位を占めた。

図表5-34 借入利用者におけるヤミ金融の認知媒体（複数回答）

(n=67)

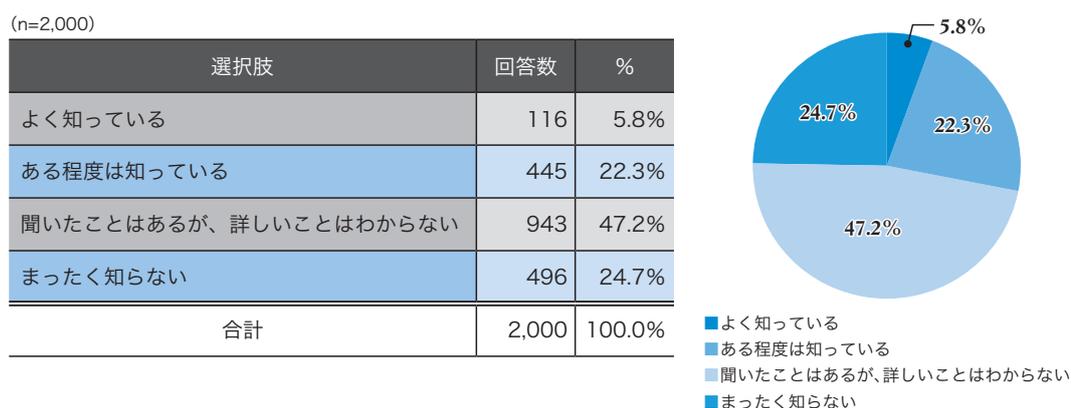


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

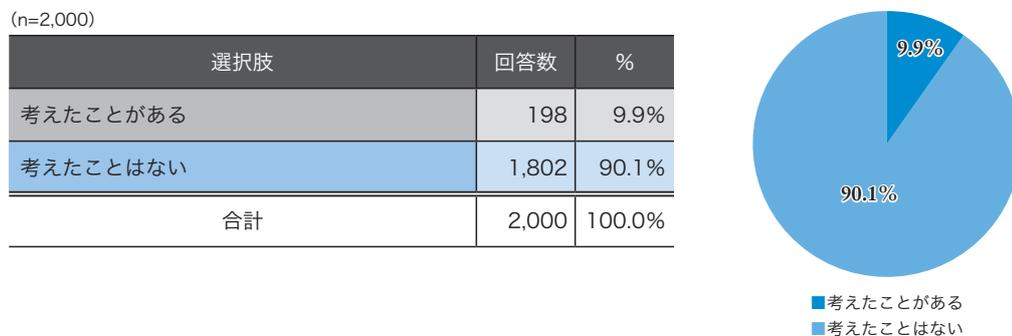
### ⑤クレジットカードショッピング枠現金化業者等<sup>(\*)</sup>の認知と利用の想起

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等の認知について調査したところ、「知っている」と回答した割合は「よく知っている」(5.8%)、「ある程度は知っている」(22.3%)をあわせて28.1%となり、利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が9.9%、「考えたことはない」が90.1%となった。

図表5-35 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の認知度



図表5-36 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用の想起



(\*) 1) クレジットカードを利用して換金性の高い商品を購入させ、それを買い取り現金化する業者等を指す。このような換金目的の取引行為は、クレジットカード会社の会員規約に抵触することから、クレジットカード会員を退会させられる場合がある。

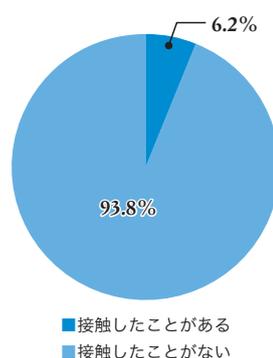
### ⑥クレジットカードショッピング枠現金化業者等への接触有無と利用経験の有無

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等への接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が6.2%、「接触したことがない」が93.8%となり、利用の有無について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）」（1.3%）、「利用したことがある（現在残高なし）」（2.3%）をあわせて3.6%となった。

図表5-37 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等への接触の有無

(n=2,000)

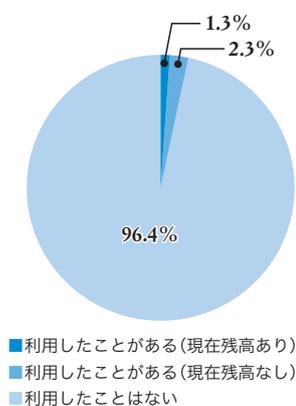
選択肢	回答数	%
接触したことがある	124	6.2%
接触したことがない	1,876	93.8%
合計	2,000	100.0%



図表5-38 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用経験の有無

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
利用したことがある（現在残高あり）	26	1.3%
利用したことがある（現在残高なし）	46	2.3%
利用したことはない	1,928	96.4%
合計	2,000	100.0%



### 3 事業者向けアンケート調査結果

#### 1 申込み・利用の状況

##### ①平成18年当時と比べた現在の経営環境について

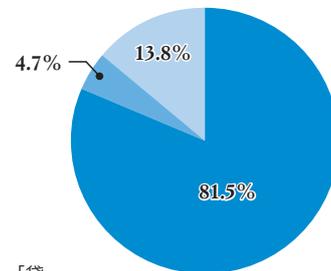
###### ●企業経営者・個人事業主の経営環境

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、改正貸金業法<sup>(\*)</sup>が成立した平成18年当時からの自社の経営環境の変化等について調査したところ、「厳しくなった」が81.5%と最も高く、次いで「変化していない」が13.8%、「良くなった」が4.7%となった。

図表5-39 企業経営者・個人事業主の経営環境

(n=676)

選択肢	回答数	%
厳しくなった	551	81.5%
良くなった	32	4.7%
変化していない	93	13.8%
合計	676	100.0%



(\*) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法が完全施行される予定。

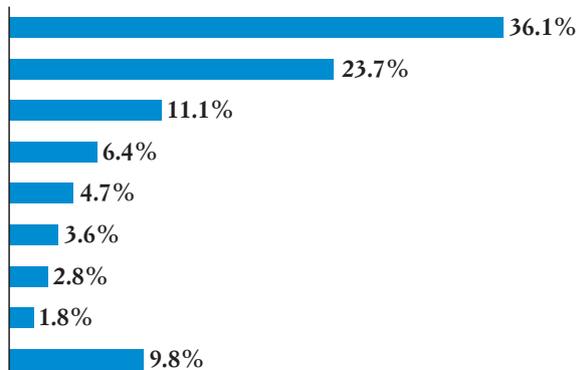
###### ●「厳しくなった」経営環境の具体例

具体的にどのように厳しくなったかについては、「売上が減少した」（36.1%）、「仕事が減った」（23.7%）、「融資を受けにくくなった」（11.1%）といった内容が上位を占めた。

図表5-40 企業経営者・個人事業主で厳しくなった理由

(n=1,311)<sup>(\*)</sup>

選択肢	回答数	%
売上が減少した	473	36.1%
仕事が減った	311	23.7%
融資を受けにくくなった	146	11.1%
顧客が減った	84	6.4%
販売単価が低下した	62	4.7%
景気の悪化	47	3.6%
利益が減少した	37	2.8%
取引先の廃業・倒産	23	1.8%
その他	128	9.8%

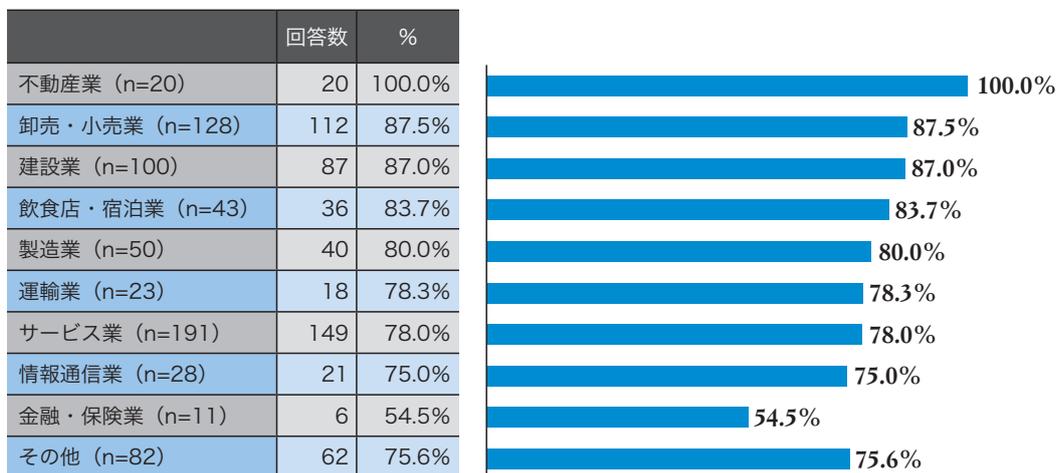


(\*) 1) 企業経営者および個人事業主のうち、厳しくなったと回答した1,311名。

●業種別に見た経営環境

業種別に見てみると、「不動産業」(100%)、「卸売・小売業」(87.5%)、「建設業」(87.0%)で「厳しくなった」と回答した割合が高かった。

図表5-41 企業経営者・個人事業主で「厳しくなった」と回答した割合(業種別)

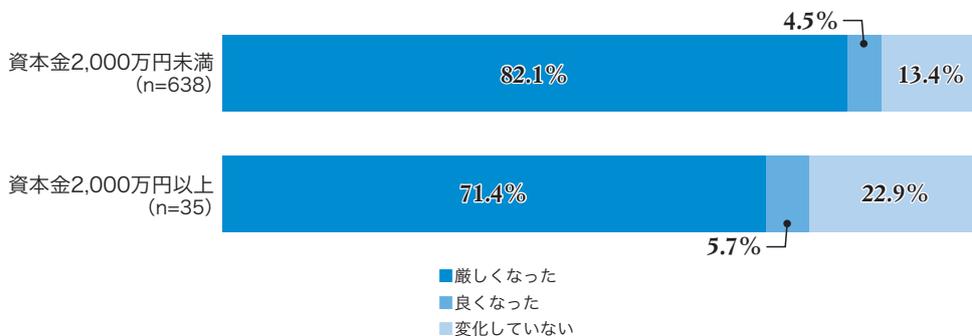


●事業規模別に見た経営環境

事業規模別では、「厳しくなった」と回答した割合は、資本金2,000万円以上の事業者で71.4%であった。一方、資本金2,000万円未満の事業者では82.1%となった。

図表5-42 事業規模別に見た企業経営者の経営環境

選択肢	資本金2,000万円未満		資本金2,000万円以上	
	回答数	%	回答数	%
厳しくなった	524	82.1%	25	71.4%
良くなった	29	4.5%	2	5.7%
変化していない	85	13.4%	8	22.9%
合計	638	100.0%	35	100.0%



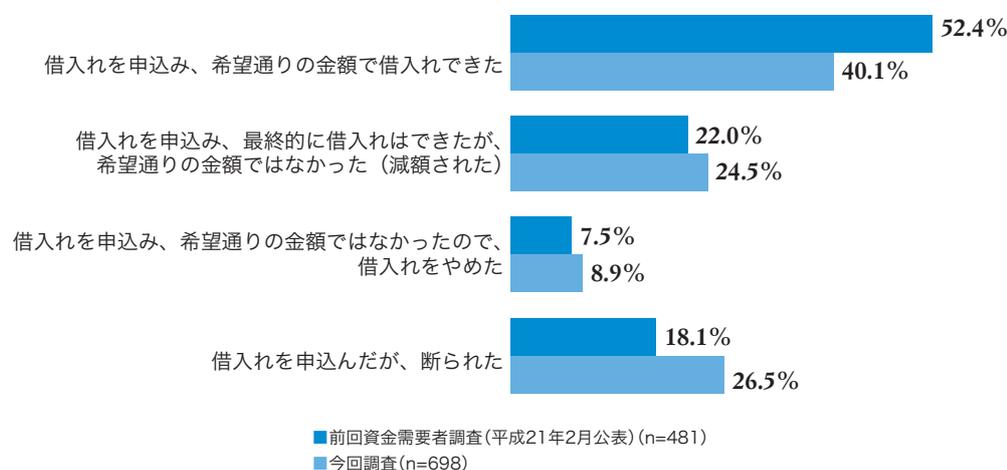
## ②借入申込結果について

### ●直近1年間の借入申込結果

直近1年間で貸金業者へ借入れを申し込んだ企業経営者・個人事業主のうち、「借入れを申込み、希望通りの金額で借入れできた」と回答した割合は40.1%（前回資金需要者調査<sup>(\*1)</sup>結果と比べて12.3ポイント減少）となった。一方、「借入れを申込み、希望通りの金額ではなかったため、借入れをやめた」（8.9%）、「借入れを申し込んだが、断られた」（26.5%）と回答した割合は35.4%（同9.8ポイント上昇）となった。

図表5-43 企業経営者・個人事業主の借入申込結果

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
借入れを申込み、希望通りの金額で借入れできた	252	52.4%	280	40.1%
借入れを申込み、最終的に借入れはできたが、希望通りの金額ではなかった（減額された）	106	22.0%	171	24.5%
借入れを申込み、希望通りの金額ではなかったため、借入れをやめた	36	7.5%	62	8.9%
借入れを申し込んだが、断られた	87	18.1%	185	26.5%
合計	481	100.0%	698	100.0%



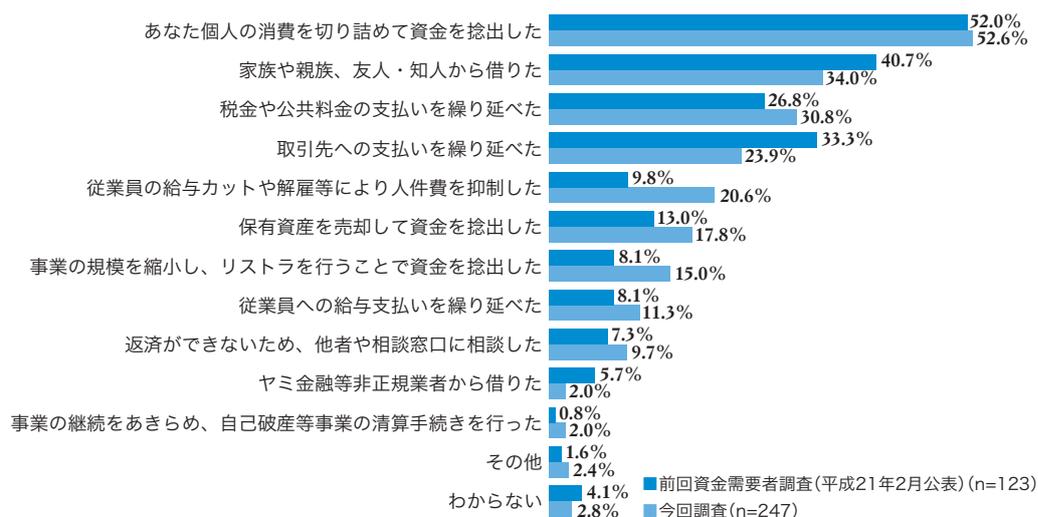
(\*1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

### ●直近1年間で借入を断念した後の行動

「借入をやめた/断られた」とした回答者に、その後の行動について調査したところ、「あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」が52.6%（前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>）結果と比べてほぼ横ばい）と最も多く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が34.0%（同6.7ポイント減少）、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」が30.8%（同4.0ポイント上昇）となった。一方、「事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した」（15.0%）や「従業員への給与支払いを繰り延べた」（11.3%）といった回答も見られた。

図表5-44 企業経営者・個人事業主の借入を断念した後の行動（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した	64	52.0%	130	52.6%
家族や親族、友人・知人から借りた	50	40.7%	84	34.0%
税金や公共料金の支払いを繰り延べた	33	26.8%	76	30.8%
取引先への支払いを繰り延べた	41	33.3%	59	23.9%
従業員の給与カットや解雇等により人件費を抑制した	12	9.8%	51	20.6%
保有資産を売却して資金を捻出した	16	13.0%	44	17.8%
事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した	10	8.1%	37	15.0%
従業員への給与支払いを繰り延べた	10	8.1%	28	11.3%
返済ができないため、他者や相談窓口相談した	9	7.3%	24	9.7%
ヤミ金融等非正規業者から借りた	7	5.7%	5	2.0%
事業の継続をあきらめ、自己破産等事業の清算手続きを行った	1	0.8%	5	2.0%
その他	2	1.6%	6	2.4%
わからない	5	4.1%	7	2.8%
回答者数	123	-	247	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(\*) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

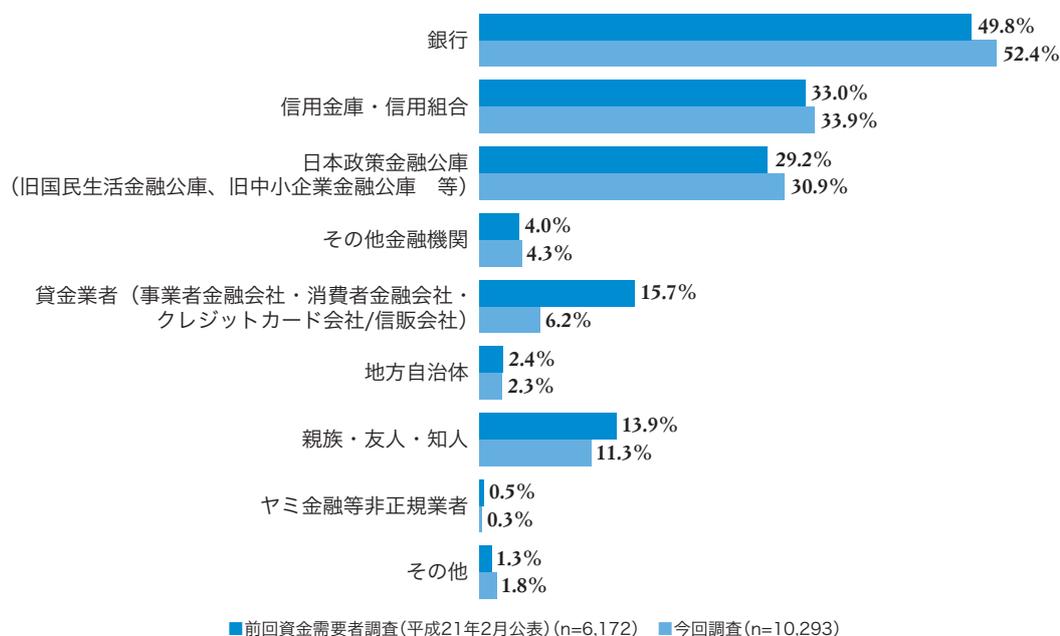
### ③貸金業者の事業者への貸付状況についての調査結果

#### ●資本金2,000万円未満の企業・個人事業主の借入先

企業経営者・個人事業主のうち、資本金 2,000 万円未満の事業者に対し、事業性資金の借入先について調査したところ、「銀行」が52.4%と最も高く、前回資金需要者調査<sup>(※1)</sup>結果と比較してほぼ横ばいとなった。一方、「貸金業者」は6.2%と同9.5ポイント減少となった。

図表5-45 資本金2,000万円未満の事業者の事業性資金の借入先（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
銀行	3,075	49.8%	5,391	52.4%
信用金庫・信用組合	2,036	33.0%	3,490	33.9%
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫 等)	1,802	29.2%	3,181	30.9%
その他金融機関	245	4.0%	447	4.3%
貸金業者（事業者金融会社・消費者金融会社・ クレジットカード会社/信販会社）	969	15.7%	638	6.2%
地方自治体	150	2.4%	235	2.3%
親族・友人・知人	860	13.9%	1,162	11.3%
ヤミ金融等非正規業者	32	0.5%	26	0.3%
その他	83	1.3%	188	1.8%
回答者数	6,172	-	10,293	-



(注 1) 複数回答のため、nは一致しない。

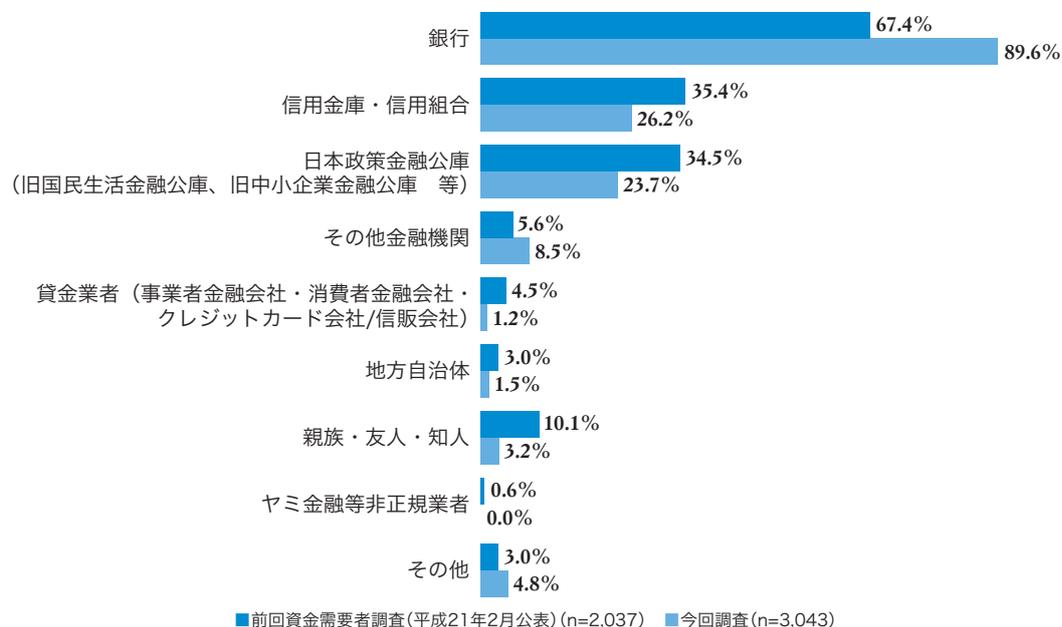
(※ 1) 平成 21 年 2 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

### ●資本金2,000万円以上の企業の借入先

資本金 2,000 万円以上の事業者による事業性資金の借入先では、「銀行」が 89.6%と前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比較して 22.2 ポイント上昇した。一方、「貸金業者」は 1.2%と同 3.3 ポイント減少となった。

図表5-46 資本金2,000万円以上の事業者の事業性資金の借入先（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
銀行	1,372	67.4%	2,728	89.6%
信用金庫・信用組合	721	35.4%	797	26.2%
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫 等)	703	34.5%	721	23.7%
その他金融機関	114	5.6%	258	8.5%
貸金業者（事業者金融会社・消費者金融会社・ クレジットカード会社/信販会社）	91	4.5%	35	1.2%
地方自治体	62	3.0%	47	1.5%
親族・友人・知人	206	10.1%	96	3.2%
ヤミ金融等非正規業者	13	0.6%	1	0.0%
その他	62	3.0%	145	4.8%
回答者数	2,037	-	3,043	-



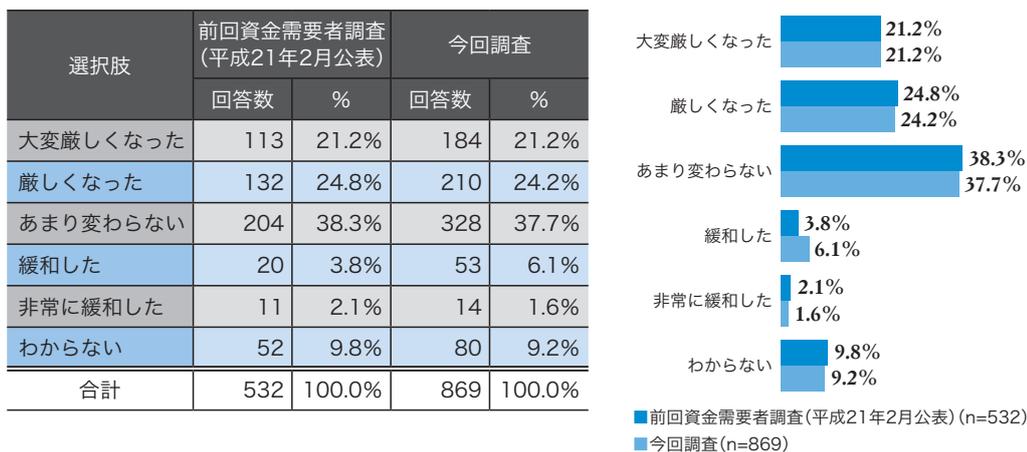
(注 1) 複数回答のため、n は一致しない。

(\*) 平成 21 年 2 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

### ●銀行の融資姿勢

企業経営者・個人事業主に対し、銀行の融資姿勢について調査したところ、“厳しくなった”と回答した割合は、「大変厳しくなった」(21.2%)、「厳しくなった」(24.2%)をあわせて45.4%（前回資金需要者調査<sup>(\*1)</sup>結果とほぼ横ばい）となった。

図表5-47 銀行の融資姿勢（企業経営者・個人事業主）

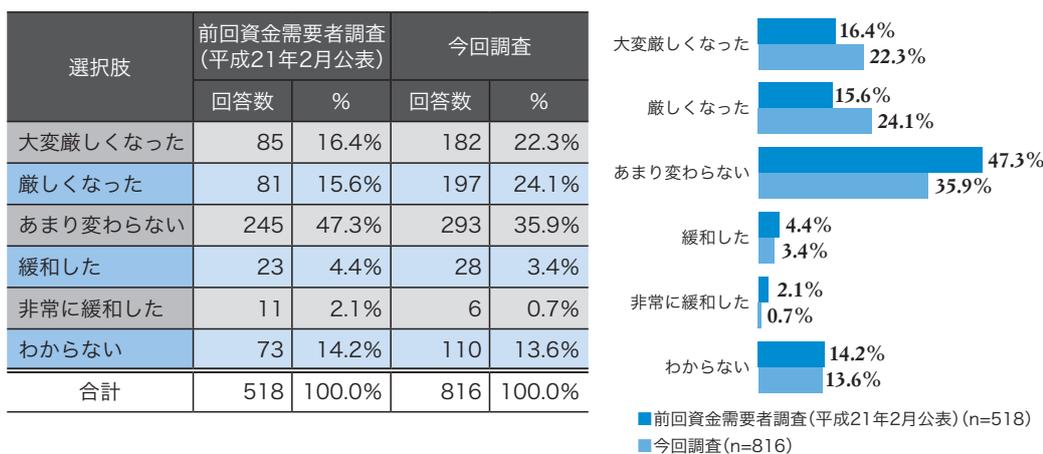


(\*1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

### ●貸金業者の融資姿勢

一方、貸金業者の融資姿勢については、“厳しくなった”と回答した割合は、「大変厳しくなった」(22.3%)、「厳しくなった」(24.1%)をあわせて46.4%と、前回資金需要者調査<sup>(\*1)</sup>結果と比較して14.4ポイント上昇した。

図表5-48 貸金業者の融資姿勢（企業経営者・個人事業主）



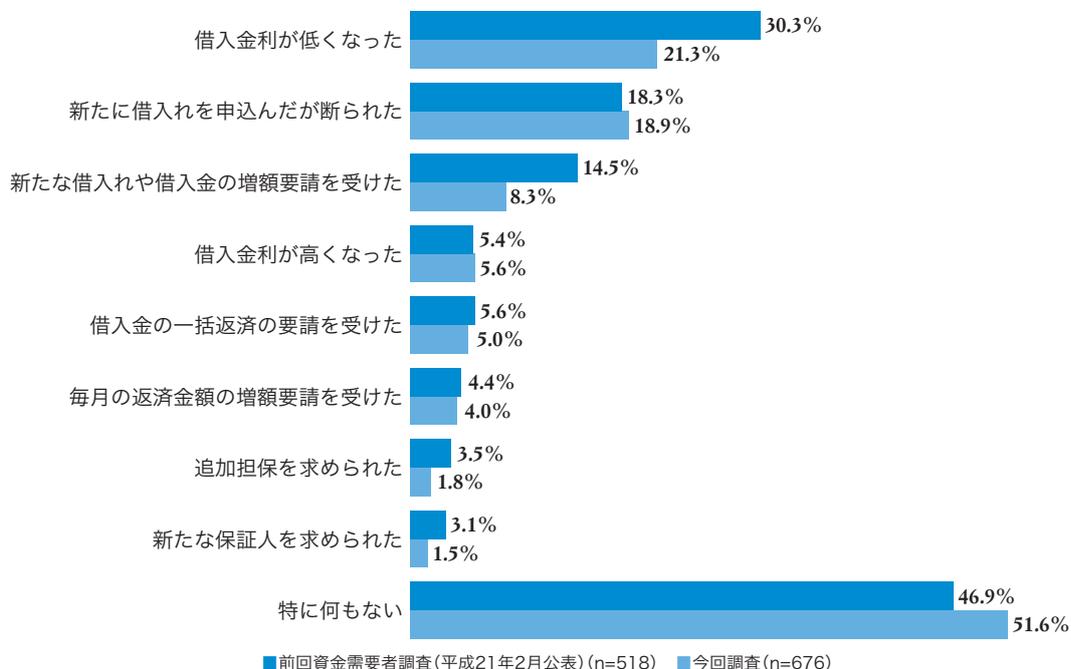
(\*1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

## ●貸金業者との取引状況

直近1年間での貸金業者との取引動向について調査したところ、「借入金利が低くなった」が21.3%（前回資金需要者調査<sup>(\*1)</sup>結果と比較して9.0ポイント減少）、「新たな借入れや借入金の増額要請を受けた」が8.3%（同6.2ポイント減少）となり、借りる側にとって有利な取引項目が減少している。一方、「新たに借入れを申込んだが断られた」と回答した割合は18.9%（同ほぼ横ばい）となった。

図表5-49 貸金業者との取引状況（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
借入金利が低くなった	157	30.3%	144	21.3%
新たに借入れを申込んだが断られた	95	18.3%	128	18.9%
新たな借入れや借入金の増額要請を受けた	75	14.5%	56	8.3%
借入金利が高くなった	28	5.4%	38	5.6%
借入金の一括返済の要請を受けた	29	5.6%	34	5.0%
毎月の返済金額の増額要請を受けた	23	4.4%	27	4.0%
追加担保を求められた	18	3.5%	12	1.8%
新たな保証人を求められた	16	3.1%	10	1.5%
特に何も無い	243	46.9%	349	51.6%
回答者数	518	-	676	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(\*1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

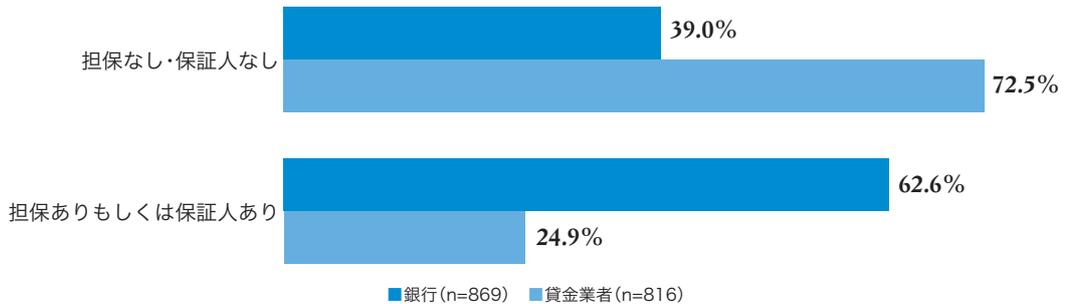
#### ④借入れにおける担保状況・利用目的についての調査結果

##### ●借入れにおける担保状況

企業経営者・個人事業主に対し、借入れに際しての担保有無について調査したところ、銀行からの借入れにおいては、「担保ありもしくは保証人あり」が62.6%となった。一方、貸金業者では、「担保なし・保証なし」が72.5%となった。

図表5-50 借入れにおける担保の状況（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	銀行からの借入れ		貸金業者からの借入れ	
	回答数	回答率	回答数	回答率
担保なし・保証人なし	339	39.0%	592	72.5%
担保ありもしくは保証人あり	544	62.6%	203	24.9%
回答者数	869	-	816	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

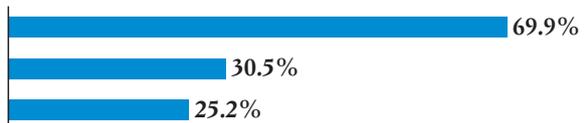
##### ●貸金業者からの借入目的

貸金業者からの借入目的について調査したところ、「運転資金」が69.9%、「設備資金」が30.5%、「その他の資金」が25.2%となった。

図表5-51 借入れにおける担保の状況（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

(n=816)

選択肢	回答数	回答率
運転資金	570	69.9%
設備資金	249	30.5%
その他の資金	206	25.2%
回答者数	816	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

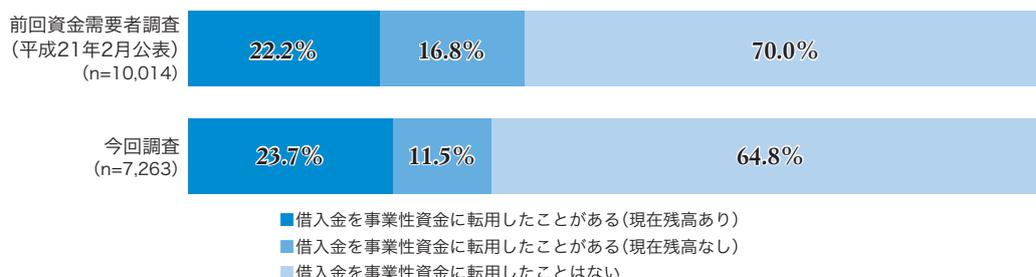
## ⑤個人での借入金の事業性資金転用についての調査結果

### ●個人での借入金の事業性資金転用割合

企業経営者・個人事業主に対し、個人での借入金を事業性資金に転用した経験の有無について調査したところ、35.2%が「借入金を事業性資金に転用したことがある」と回答し、前回資金需要者調査<sup>(※1)</sup>結果と比較してほぼ横ばいとなった。

図表5-52 個人での借入金の事業性資金転用割合（企業経営者・個人事業主）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在残高あり）	2,229	22.2%	1,722	23.7%
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在残高なし）	1,686	16.8%	835	11.5%
借入金を事業性資金に転用したことはない	6,099	70.0%	4,706	64.8%
合計	10,014	100.0%	7,263	100.0%



(※1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

### ●個人での借入金の事業性資金転用目的

個人での借入金を事業性資金へ転用した目的としては、「仕入先への支払い」が47.3%と最も高く、次いで「銀行への返済」が36.3%、「社員の給与支払い」が30.3%となった。

図表5-53 個人での借入金の事業性資金転用目的（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	回答数	回答率
仕入先への支払いに際し、不足分を補った	517	47.3%
銀行への返済に際し、不足分を補った	396	36.3%
社員の給与支払いに際し、不足分を補った	331	30.3%
事業における投資に際し、不足分を補った	284	26.0%
事業性ローンの返済に際し、不足分を補った	228	20.9%
その他	51	4.7%
回答者数	1,092	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

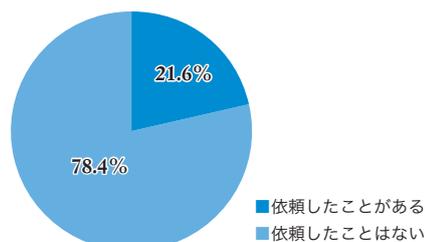
### ● 第三者への事業性資金向借入依頼について

第三者に対して「他から借入れを行って、その借入金を自分に貸して欲しい（事業性資金として使用するため）」と依頼した経験の有無について調査したところ、21.6%が「依頼したことがある」と回答し、依頼先の内訳は「家族」が51.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が32.3%、「会社の共同経営者」が24.6%となった。

図表5-54 第三者への事業性資金向借入依頼有無（企業経営者・個人事業主）

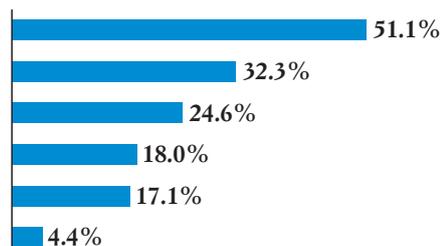
(n=1,675)

選択肢	回答数	%
依頼したことがある	362	21.6%
依頼したことはない	1,313	78.4%
合計	1,675	100.0%



図表5-55 事業性資金向借入依頼先（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	回答数	回答率
家族	185	51.1%
友人・知人	117	32.3%
あなたの会社の共同経営者	89	24.6%
取引先	65	18.0%
あなたの会社または所属する会社の従業員	62	17.1%
その他	16	4.4%
回答者数	362	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

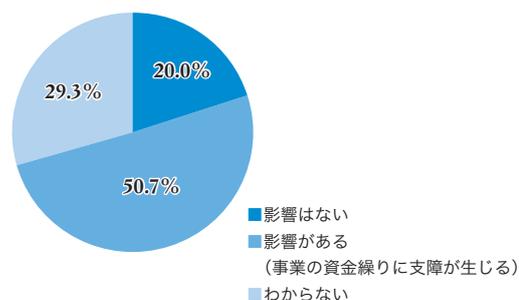
### ● 総量規制の事業への影響度

総量規制に該当し、個人としての借入れができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響度合いについて調査したところ、「影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）」と回答した割合は、50.7%となった。

図表5-56 総量規制の事業への影響度（企業経営者・個人事業主）

(n=676)

選択肢	回答数	%
影響はない	135	20.0%
影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）	343	50.7%
わからない	198	29.3%
合計	676	100.0%



## ⑥貸金業者の今後の利用意向についての調査結果

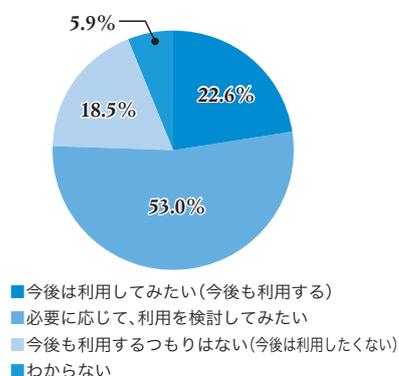
### ●企業経営者・個人事業主の利用意向

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業者の今後の利用意向について調査したところ、「利用したい」と回答した割合は、「今後は利用してみたい」(22.6%)、「必要に応じて、利用を検討してみたい」(53.0%)をあわせて75.6%となった。その理由としては、「無担保で借入れができるから」が50.9%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がないから」が43.2%、「手続きが簡単だから」が43.1%、「銀行・信用金庫・信用組合等から借入れができないから(できなくなるかもしれないから)」が36.0%となった。

図表5-57 貸金業者の今後の利用意向(企業経営者・個人事業主)

(n=676)

選択肢	回答数	%
今後は利用してみたい(今後も利用する)	153	22.6%
必要に応じて、利用を検討してみたい	358	53.0%
今後も利用するつもりはない(今後は利用したくない)	125	18.5%
わからない	40	5.9%
合計	676	100.0%



図表5-58 貸金業者を利用したい理由(企業経営者・個人事業主)(複数回答)

(n=511)

選択肢	回答数	回答率
無担保で借入れができるから	260	50.9%
保証人を立てる必要がないから	221	43.2%
手続きが簡単だから	220	43.1%
銀行・信用金庫・信用組合等から借入れができないから(できなくなるかもしれないから)	184	36.0%
小額でも借入れができるから	175	34.2%
審査が早いから	143	28.0%
短期間でも借入れができるから	134	26.2%
インターネットで手続きができるから	107	20.9%
貸金業者以外に借入先がないから	47	9.2%
なじみがあるから	31	6.1%
友人や知人の紹介があるから	7	1.4%
その他	12	2.3%
回答者数	511	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

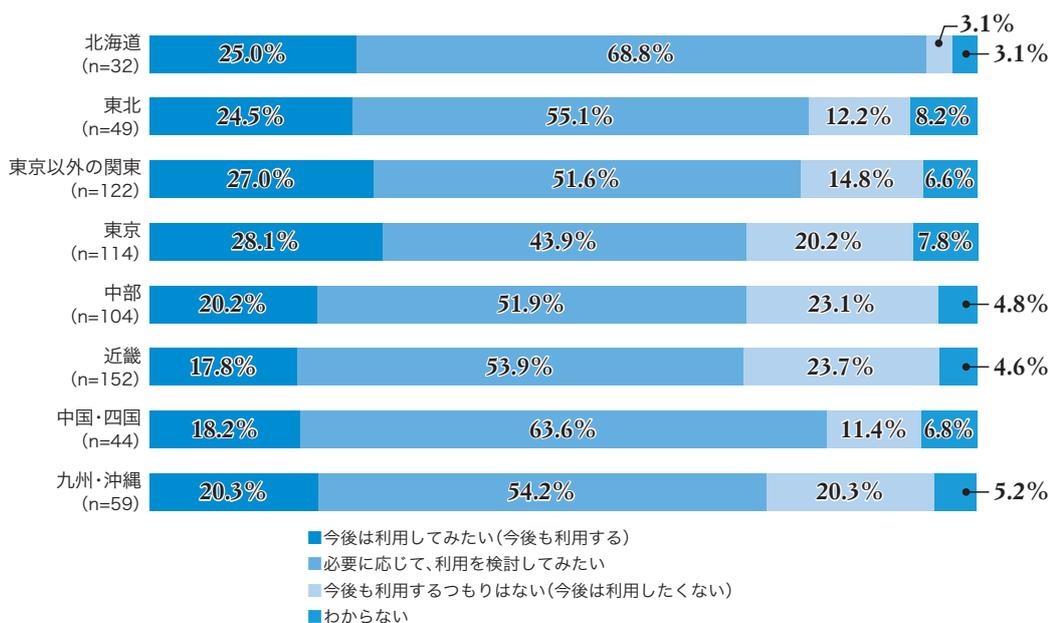
●地域別に見た利用意向

地域別に利用意向を見てみると、“今後は利用してみたい（「必要に応じて、利用を検討してみたい」を含む）”と回答した割合は、「東京」（72.0%）、「中部」（72.1%）、「近畿」（71.7%）、「九州・沖縄」（74.5%）となった。一方、「北海道」では93.8%となった。

図表5-59 貸金業者の今後の利用意向（地域別）

選択肢	北海道		東北		東京以外の関東		東京	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
今後は利用してみたい (今後も利用する)	8	25.0%	12	24.5%	33	27.0%	32	28.1%
必要に応じて、 利用を検討してみたい	22	68.8%	27	55.1%	63	51.6%	50	43.9%
今後も利用するつもりはない (今後は利用したくない)	1	3.1%	6	12.2%	18	14.8%	23	20.2%
わからない	1	3.1%	4	8.2%	8	6.6%	9	7.8%
合計	32	100.0%	49	100.0%	122	100.0%	114	100.0%

選択肢	中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
今後は利用してみたい (今後も利用する)	21	20.2%	27	17.8%	8	18.2%	12	20.3%
必要に応じて、 利用を検討してみたい	54	51.9%	82	53.9%	28	63.6%	32	54.2%
今後も利用するつもりはない (今後は利用したくない)	24	23.1%	36	23.7%	5	11.4%	12	20.3%
わからない	5	4.8%	7	4.6%	3	6.8%	3	5.2%
合計	104	100.0%	152	100.0%	44	100.0%	59	100.0%



## 2 貸金業法改正の認知状況

### ① 貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

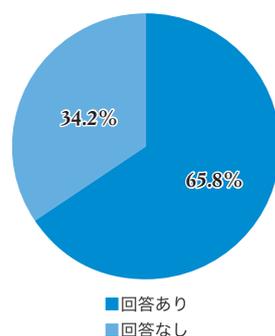
#### ● 貸金業法改正への意見

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が45.8%と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が25.6%、「中立的（その他）」との意見が15.7%、「よくわからない」とする意見が12.9%となった。

図表5-60 企業経営者・個人事業主の借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況

(n=1,675)

	回答数	%
回答あり	1,102	65.8%
回答なし	573	34.2%
合計	1,675	100.0%

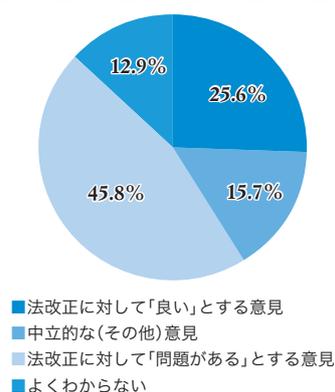


意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」、「仕方が無い」、「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」、「困る」、「ヤミ金融の被害が増える」、「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

図表5-61 企業経営者・個人事業主の借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類

(n=1,102)

	回答数	%
法改正に対して「良い」とする意見	298	25.6%
中立的な（その他）意見	183	15.7%
法改正に対して「問題がある」とする意見	534	45.8%
よくわからない	150	12.9%
合計	1,165	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

### ● 法改正に対する意見の内訳

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、法改正に対しての自由意見を分析したところ、「適正な法律ができた」（48.0%）、「グレーゾーン金利の廃止は大変意義がある」（10.1%）といった、法改正に対して「良い」とする意見がある。一方、「非常に厳しい内容だと思う」（21.5%）、「自営業者として借りにくくなり今後が不安」（18.4%）といった、法改正に対して「問題がある」とする意見も見られた。

図表5-62 企業経営者・個人事業主の借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=298)

回答内容	回答数	%
適正な法律ができた	143	48.0%
グレーゾーン金利の廃止は大変意義がある	30	10.1%
悪質な業者に対する規制を強化してもらいたい	27	9.1%
借り入れしている身では厳しいが仕方がない	26	8.7%
多重債務者を減らすことができる	23	7.7%
総量規制は良いことだと思う	19	6.4%
消費者の役に立つ改正になってほしい	17	5.7%
もっと早く改正してほしい	9	3.0%
その他	4	1.3%

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

図表5-63 企業経営者・個人事業主の借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=534)

回答内容	回答数	%
非常に厳しい内容だと思う	115	21.5%
自営業者として借りにくくなり今後が不安	98	18.4%
もっと周知してほしい	63	11.8%
この改正はますます真綿で首をしめられるように資金繰りが厳しくなりそう	51	9.6%
借入れの制限が厳しくなり、ヤミ金融等に流れる人が増えるのではないかと思う	45	8.4%
資金難に陥る会社が増えそう	41	7.7%
返済能力がある新規事業に対し資金調達が極めて難しくなる	35	6.6%
手軽さが面倒くさくなる	26	4.9%
最近の経済情勢等を考慮した柔軟性の有る対応をしてほしい	21	3.9%
何で、クレジット会社に自分の所得を知らせなくてはいけないのか？	6	1.1%
その他	33	6.1%

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

### 3 ヤミ金融被害の状況について

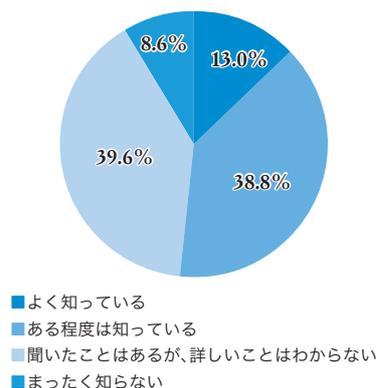
#### ① ヤミ金融の認知と利用の想起

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、“知っている”と回答した割合は「よく知っている」(13.0%)、「ある程度は知っている」(38.8%)をあわせて51.8%となり、利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が18.2%、「考えたことはない」が81.8%となった。

図表5-64 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融に関する認知度

(n=676)

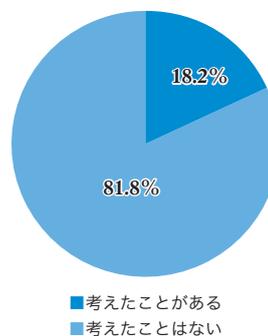
選択肢	回答数	%
よく知っている	88	13.0%
ある程度は知っている	262	38.8%
聞いたことはあるが、詳しいことはわからない	268	39.6%
まったく知らない	58	8.6%
合計	676	100.0%



図表5-65 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融の利用の想起

(n=676)

選択肢	回答数	%
考えたことがある	123	18.2%
考えたことはない	553	81.8%
合計	676	100.0%



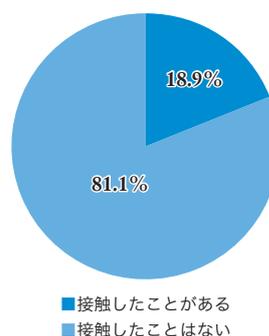
## ②ヤミ金融への接触の有無と利用経験の有無

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が18.9%、「接触したことはない」が81.1%となり、利用経験の有無について調査したところ、ヤミ金融を「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）」（2.4%）、「利用したことがある（現在残高なし）」（5.5%）をあわせて7.9%となっており、「利用したことはない」が92.1%となった。

図表5-66 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融への接触

(n=676)

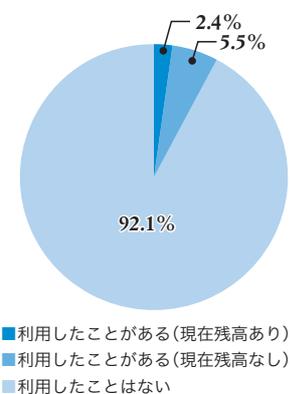
選択肢	回答数	%
接触したことがある	128	18.9%
接触したことはない	548	81.1%
合計	676	100.0%



図表5-67 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融の利用

(n=676)

選択肢	回答数	%
利用したことがある（現在残高あり）	16	2.4%
利用したことがある（現在残高なし）	37	5.5%
利用したことはない	623	92.1%
合計	676	100.0%



### ③ヤミ金融からの借入理由

ヤミ金融から借入れした理由については、「緊急にお金が必要になったから」が50.9%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が43.4%となった。

図表5-68 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融からの借入理由（複数回答）

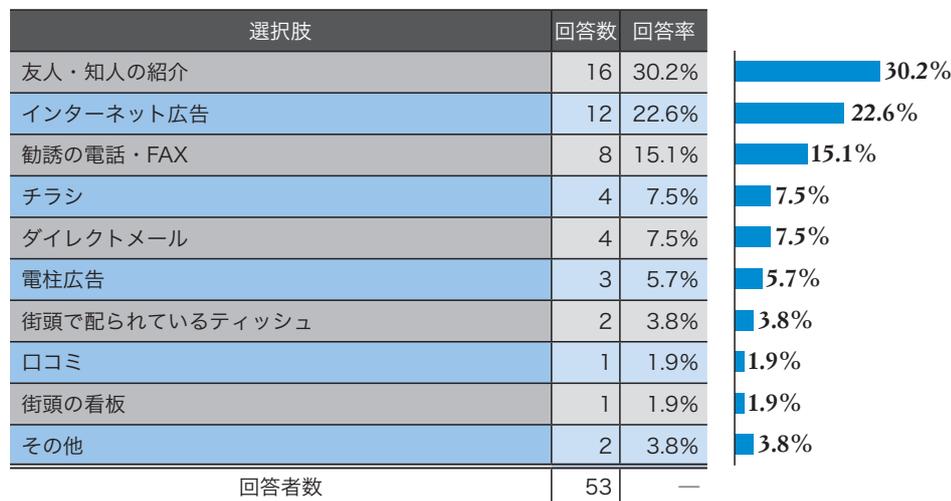


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

### ④ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体

ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」(30.2%)、「インターネット広告」(22.6%)、「勧誘の電話・FAX」(15.1%)が上位を占めた。

図表5-69 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融の認知媒体（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

## 4 本章のまとめ

### 1 消費者向けアンケート調査 結果より

#### ①平成18年当時(改正貸金業法<sup>(\*)1</sup>)が成立 と比べた生活環境の変化

- 借入利用者における平成18年当時と比較した生活環境の変化について調査したところ、回答者の19.3%が「手取り収入が増えた」とした。一方、「手取り収入が減った」とした回答者は51.3%となった。
- 雇用形態別<sup>(\*)2</sup>に生活環境の変化を見ると、いずれの雇用形態についても「手取り収入が減った」との回答が半数を占め、非正規雇用者の回答では、正規雇用者の回答と比べて「勤め先を自己都合で辞めた」(21.7%)、「勤め先を会社都合で辞めさせられた」(11.1%)、「勤め先が倒産した」(3.6%)等が高くなった。

(\*)1 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法が完全施行される予定。

(\*)2 アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者(派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト)」に分けて調査した結果を指す。

#### ②初めての借入先とその選択理由

- 借入利用者に対して、初めて借入を行った借入先について調査したところ、「クレジットカード会社・信販会社」が

56.3%と最も高く、次いで「銀行等金融機関」が23.9%、「消費者金融会社」15.9%となっており、所得階層別に見た場合では、年収が低いほど最初の借入先として「消費者金融会社」を選ぶ比率が高い傾向となった。

- 借入利用者が最初の借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由<sup>(\*)3</sup>としては、「無担保で借入れができたから」が44.3%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がなかったから」が40.0%、「手続きが簡単だから」が37.7%となった。
- 直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途について調査したところ、「生活費の補てん」が41.9%と最も高く、次いで「その他の借入金返済への充当」(21.5%)、「物品購入」(14.5%)、「お小遣いの補てん」(14.3%)等が続いた。一方、「ご自身以外の第三者に頼まれて」(4.6%)といった回答も見られた。
- 「ご自身以外の第三者に頼まれて」とした回答者に対し、依頼された相手について調査したところ、「親族」(75.0%)、「友人・知人」(58.3%)、「勤め先の経営者・上司」(25.0%)となった。

(\*)3 「消費者金融会社」を選んだ理由に関する設問は、複数回答の設問である。

#### ③直近1年間の借入申込結果と、希望通りの借入れができなかった場合の行動

- 直近1年間で消費者金融会社に借入を申し込んだ借入利用者のうち、「希望通りの借入れができなかった」(29.0%)、「最終的に借入れを断られた」(18.9%)

と回答した割合は、あわせて47.9%となり、前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果と比べて9.2ポイント上昇した。

- 前述の希望通りの借入れができなかったとした借入利用者(47.9%)に対し、その後の行動について調査したところ、「支出をあきらめた」が44.9%(前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果と比べて9.8ポイント減少)と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が33.8%(同5.8ポイント減少)、「パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした」が16.7%(同1.6ポイント上昇)となった。一方、「自己破産など債務整理の手続きを申請した」(7.6%)や「他者・相談窓口にご相談した」(5.1%)といった回答も見られた。

(※4) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

#### ④貸金業法改正の認知状況と貸金業法改正に対する意見

- 貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者では59.5%(前回認知調査<sup>(※5)</sup>と比べて10.0ポイント上昇)、総量規制に該当する回答者では61.6%(同11.2ポイント上昇)となった。
- 借入利用者の所得階層別に認知率を見たところ、年収300万円以下では54.9%、301～500万円では57.8%、501～700万円では62.9%、701万円以上では74.8%となっており、前回認知調査<sup>(※5)</sup>に引き続き、年収が低いほど貸金業法改正に対する認知度が低い傾向となった。
- 総量規制の影響を強く受ける可能性のある専業主婦(主夫)<sup>(※6)</sup>の認知度について

調査したところ、「内容も含めてよく知っている」(6.4%)、「ある程度は知っている」(36.4%)となり、約60%が法改正を「理解していない」、「知らない」と回答した。

- 借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とした意見27.1%、中立的な(その他)の意見16.4%、「問題がある」とした意見42.9%、「よくわからない」が13.6%となり、「問題がある」とした意見が最も高く、前回認知調査<sup>(※5)</sup>と比べて8.1ポイント上昇した。
- 総量規制該当者・非該当者それぞれの「問題がある」とした割合を調査したところ、総量規制非該当者で33.8%となった。一方、総量規制該当者では51.9%におよんだ。

(※5) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

(※6) 総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者とあわせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

#### ⑤セーフティネットの認知

- セーフティネットの認知率について調査したところ、一般消費者のセーフティネット全体の認知率<sup>(※7)</sup>は10.7%(前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果と比べて0.8ポイント上昇)となっており、借入利用者のセーフティネット全体の認知率でも14.7%に留まった。
- 借入利用者の認知率を各制度別に見ると、「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」が19.2%と最も高く、次いで「国民センターなどの団体の相談窓

口」が13.9%、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」が13.0%となった。

(※7) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

#### ⑥総量規制該当者割合

- 消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、年収の3分の1を超える借入れがある（総量規制に該当する）と回答した割合は、50.3%となった。
- 所得階層別に借入総額の年収に占める割合を見てみると、年収300万円以下では71.2%、301～500万円では42.8%、501～700万円では34.4%、701万円以上では28.6%となった。
- 新たな借入れができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰める」が68.7%と最も高く、次いで「アルバイト等により収入を増やす」が30.9%、「毎月のやりくりの中で返済する」が28.8%と続く。一方、「返済をあきらめて、自己破産・債務整理（過払金の返還請求を含む）の手続きを申請する」（19.8%）、「家族や親族、友人・知人から借りる」（17.6%）も一定の割合を占めた。
- 借入利用者の生活環境の変化として「手取り収入が減った」とする回答が多い（図表5-1参照）ことから、収入の減少が前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果と比較し、総量規制該当比率が上昇した要因の1つであることが窺える。

#### ⑦借入完済者の借入当時と完済方法

- 過去に消費者金融会社やクレジットカード

ド会社・信販会社から借入れしたことがあり、現在は借入残高がない借入完済者に対し、完済方法について調査したところ、「約定通りに返済を行って完済した」が84.6%となった。

- 「約定通りに返済を行って完済した」とした回答者のうち、31.2%は「借入ピーク時の借入残高が当時年収の3分の1を超えていた」と回答した。
- 平成17年以前の完済者と改正貸金業法<sup>(※1)</sup>が成立した平成18年以降の完済者の完済方法について比較を行ったところ、平成18年以降の借入完済者では、「約定通りに返済を行って完済した」が減少している。一方、「自己破産等法的な債務整理を行った」、「過払金返還請求を行った」といった回答が増えた。

#### ⑧ヤミ金融の利用状況等

- 借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、知っていると回答した割合は、「よく知っている」（10.6%）、「ある程度は知っている」（39.2%）をあわせて49.8%となっており、ヤミ金融からの借入れを考えたことがあるかどうかについては、10.6%が「考えたことがある」と回答した。
- 借入利用者に対し、ヤミ金融との接触および利用有無について調査したところ、ヤミ金融と接触したことがあると回答した割合は9.6%となっており、利用したことがあると回答した割合は5.1%となった（うち1.4%は、現在もヤミ金融を利用していると回答した）<sup>(※8)</sup>。
- ヤミ金融から借入れた理由については、「緊急にお金が必要になったから」が46.3%と最も高く、次いで「正規の貸

金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が38.8%となった。

- ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」(26.9%)、「インターネット広告」(17.9%)が上位を占めた。

(※8) ヤミ金融の利用経験を借入経験者(貸金業者以外からの借入れも含む)全体で見ると、前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果では、借入経験者(貸金業者以外からの借入れも含む3,177名)のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は3.3%(104名)となっており、今回の調査では、借入経験者(貸金業者以外からの借入れも含む15,813名)のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は、3.8%(604名)となった。

## 2 事業者向けアンケート調査 結果より

### ①平成18年当時(改正貸金業法<sup>(※1)</sup>)が成立 と比べた経営環境の変化

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、改正貸金業法が成立した平成18年当時からの自社の経営環境の変化等について調査したところ、「厳しくなった」が81.5%と最も高く、次いで「変化していない」が13.8%、「良くなった」が4.7%となった。
- 具体的にどのように厳しくなったかについては、「売上が減少した」(36.1%)、「仕事が減った」(23.7%)、「融資を受けにくくなった」(11.1%)といった内容が上位を占めた。
- 業種別に見てみると、「不動産業」(100.0%)、「卸売・小売業」(87.5%)、「建設業」(87.0%)で「厳しくなった」と回答した割合が高かった。
- 事業規模別では、「厳しくなった」と回

答した割合は、資本金2,000万円以上の事業者で71.4%であった。一方、資本金2,000万円未満の事業者では82.1%となった。

### ②直近1年間での借入申込結果と希望通りの借入れができなかった場合の行動

- 直近1年間で貸金業者へ借入れを申込んだ企業経営者・個人事業主のうち、「希望通りの金額で借入れできた」と回答した割合は40.1%(前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果と比べて12.3ポイント減少)となった。一方、「希望通りの金額ではなかったので、借入れをやめた」(8.9%)、「借入を申込んだが、断られた」(26.5%)と回答した割合は、あわせて35.4%(同9.8ポイント上昇)となった。
- 「借入れをやめた/断られた」とした回答者に対し、その後の行動について調査したところ、「あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」が52.6%(同ほぼ横ばい)と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が34.0%(同6.7ポイント減少)、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」が30.8%(同4.0ポイント上昇)となった。一方、「事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した」(15.0%)や「従業員への給与支払いを繰り延べた」(11.3%)といった回答も見られた。

### ③貸金業者による事業者向けの融資姿勢

- 企業経営者・個人事業主のうち、資本金2,000万円未満の事業者に対し、事業性資金の借入先について調査したところ、「銀行」が52.4%と最も高く、前回資金需要者調査<sup>(※4)</sup>結果と比較してほぼ横

ばいとなった。一方、「貸金業者」は6.2%と同9.5ポイント減少となった。

- 資本金2,000万円以上の事業者による事業性資金の借入先では、「銀行」が89.6%と前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比較して22.2ポイント上昇した。一方、「貸金業者」は1.2%と同3.3ポイント減少となった。
- 企業経営者・個人事業主に対し、銀行の融資姿勢について調査したところ、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった」(21.2%)、「厳しくなった」(24.2%)をあわせて45.4%（前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比較してほぼ横ばい）となった。
- 一方、貸金業者の融資姿勢については、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった」(22.3%)、「厳しくなった」(24.1%)を合わせて46.4%と前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比較して14.4ポイント上昇した。

#### ④事業性資金の借入れの際の担保等の有無

- 企業経営者・個人事業主に対し、借入れに際しての担保有無について調査したところ、銀行からの借入れにおいては「担保ありもしくは保証人あり」が62.6%となった。一方、貸金業者では「担保なし・保証なし」が72.5%となった。
- 貸金業者からの借入目的を調査したところ、「運転資金」が69.9%、「設備資金」が30.5%、「その他の資金」が25.2%となった。

#### ⑤個人での借入金の、事業性資金への転用

- 企業経営者・個人事業主に対し、個人での借入金を事業性資金に転用した経験の

有無について調査したところ、35.2%が「借入金を事業性資金に転用したことがある」と回答し、前回資金需要者調査<sup>(\*)</sup>結果と比較してほぼ横ばいとなった。

- 個人での借入金を事業性資金へ転用した目的としては、「仕入先への支払い」が47.3%と最も高く、次いで「銀行への返済」が36.3%、「社員の給与支払い」が30.3%となった。
- 第三者に対して「他から借入れを行って、その借入金を自分に貸して欲しい（事業性資金として使用するため）」と依頼した経験の有無について調査したところ、21.6%が「依頼したことがある」と回答し、依頼先の内訳は「家族」が51.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が32.3%、「会社の共同経営者」が24.6%となった。
- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、総量規制に該当し、個人としての借入れができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響度合いについて調査したところ、「影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）」と回答した割合は、50.7%となった。

#### ⑥今後の貸金業者の利用意向

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業者の今後の利用意向について調査したところ、「利用したい」と回答した割合は、「今後は利用してみたい」(22.6%)、「必要に応じて、利用を検討してみたい」(53.0%)をあわせて75.6%となった。
- その理由としては、「無担保で借入れができるから」が50.9%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がないから」

が43.2%、「手続きが簡単だから」が43.1%、「銀行・信用金庫・信用組合等から借入れができないから」が36.0%となった。

- 地域別に利用意向を見てみると、「今後は利用してみたい（「必要に応じて、利用を検討してみたい」を含む）」と回答した割合は、「東京」（72.0%）、「中部」（72.1%）、「近畿」（71.7%）、「九州・沖縄」（74.5%）となった。一方、「北海道」では93.8%となった。

#### ⑦貸金業法改正に対する意見

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者の、貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が45.8%と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が25.6%、「中立的（その他）」との意見が15.7%、「よくわからない」とする意見が12.9%となった。
- 法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、「非常に厳しい内容だと思う」、「自営業者として借りにくくなり今後が不安」、「もっと周知してほしい」、「この改正はますます真綿で首をしめられるように資金繰りが厳しくなりそう」、「借入れの制限が厳しくなり、ヤミ金融等に流れる人が増え

るのではないかと思う」といった意見が見られた。

#### ⑧ヤミ金融の利用状況等

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、ヤミ金融について“知っている”と回答した割合は、「よく知っている」（13.0%）、「ある程度は知っている」（38.8%）をあわせて51.8%となっており、ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうかについては、「考えたことがある」が18.2%となった。
- ヤミ金融との接触経験および利用経験の有無について調査したところ、「接触したことがある（電話やメール等を含む）」が18.9%、「利用したことがある」が7.9%となった。
- ヤミ金融から借入れした理由については、「緊急にお金が必要になったから」が50.9%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が43.4%となった。
- ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」（30.2%）、「インターネット広告」（22.6%）、「勧誘の電話・FAX」（15.1%）が上位を占めた。

# JFSA白書 年表

平成18年12月～平成22年1月

- 平成18年12月 ・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布
- 平成19年1月 ・ 20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる
- 3月 ・ 改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足
- 4月 ・ 政府の多重債務者対策本部が「多重債務問題改善プログラム」を決定
- 5月 ・ 従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定
- 7月 ・ 金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集
- 8月 ・ 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集  
・ 新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集
- 9月 ・ 新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施
- 10月 ・ 自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承
- 11月 ・ 新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布
- 12月 ・ 18日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる  
・ 内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立  
・ 株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足
- 平成20年3月 ・ アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 4月 ・ 多重債務問題の全面的解決を目的として、超党派（自民党・民主党・公明党・共産党・社民党・無所属）の国会議員69名で「多重債務問題対策議員連盟」を設立
- 7月 ・ 株式会社オークスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 9月 ・ サンライズファイナンス株式会社とリーマン・ブラザーズ・コマーシャル・モーゲージ株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請  
・ かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化  
・ 株式会社新生銀行がGE コンシューマー・ファイナンス株式会社からレイクをはじめとする全ての個人向金融事業を買収
- 10月 ・ アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによるTOB（株式公開買付）により、持分法適用会社から連結子会社となる
- 12月 ・ 株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立

平成21年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社 SFCG が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併し、新たに「株式会社セディナ」が発足</li> <li>・株式会社テラネットが全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更</li> <li>・改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される</b></li> <li>・日本貸金業協会が「貸金業務取扱主任者資格試験」の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受ける</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社三井住友銀行がオリックス・クレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシーピーを合併し、会社略称を「JIC」から「JICC」に変更</li> <li>・<b>日本貸金業協会が「第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</b></li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR手続（裁判外紛争解決手続）を申込</li> <li>・<b>貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて5,000社を割る</b></li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請</li> <li>・日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定</li> <li>・金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置</li> <li>・<b>日本貸金業協会が「第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</b></li> <li>・<b>日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明</b></li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける</li> <li>・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催</li> <li>・<b>日本貸金業協会が「第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施</b></li> <li>・<b>日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書（改正貸金業法の完全施行に向けて）を提出</b></li> </ul>
平成22年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第11回事務局会議の開催</li> <li>・金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し」）の登録、利用を認めないことを決定</li> </ul>

平成 21 年度版  
**JFSA 白書**

---

平成 22 年 3 月 31 日発行

**発行** 日本貸金業協会

**住所** 〒 108-0074 東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号 二葉高輪ビル3 階

**電話** 03-5739-3013(企画調査部)

**ホームページ** <http://www.j-fsa.or.jp>